

学校の「危機管理マニュアル」等の評価・見直しガイドライン

解説編

目 次

1	マニュアルの基本事項 -----	1
1-1	危機管理マニュアルの目的と位置付け	1
1-1-1	危機管理マニュアルの目的と法的根拠	1
1-1-2	各種計画・マニュアル類との相互関係	3
1-2	危機管理の考え方	4
1-2-1	危機管理の基本方針	4
1-2-2	事前・発生時・事後の危機管理	5
1-3	危機管理マニュアルの運用方法	6
1-3-1	教職員・関係者等への周知徹底	6
1-3-2	危機管理マニュアルの保管方法	7
1-3-3	危機管理マニュアルの評価・見直しと改善	7
1-3-4	改訂履歴の管理	8
2	事前の危機管理 -----	9
2-1	現状及び危機管理の前提となるリスクの把握	9
2-1-1	地域、学校、学区の現状	9
2-1-1-1	地域の特徴、歴史、被災履歴の把握	9
2-1-1-2	学校、学区の現状の把握	10
2-1-2	危機管理の前提となる危機事象等	12
2-1-2-1	想定される危機事象	12
2-1-2-2	地域における防災・安全上の学校施設の役割	13
2-2	危機の未然防止対策	15
2-2-1	未然防止のための体制	15
2-2-2	点検	15
2-2-2-1	危険箇所の抽出	15
2-2-2-2	危険箇所の分析と管理	18
2-2-3	傷病者発生防止対策	20
2-2-3-1	傷病の基本的な防止対策	20
2-2-3-2	頭頸部外傷の防止対策	21
2-2-3-3	熱中症の防止	22
2-2-3-4	食物アレルギー・アナフィラキシーの防止	24
2-2-4	犯罪被害防止対策	27
2-2-4-1	不審者侵入の防止	27
2-2-4-2	インターネット上の犯罪	28
2-2-5	火災予防対策	28
2-2-6	教育活動の様々な局面における未然防止対策	29
2-2-6-1	各教科の学習時間・休み時間・ クラブ活動等における対策	29
2-2-6-2	校外活動に際しての対策	29
2-2-6-3	校内行事に際しての対策	30
2-3	危機発生に備えた対策	32
2-3-1	緊急時の体制整備	32
2-3-1-1	教職員の非常参集体制の整備	32
2-3-1-2	対策本部体制の整備	33
2-3-1-3	関係機関との連絡体制	34
2-3-2	施設・設備・備品の整備	36
2-3-2-1	通信・情報収集手段	36
2-3-2-2	緊急時持ち出し品・文書等の整備・管理	38
2-3-2-3	備品・備蓄品	39

2-3-3	家庭・地域・関係機関等との連携	40	
2-3-3-1	家庭との連携	40	
2-3-3-2	地域・関係機関等との連携	41	
2-3-4	避難計画・避難訓練	43	
2-3-4-1	避難計画	43	
2-3-4-2	避難訓練	47	
2-3-5	教職員研修	48	
2-3-6	安全教育	49	
3	発生時(初動)の危機管理		51
3-1	傷病者発生時の対応	51	
3-1-1	傷病者発生時の基本の対応	51	
3-1-2	頭頸部外傷発生時の対応	54	
3-1-3	熱中症発生時の対応	56	
3-1-4	食物アレルギー発生時の対応	58	
3-2	犯罪被害発生時の対応	59	
3-2-1	不審者侵入事案発生時の対応	59	
3-2-2	登下校時の不審者事案	60	
3-2-3	学校への犯罪予告等への対応	60	
3-3	交通事故発生時の対応	62	
3-4	災害発生時の対応	63	
3-4-1	火災発生時の対応	63	
3-4-2	気象災害時の対応	63	
3-4-2-1	大雨等が予想される場合の事前の臨時休業等の措置	63	
3-4-2-2	突発的な気象災害等の発生時の対応	64	
3-4-3	地震発生時の対応	65	
3-4-4	火山災害発生時の対応	66	
3-4-5	原子力災害発生時の対応	67	
3-5	その他の危機事象の発生時の対応	68	
3-5-1	弾道ミサイル発射等への対応	68	
3-6	校外活動中・校内行事開催中における 事故災害等発生時の対応	69	
3-6-1	校外活動中に発生した場合の対応	69	
3-6-2	校内行事開催中に発生した場合の対応	70	
4	事後の危機管理		71
4-1	事後(発生直後)の対応	71	
4-1-1	児童生徒等の安否確認	71	
4-1-2	集団下校・引渡しと待機	72	
4-1-3	保護者等・報道機関への対応	72	
4-1-3-1	被災児童生徒等の保護者への説明と支援	72	
4-1-3-2	児童生徒等、保護者への説明	73	
4-1-3-3	報道機関への対応	74	
4-1-4	教育活動の継続	75	
4-1-5	避難所運営への協力	76	
4-2	心のケア	77	
4-2-1	児童生徒等の心のケア	77	
4-2-2	教職員の心のケア	78	
4-3	調査・検証・報告・再発防止等	79	
4-3-1	学校設置者等への報告、支援要請	79	
4-3-2	調査	79	
4-3-3	評価・検証、再発防止	81	

Ⅰ マニュアルの基本事項

1-1 危機管理マニュアルの目的と位置付け

1-1-1 危機管理マニュアルの目的と法的根拠

学校保健安全法第 29 条では、学校において危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）を作成すること、及びこれを教職員に周知することなどが義務付けられています。危機管理マニュアルの目的と位置付けを明確化するため、当該マニュアルがこの法律に基づくものであることを明記しておく必要があります。

また学校では、学校保健安全法以外にも、下表のように様々な法令に基づいて、安全確保等に関する計画を定めることが求められています。

しかし、これら計画に定めるべき事項の中には、災害等が発生した場合の体制、避難誘導の在り方など、一般に危機管理マニュアルに定めておくことと同様の事項が少なくありません。このため、必要な事項を危機管理マニュアルに定めることで、これらの法律に基づいて定めるべき計画を兼ねることもできます。そのような場合には、他の法令に基づく計画である旨も、明記しておきましょう。

根拠となる法令	対象となる学校	策定すべき計画
消防法 第 8 条第 1 項	収容人員 50 人以上の学校	消防計画
水防法 第 15 条の 3 第 1 項	洪水浸水想定区域内に位置し、市町村の地域防災計画で指定された学校	避難確保計画
土砂災害防止法 ¹⁾ 第 8 条の 2 第 1 項	土砂災害警戒区域内に位置し、市町村の地域防災計画で指定された学校	避難確保計画
津波防災地域づくり法 ²⁾ 第 71 条第 1 項 2	津波災害警戒区域内に位置し、市町村の地域防災計画で指定された学校	避難確保計画
活火山法 ³⁾ 第 8 条第 1 項	火山災害警戒地域内に位置し、市町村の地域防災計画で指定された学校	避難確保計画
大規模地震対策特別措置法 第 7 条第 1 項	地震防災対策強化地域内に位置し、収容人員 50 人未満の学校 [※]	地震防災応急計画
日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震特措法 ⁴⁾ 第 7 条第 1 項	日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域内に位置し、収容人員 50 人未満の学校 [※]	日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策計画
南海トラフ地震特措法 ⁵⁾ 第 7 条第 1 項	南海トラフ地震防災対策推進地域内に位置し、収容人員 50 人未満の学校 [※]	南海トラフ地震防災対策計画

1) 正式名称「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」

2) 正式名称「津波防災地域づくりに関する法律」

3) 正式名称「活動火山対策特別措置法」

4) 正式名称「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」

5) 正式名称「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」

※ 収容人員 50 人以上の学校が、各法が規定する事項を消防法に基づく消防計画の中で定めたときには、当該事項について定めた部分が各法の規定する対策計画等とみなされます。

そうではなく、各法に基づく計画をそれぞれ別に作成する場合には、災害対応体制などの各計画に共通して記載する事項について、計画間で齟齬や矛盾が生じないように配慮することが大切です。

記載の視点

- 学校保健安全法第29条に定める「危険等発生時対処要領」として策定
- その他の法律に定める下記の計画として策定（該当する場合）
 - ・ 消防法に基づく消防計画
 - ・ 水防法、土砂災害防止法、津波防災地域づくり法、活火山法に基づく避難確保計画
 - ・ 大規模地震対策特別措置法に基づく地震防災応急計画
 - ・ 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震特措法に基づく防災対策計画
 - ・ 南海トラフ地震特措法に基づく防災対策計画

◆ 危機管理マニュアルの目的と位置付け ⇒ サンプル編 p.1

【コラム】「避難確保計画」の作成義務

市町村は、災害対策基本法に基づいて、災害予防、災害応急対策、災害復旧など災害に関する総合的・計画的な対策を定めた「地域防災計画」を作成しています。

関連各法のうち、水防法、土砂災害防止法、津波防災地域づくり法、活火山法に基づく「避難確保計画」の策定が義務付けられているのは、この市町村の地域防災計画の中で、利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があるとして「要配慮者利用施設」や「避難促進施設」に指定されている施設です。これらの施設に指定された場合、避難確保計画を作成し、これを市町村に報告して内容の確認を受けることが求められるとともに、避難確保計画に基づく避難訓練を実施し、報告することも義務付けられています。

市町村による施設の指定は、順次進められており、また災害危険のある範囲を示すハザードマップが改訂されると追加指定される場合もあります。このため、自校が避難確保計画を作成すべき施設として指定されているかどうかは、市町村の防災担当部局に確認することが必要です。また、避難確保計画の作成に当たっては、市町村の防災担当部局の支援を受けることもできますので、まずは相談してみるとよいでしょう。

【コラム】「避難確保計画」と学校の危機管理マニュアルとの関係（本編 p.46）も参照

1-1-2 各種計画・マニュアル類との相互関係

学校保健安全法第 27 条では、学校において学校安全計画を策定することが定められています。その他にも、例えば安全点検の計画やチェックリストなど、学校には、学校安全に関わる計画、マニュアルなどが複数存在するでしょう。

そのような場合は、危機管理マニュアルの中で、それらの計画・マニュアル類と危機管理マニュアルの関係について整理し、記載しておきます。これによって、危機管理マニュアルを含む、学校安全に関する文書・規程類の全体像が把握でき、改訂などに伴う変更の管理を漏れなく実施することが可能となります。

記載の視点

- 関連計画の体系（体系図などの形式で記載するとよい）
- マニュアル改訂時の関連計画への反映

◆ 危機管理マニュアルの目的と位置付け ⇒ サンプル編 p.1

1-2 危機管理の考え方

1-2-1 危機管理の基本方針

危機管理マニュアルは、様々な事態の発生を想定してその対応等を定めるものですが、実際の事故・災害等は、必ずしも想定どおりに起こるわけではありません。マニュアルの想定を超えた事態が発生した場合には、その場で臨機応変に判断し対応することが必要となります。

そのような場合に、判断の“よすが”となるのが、「基本方針」「基本理念」などと呼ばれるような基本的な価値観・考え方です。マニュアルに定めのない事態が発生し、複数の選択肢の中から何を選ぶべきか迷うときなどには、この基本的な考え方に立ち返って判断することとなります。

このため、各学校においては、その学校の危機管理で何を最重要視するのか、どのような姿勢で危機管理に当たるのか、などを検討し、これを基本方針として危機管理マニュアルに明記しておくことが必要です。また、こうした基本方針は、平時から教職員等が共通の認識とするとともに、保護者や関係機関などと共有しておくことも重要です。

記載の視点

- その学校の危機管理における基本的な価値観・考え方を記載。
 - 事故・災害等の発生時に優先すべき事項
 - 取組の体制・姿勢
 - 保護者や関係機関との連携 など

◆ 危機管理の基本方針 ⇒ サンプル編 p.2

【コラム】大川小学校事故の教訓にみる「基本方針」の重要性

平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災では、宮城県石巻市の石巻市立大川小学校で、津波により 84 名の児童・教職員が犠牲となりました。この事故を検証した事故検証委員会は、その報告書の中で、次のように提言しています。

【提言 3】教職員の緊急事態対応能力の育成と訓練

…（中略）…

各学校は、迷ったときには子どもの命を何よりも第一に考えた選択肢を選ぶことを教職員間で申し合わせ、その旨を行動指針として折に触れ確認すること。

…（後略）…

出典：大川小学校事故検証委員会「大川小学校事故検証報告書」（平成 26 年 2 月）

いざというときに、教職員が危機管理マニュアルを超えた柔軟な意志決定と果敢な行動を取るためには、このような行動指針を定め、それを十分に定着させておくことが不可欠なのです。

1-2-2 事前・発生時・事後の危機管理

学校の危機管理を進める上では、事前・発生時・事後の3段階を想定して、児童生徒等の生命や身体を守る方策を検討しておくことが必要です。

事前の対応は、その後の対応全てにつながる最も重要な対応であることから、危機管理マニュアルの中で明確に位置付けておくことが必要です。事故等の発生を未然に防止するという観点と、万が一発生した場合への備えという、2つの観点で必要な事項を記載します。

また、どのような事故・災害が発生したかによって、取るべき対応は異なる場合が少なくありません。このため危機管理マニュアルには、発生する事象の種類別に対応を整理することが望まれます。発災時の対応については、時間切迫しがちな緊急時に参照するものですので、本ガイドラインのサンプル編 p. 66 以降で紹介するフロー図などのように、簡易的かつ見やすい形式で記載しておきましょう。

事故・災害等からの復旧・復興に当たっては、的確な事後対応も不可欠です。このため、事後対応についても基本的な手順等をあらかじめ検討し、危機管理マニュアルに定めておく必要があります。

記載の視点

事前の 危機管理	<ul style="list-style-type: none"> ● 現状及びリスクの把握 <ul style="list-style-type: none"> ● 地域、学校、学区の現状 ● 危機管理の前提となる危機事象 ● 危機の未然防止対策 <ul style="list-style-type: none"> ● 未然防止のための体制 ● 点検 ● 傷病者発生防止対策 ● 犯罪被害防止対策 ● 火災予防対策 ● 教育活動の様々な局面における未然防止対策 ● 危機発生に備えた対策 <ul style="list-style-type: none"> ● 緊急時の体制整備 ● 施設・設備・備品の整備 ● 家庭・地域・関係機関との連携 ● 避難計画・避難訓練 ● 教職員研修 ● 安全教育
発生時 (初動)の 危機管理	<ul style="list-style-type: none"> ● 事象の種類別に記載 ● フロー図など、簡易的・見やすい形式
事後の 危機管理	<ul style="list-style-type: none"> ● 事後(発生直後)の対応 <ul style="list-style-type: none"> ● 児童生徒等の安否確認 ● 集団下校・引渡しと待機 ● 保護者等・報道機関への対応 ● 教育活動の継続 ● 避難所運営への協力 ● 心のケア ● 調査・検証・報告・再発防止等

1-3 危機管理マニュアルの運用方法

1-3-1 教職員・関係者等への周知徹底

危機管理マニュアルの内容は、あらかじめ教職員（臨時的任用・非常勤の教職員を含む）等に周知徹底することが不可欠です。特に、発災直後の緊急対応手順については、危機管理マニュアルに頼らなくても遂行できるよう、十分に習熟しておく必要があります。毎年度当初に、人事異動で新たに赴任した教職員を含めた全員で危機管理マニュアルの内容と役割を理解するための研修機会を設けましょう。

例えば、年度当初の職員研修として危機管理マニュアルをはじめ関連文書・マニュアル等の読み合わせを行う、職員会議で季節ごとの留意点を共有・議論するなど、各学校の実状に合わせて具体的な方策を定め、実践します。

加えて、児童生徒等、保護者、その他地域住民や関係機関などにも、危機管理マニュアルに定める事項のうち特に必要な事項をあらかじめ周知しておくことも必要です。例えば、児童生徒等に対しては学校で想定される危機の内容、危機が発生した際取るべき行動などを、保護者に対しては引渡しの方法や臨時休業の判断基準などを、地域の関係者や関係機関には事故災害等の発生時における役割分担・協力要請事項などを、というように、対象により周知すべき内容は異なります。このため危機管理マニュアルには、周知の対象別に、周知すべき内容・周知方法などを具体的に定めておきましょう。なおその際には、防犯上の観点から、防犯対策に関する情報は、学外関係者への開示範囲を限定することにも留意します。

児童生徒等や保護者に対しての周知に当たっては、危機管理マニュアルに定める事項のうち特に関係する部分の内容を抜粋してわかりやすくまとめた資料を作成・配布するなどの工夫も望まれます。

また、学外に対しても、例えば以下の例のように、学校安全に関わりを持つ関係者・関係機関を対象に幅広く周知することが望まれますので、周知の機会としては、地域学校安全委員会など、学校安全に関わる関係者が一堂に会する場を活用するとよいでしょう。

- 地域の住民・関係団体等（自治会、自主防災組織）
- 防災・防犯ボランティア団体
- 各地域の警察署、消防署
- 市区町村の防災担当部局
- 近隣の学校等
- 学校医、学校歯科医、学校薬剤師等
- 学校近隣の保健医療機関等、地域医師会

記載の視点

- 教職員に対する周知内容・周知方法
- 児童生徒等に対する周知内容・周知方法
- 保護者に対する周知内容・周知方法
- その他関係機関としての周知対象と、それら機関への周知内容・周知方法

◆ 教職員・関係者等への周知等 ⇒ サンプル編 p.3

1-3-2 危機管理マニュアルの保管方法

事故・災害等発生時の対応手順を記載している危機管理マニュアルは、いざというときに確実に使えるようにしておかなければなりません。このため、その保管形態や保管場所などについても配慮が必要です。

例えば、大規模地震等の発生時には停電することが想定されますので、パソコン内の電子データという形式だけではなく、必ず出力した冊子の形でも保管しておきます。また、避難の際に持ち出すことを想定して、あらかじめ緊急時持ち出し品の中に入れておくほか、外部機関等のオンラインストレージサービスを活用して学校施設が使用できなくなった場合に対処しておくことも望ましいでしょう。さらには、児童生徒等が急に倒れた場合などの救命処置等の手順、関係各機関の緊急連絡先などは、それを利用する可能性が高い場所（前者であれば体育館やプール、後者であれば職員室など）の壁などに大きく掲示しておくなどの対応も考えられます。

このような危機管理マニュアルの保管方法等についても、十分に検討した上でマニュアル上に明記し、これを確実に実践しておくことが重要です。

◆ マニュアルの保管方法 ⇒ サンプル編 p.4

1-3-3 危機管理マニュアルの評価・見直しと改善

危機管理マニュアルは、一度策定すればよいというものではなく、常に新たな知見・情報や社会情勢等の変化に合わせて改訂していくことが必要です。具体的な見直し・改善の視点としては、例えば以下のような事項が挙げられます。

- 人事異動等による分担や組織の変更はないか
- 施設・設備や通学路、児童生徒等の状況に変化はないか
- 地域や関係機関との連携に変更はないか
- 防災避難訓練、研修会等の図上訓練（卓上訓練）で、問題点や課題の発見はなかったか
- 他校の事例や社会情勢の変化等から、自校に不足している項目はないか

これを確実に実行するために、危機管理マニュアルには、常にマニュアルの見直し・改善を図る旨を明記するとともに、見直し・改善の時期（訓練後の評価、見直し・改善の契機とする事象等を含む）、その手順などを具体的に記載します。

記載の視点

- | | |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ● 見直し・改善の時期 <ul style="list-style-type: none"> ● 定例的な見直し・改善の時期（訓練後の評価等） ● 臨時の見直し・改善の時期 | <ul style="list-style-type: none"> ● 見直し・改善の手順 <ul style="list-style-type: none"> ● 草案作成担当者 ● 学校内での検討・協議体制 ● 保護者、関係機関との検討・協議体制 |
|---|---|

◆ マニュアルの見直しと改善 ⇒ サンプル編 p.5

1-3-4 改訂履歴の管理

危機管理マニュアルは、訓練結果などを基に定期的に見直し・改善していくことが必要です。見直し・改善の結果を反映した改定版は、常に最新のものを共有し利用できるようにしておかなければなりません。

このため、当該マニュアルが最新版であることが明確となるよう、マニュアルの表紙には必ず改訂時期を記載しておきましょう。その際、定期的な見直し・改善を確実にしていることを示すために、改訂に携わった担当者やこれを確認・決定した責任者などの氏名を記載しておくことも有効です。

また、これまでにどのような点が変更・修正されてきたかという改訂履歴を残しておくことも、文書管理という観点からは欠かせません。危機管理マニュアルの冒頭、表紙の裏面や次のページに改訂履歴一覧を記載し、版数、改訂年月日、改訂概要を記載しておくことが望まれます。

記載の視点

表紙	<ul style="list-style-type: none"> ● 学校名、マニュアル名 ● 改訂時期(改訂年月) ● 改訂時の担当者・責任者等の肩書・氏名、最終確認年月日
改訂履歴	<ul style="list-style-type: none"> ● 下記の事項を記載した一覧表 <ul style="list-style-type: none"> ・版数 ・改訂年月日 ・改訂概要

- ◆ 危機管理マニュアル 表紙イメージ ⇒ サンプル編 p.6
- ◆ 改訂履歴一覧 ⇒ サンプル編 p.6

2 事前の危機管理

2-1 現状及び危機管理の前提となるリスクの把握

2-1-1 地域、学校、学区の現状

2-1-1-1 地域の特徴、歴史、被災履歴の把握

学校にどのような事故・災害等のリスクがあるかについては、その学校を取り巻く地域の自然的・社会的環境が大きく関わります。このため、学校安全を推進する上では、その概略を基礎知識として押さえておくことが必要です。

学校が立地している地域の地勢・地質などの自然的環境や、人口・都市構造・交通環境など社会的環境の概略について、総合的に危機管理マニュアルに記載するとともに、教職員間の共通認識としておきましょう。多くの市町村では、これらの情報を「地域防災計画」にまとめて記載していますので、参考にするとよいでしょう。

記載の視点

- 地勢、地質
- 人口、年齢構成
- 都市構造（住宅街／工業地帯／農業地帯／商業地帯）
- 建物・住宅の構造（木造比率、不燃化率等）
- 近隣の幹線道路など交通網
- 化学工場や原子力施設等の危険物貯蔵施設
- 過去の被災履歴

【コラム】市町村の「地域防災計画」を活用しよう！

災害対策基本法に基づいて市町村が定める「地域防災計画」では、例えば以下のような様々な防災に関する対策の計画が総合的に記載されています。

- * 市町村をはじめとする関係機関等の役割（業務の大綱）
- * 防災施設の新設・改良や教育・訓練など、災害予防に関する事項
- * 情報収集・伝達、警報等の発令・伝達、避難・消火・水防などの災害応急対策
- * 災害復旧、被災者支援に関する事項 など

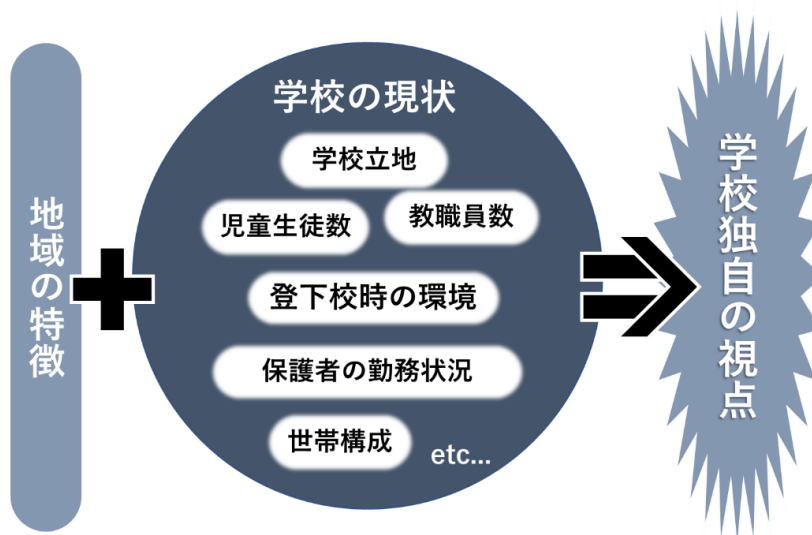
多くの市町村では、この地域防災計画において、地域の自然的・社会的環境を整理するとともに、過去にその地域で発生した主な災害の履歴や、地震・津波・洪水その他の災害シミュレーション（被害想定）結果などを整理して、各種対策計画の前提として記載しています。学校を取り巻く地域の概況を総合的に把握する上では、この地域防災計画の記載を参考にすると効果的ですので、ぜひ活用しましょう。

2-1-1-2 学校、学区の現状の把握

地域の状況の中でも、特に学校周辺（学区内等）の状況や、学校の立地環境その他の現況については、より詳細に整理して把握しておくことも重要です。例えば、地理院地図（次ページコラム参照）などを用いて学校周辺や学区の地形的特徴を把握することで、その地形がもたらす可能性のある自然災害を理解することもできます。教職員は、比較的短い周期で異動を繰り返す場合も少なくありませんので、地域・学校に関する基本的な情報も、自然に身に付くことを期待するのではなく、危機管理マニュアルの中で整理して、定期的に確認し共通認識としておこななければなりません。

学校や学区の状況を総合的に把握するために、各校で学校概況として取りまとめている事項を中心として、危機事態の発生や対応に関係すると考えられる事項をまとめて記載しておきましょう。

前項（2-1-1-1）で整理した地域の特徴と、本項で整理した学校や学区の状況を組み合わせ、学校独自の視点を持った上での危機管理を行うことが重要です。



記載の視点

- | | |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ● 学校の立地環境、規模 ● 登下校方法、登下校時間、通学範囲 ● 児童生徒等、教職員の状況 <ul style="list-style-type: none"> ● 在籍する児童生徒等の数 ● 勤務する教職員の数 ● 特別な配慮を必要とする児童生徒の状況 ● 世帯構造（核家族・三世代） ● 保護者の勤務状況 | <ul style="list-style-type: none"> ● 学区の状況 <ul style="list-style-type: none"> ● 学区内の住民の状況（高齢化等） ● 自主防災組織等、地域活動の状況 ● 近隣の関係機関等 <ul style="list-style-type: none"> ● 医療機関 ● 警察署 ● 消防署 など |
|---|--|

◆ 地域、学校、学区の現状 ⇒ サンプル編 p.7

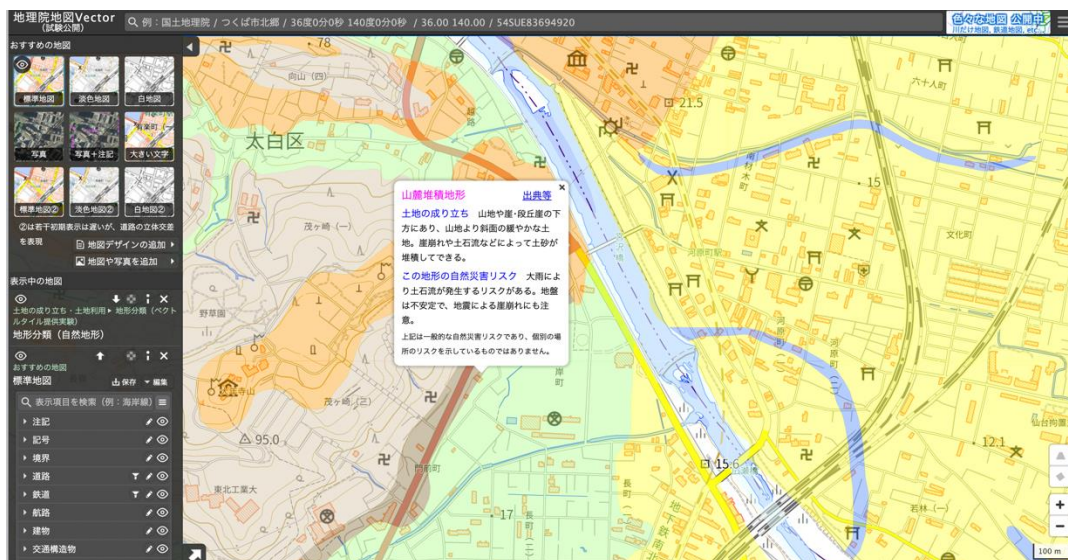
【コラム】「地理院地図」を活用した災害リスクの把握

国土地理院では、地形図、写真、標高、地形分類、災害情報など、日本国土のようすを発信するウェブ地図「地理院地図」(<https://maps.gsi.go.jp/>)を公開しています。

このサイトでは、過去から現在までの地形図や航空写真などのほか、災害への備えに役立つことのできる次のような情報を見ることができます。

地形分類	地形の形態、成り立ち、性質などをワンクリックで確認
土地条件図	山地・丘陵、台地・段丘、低地水部、人工地形等の地形分類を示した地図
治水地形分類図	扇状地、自然堤防、旧河道などの詳細な地形分類を示した地図
明治期の低湿地	明治期に作成された地図から当時の低湿地を抽出した地図
活断層図	活断層と地形分類を示した地図
火山基本図	火山の精密な地形や登山道などを示した地図
火山土地条件図	過去の噴出物の分布や防災関連施設などを示した地図
指定緊急避難場所	災害対策基本法に基づく指定緊急避難場所の地図
自然災害伝承碑	過去に起きた津波や洪水などの自然災害の情報を伝える石碑やモニュメントを示す地図

例えば、このウェブ地図で学校周辺の地形分類（自然地形）を表示することにより、画面上でワンクリックするだけで「地形分類」とその土地の成り立ち、その地形の自然災害リスクを把握することができます。また、地図上の任意の場所の標高を表示させたり、指定緊急避難場所などまでの避難経路を指定してその標高を断面図で確認したりすることもできます。



地理院地図の「地形分類」を用いた例

こうした機能を活用することで、自校周辺の地形的特徴がもたらす自然災害リスクを把握したり、安全な避難経路の選定に役立てたりすることができます。動画も含めた詳しい使い方や活用例を紹介するページ(<https://maps.gsi.go.jp/help/intro/index.html>)もありますので、ぜひ活用してみましょう。

2-1-2 危機管理の前提となる危機事象等

2-1-2-1 想定される危機事象

地域及び学校の特徴を整理した後は、それらの情報に基づいて学校で起こり得る危機事象を特定し、想定される事態を明確化します。

学校で起こり得る危機事象には様々なものがあります。地震・津波や風水害などの自然災害、学校での各種活動中のケガや突然の発作などによる傷病発生、登下校中の交通事故などはもちろんのこと、児童生徒等の個人情報紛失、教職員の不祥事なども、学校にとっての危機事象と捉えることができるでしょう。しかし、学校保健安全法で作成が求められる危機管理マニュアルとしては、少なくとも、児童生徒等の生命・身体の安全に重大な影響を及ぼす事象は網羅する必要があります。このため、学校安全の3領域である「生活安全」「交通安全」「災害安全（防災）」の観点から、様々な危機事象を想定しましょう。

〈学校で想定される主な危機事象の例〉※

危機事象		想定される事態(例)
生活安全	傷病の発生	熱中症、スポーツ中の頭頸部損傷その他の外傷、階段その他からの転落、急病等による心肺停止 等
	犯罪被害	不審者侵入、地域での不審者情報、学校への犯罪予告、校内不審物
	食中毒、異物混入	学校給食による食中毒、学校給食への異物混入 等
	食物等アレルギー	学校給食や教材によるアレルギー・アナフィラキシー
交通安全	自動車事故	登下校中や校外活動中の交通事故
	自転車事故	
	その他の交通事故	
災害安全	気象災害	洪水・内水氾濫・高潮等による浸水、強風による飛来物・停電、突風・竜巻による家屋倒壊・飛来物、落雷
	地震・津波災害	建物倒壊、家具等の転倒・落下、津波浸水、液状化、二次災害としての火災・がけ崩れ・ライフライン寸断 等
	土砂災害	がけ崩れ、土石流、地すべり
	火山災害	火砕流、融雪型泥流、火山灰 等
	原子力災害	原子力発電所の事故 等
	大規模事故災害	ガソリンスタンド、化学工場など危険物取扱施設での事故 等
その他	火災	校内施設や近隣からの出火
	大気汚染	光化学オキシダント被害、微小粒子状物質 (PM 2.5)
	感染症	結核、麻しん、新たな感染症 等
	弾道ミサイル発射	Jアラートの緊急情報発信
	その他	空からの落下物、インターネット上の犯罪被害 等

※いじめや暴力行為など児童生徒等同士による傷害行為は、生徒指導の観点から取り込まれる内容であるため、本ガイドラインの対象とはしていません。

どのような危機事象を想定するかは、各学校の立地や周辺環境によって異なりますので、自校の状況に合わせて考えることが必要です。学校周辺だけでなく、校外活動でよく利用する地域がある場合には、その地域の地理的状況（海岸や河川の付近、活火山の付近など）も考慮して危機事象を想定しておくことも大切です。

例えば、洪水や土砂災害のリスクを考える上では、その地域で過去に発生した降雨（1時間降水量、24時間降水量）の最大値を押さえておくとともに、その際にどこでどのような被害が発生していたかを把握しておくことが有効です。

また、地震・津波や洪水、土砂災害、火山噴火などの自然災害に関しては、災害シミュレーション結果を示したハザードマップ（防災マップ等）が公表されている場合があります。市町村の防災担当部局などに相談してそのような情報を入手し、想定される地震の震度や津波・洪水等の浸水深、地域の被害状況（住家被害・人的被害など）などを読み取って、自校で想定される事態をより具体的に記載しておきましょう。マップのうち学区を中心としたエリアを抜粋して危機管理マニュアルに記載することで、想定される危機事象を視覚的に示すと有効です。

なお、ハザードマップ等を活用する上では、そのマップがどのような規模の災害を想定しているかという前提条件も押さえておくことが重要です。ハザードマップは一定の条件を基に被害を想定したものであり、場合によってはその想定を超えた事象などによりハザードマップで示されている範囲以外の箇所でも被害が発生する可能性があることを考慮しておきましょう。

記載の視点

- 児童生徒等の生命・身体の安全を確保する観点から想定する危機事象
 - 生活安全:校内事故による傷病発生、食物アレルギー、不審者侵入
 - 交通安全:登下校中・校外活動中の交通事故
 - 災害安全:地域で想定される地震・津波、風水害、火山災害、その他の災害 等
- 災害シミュレーションによる想定結果（ハザードマップ等）
 - 災害シミュレーションの前提（想定している自然現象の規模）
 - 学校周辺の災害現象（震度、浸水深等）
 - 周辺地域に想定される被害（人的被害、建物被害等）
 - ハザードマップの学校周辺拡大図

2-1-2-2 地域における防災・安全上の学校施設の役割

一般に、公立の小中学校は、市町村により指定緊急避難場所や指定避難所、福祉避難所などに指定されていることがあります（次ページコラム参照）。地域によっては、上記以外にも「広域避難場所」や帰宅困難者のための「一時滞在施設」など、様々な役割を持つ避難場所が設定されています。自校がどのような施設として指定されているか、市町村の防災担当部局への問い合わせや地域防災計画の確認を行って明確化し、危機管理マニュアルに明記しておきます。

また、学校によっては、校地内・校舎内に地域の防災備蓄倉庫などが設置されていることもあります。このように、学校施設は、危機発生時に備えて地域で様々な役割を担っている場合がありますので、学校における危機管理の前提として、こうした情報も整理し、危機管理マニュアルに記載しておきましょう。

◆ 危機管理の前提となる危機事象等 ⇒ サンプル編 p.9

【コラム】様々な種類の避難施設について

災害対策基本法では、市町村が「緊急避難場所」と「避難所」を指定することとされています。これに基づき、公立の小中学校などが指定される施設としては、次のような種類があります。

- **指定緊急避難場所**：災害の危険から命を守るために緊急的に避難をする施設又は場所。土砂災害、洪水、津波、地震等の災害種別ごとに指定されている。
- **指定避難所**：災害の危険があり避難した住民等が、災害の危険がなくなるまで必要な期間滞在し、または災害により自宅へ戻れなくなった住民等が一時的に滞在することを想定した施設。
- **福祉避難所**：指定避難所のうち、高齢者、障害者、乳幼児その他の要配慮者を対象とした避難所。近年、特別支援学校等が指定される事例も見られる。

なお、指定緊急避難場所と指定避難所は、同じ施設がこれを兼ねることもあります。

2-2 危機の未然防止対策

2-2-1 未然防止のための体制

学校安全は、事前の備えが全ての対応の基本です。そのため、平常時から各学校の実情に応じて安全な環境を整備し、事故や災害等の発生を未然に防ぐための対策を取ることが必要です。校長のリーダーシップの下、学校安全の中核となる教員の役割を明確化し、教職員全体で日頃から学校安全に取り組むことができるような組織づくりを進め、全教職員の役割分担について危機管理マニュアルに記載します。

記載の視点

- 日常の安全管理・安全教育に対する組織体制の構築
 - 危機管理の最高責任者（校長等）
 - 学校安全委員会等の設置
 - 全教職員の役割分担
- 教職員の危機管理意識の維持高揚

平常時の安全管理は、危機管理体制の整備に始まり、学校環境・学校生活・通学等における安全点検、学校安全計画の作成と推進、各種訓練や教職員研修の実施、保護者や地域・関係機関との連携まで様々な取組があります。日常的な安全管理・安全教育活動を組織的に推進していくために、学校安全委員会等の校内組織体制を構築し、具体的な役割分担についても記載しておきましょう。

また、こうした取組は、教職員の危機管理意識が高くなければ機能しません。管理職や学校安全担当者は、職員会議、学年会、校内研修会等あらゆる場と機会を活用して、日頃から危機管理意識の維持高揚を図るということも、危機管理マニュアルに明記しておくといでしょう。

◆ 平常時の危機管理体制 ⇒ サンプル編 p.12

2-2-2 点検

2-2-2-1 危険箇所の抽出

学校環境の安全を確保し、危機事態の発生を防止するためには、学校内外の施設・設備の点検などを継続的かつ計画的に実施して、潜在的な危険箇所を抽出しなければなりません。このため危機管理マニュアルには、安全点検などについて定めておくことが必要です。学校によっては、別途、安全点検計画を定めていることもあります。その場合は、危機管理マニュアルの中でそれを明確に位置付けて、活用しましょう。

具体的に定めておくべき内容は、例えば、以下のような事項です。

学校保健安全法施行規則では、学校において次表のように定期点検・臨時点検・日常点検という3種類の安全点検を実施することが求められています。点検が計画的に実施できるよう、それぞれの時期や方法、対象について、具体的に定めておくことが必要です。

〈学校保健安全法施行規則で求める 3 種類の安全点検〉

種類	時期・方法等	対象	法的根拠等
定期の安全点検	毎学期 1 回以上 計画的に、また教職員全員が組織的に実施	児童生徒等が使用する施設・設備及び防火、防災、防犯に関する設備など	毎学期 1 回以上、幼児、児童、生徒又は学生が通常使用する施設及び設備の異常の有無について系統的に行わなければならない(規則 28 条第 1 項)
	毎月 1 回 計画的に、また教職員全員が組織的に実施	児童生徒等が多く使用すると思われる校地、運動場、教室、特別教室、廊下、昇降口、ベランダ、階段、便所、手洗い場、給食室、屋上など	明確な規定はないが、各学校の実情に応じて、上記(規則 28 条第 1 項)に準じて行われる例が多い
臨時の安全点検	必要があるとき *運動会や体育祭、学芸会や文化祭、展覧会などの学校行事の前後 *暴風雨、地震、近隣での火災などの災害時 *近隣で危害の恐れのある犯罪(侵入や放火など)の発生時など	必要に応じて点検項目を設定	必要があるときは、臨時に、安全点検を行う(規則 28 条第 2 項)
日常の安全点検	毎授業日ごと	児童生徒等が最も多く活動を行うと思われる箇所	設備等について日常的な点検を行い、環境の安全の確保を図らなければならない(規則 29 条)

また、点検方法としては、目視・打音・振動・負荷・作動等による実施となりますが、対象や項目に応じて複数の方法を組み合わせることもありますので、そうした点検方法についても記載しておくことが望まれます。

さらに、こうした点検は、学校内の施設・設備に限るものではなく、校地の周辺や児童生徒等が使う通学路等も対象となります。それぞれの点検対象について、防犯、交通安全、防災、校内事故防止といった複数の視点から、以下のような点検項目を洗い出しておきます。

<p>《防犯の視点》</p> <ul style="list-style-type: none"> 不審者侵入防止用の設備 警報装置、監視システム、通報機器等の作動 避難経路の複数確保 出入口の施錠状態 通学路にある犯罪発生条件(死角、外灯の有無など) 	<p>《交通安全の視点》</p> <ul style="list-style-type: none"> 歩道や路側帯の整備状態 車との側方間隔 車の走行スピード 右左折車両のある交差点 見通しの悪い交差点 沿道施設の出入口 渋滞車両・駐車車両の存在
<p>《防災の視点》</p> <ul style="list-style-type: none"> 天井材、外壁等の非構造部材の落下防止 書棚・家具等の壁・床への固定 警報装置や情報機器等の作動 避難経路・避難場所 通学路にある災害発生条件(土砂災害、洪水など) 遊具等の劣化 	<p>《校内事故防止の視点》</p> <ul style="list-style-type: none"> 天井材、外壁等の非構造部材の落下防止 体育館の床板等の建材・遊具等の劣化 窓・バルコニーの手すり等の劣化 防球ネット、バスケットゴール等の工作物・機器等の倒壊や落下等の防止 エレベーター・防火シャッター等の作動確認 駐輪場の駐輪方向と傾斜の関係や地面の凹凸等の確認

学校における安全点検に用いる点検表としては、既存資料に示されているものも少なくありません。下記に示した参考資料などを基に、自校で使いやすいものを作成するとよいでしょう。

点検の実施主体も具体的に定めておくことが必要です。校地周辺や通学路の点検では、保護者、地域関係者、警察等関係機関とともに合同点検を実施することが望まれますので、その方法なども具体的に記載しておきましょう。また、教職員の負担軽減や点検の信頼性の観点から、専門的な見地を要する点検を実施する際は、専門家による安全点検を積極的に実施することが重要です。学校設置者等（教育委員会等）と十分に協議・連携して具体的な方法を検討し、必要に応じて専門家の協力を得られる体制を整えておくことも大切です。

なお、危険箇所を抽出する上では、日常生活の中で児童生徒等、保護者、地域から得られる各種ヒヤリ・ハットの情報や過去の事故等の発生に関する情報も貴重なものです。このような情報は日々蓄積しておき、定期の安全点検のタイミングなどに合わせて共有・集計し、分析及び管理の対象とすることを、危機管理マニュアルに定めておきましょう。

記載の視点

- 点検の時期
- 点検の方法
- 点検対象(点検項目)
- 点検体制
 - 校内の役割分担
 - 合同点検
 - 専門家による点検
- ヒヤリ・ハット報告、事故情報等による危険箇所の把握

《参考資料》

- 文部科学省 「『生きる力』をはぐくむ学校での安全教育」(平成 31 年 3 月)
https://anzenkyouiku.mext.go.jp/mextshiryou/data/seikatsu03_h31.pdf
 p.146～148 に、①教室等の安全点検表、②プールの安全点検表、③運動場・校地の安全点検表、④遊具等の安全点検表、⑤安全点検集計表の例が記載されています。
- 文部科学省 「学校施設の非構造部材の耐震化ガイドブック」(改定版)及び(追補版)
https://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/shuppan/1291462.htm
 「追補版」(平成 31 年 3 月)の p.12～16 に、学校用の点検チェックリストとその記入例、アレンジ例や、点検チェックリスト集計表の例が記載されています。
- 一般社団法人建築保全センター 「学校施設の点検ハンドブック」(平成 27 年 12 月)
https://www.bmmc.or.jp/system4/3gakkosisetsu_handbook.pdf
 点検項目やその見方などが写真入りでわかりやすく紹介されています。
- 文部科学省 「学校における転落事故防止のために」(平成 20 年 8 月)
<https://anzenkyouiku.mext.go.jp/mextshiryou/data/seikatsu02.pdf>
 転落事故防止のためのソフト・ハード両面の対策について、簡潔に紹介しています。
- 内閣府・文部科学省・厚生労働省 「幼児乗せ自転車の安全な利用に関する情報提供について」(令和 3 年 1 月事務連絡)
 消費者安全調査委員会の報告書を踏まえ、幼児同乗中の停車中の転倒を防止するための対応について周知しています。
- 内閣府・文部科学省・厚生労働省 「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン【事故防止のための取組】～施設・事業者向け～」(平成 28 年 3 月)
https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/meeting/kyouiku_hoiku/pdf/guideline1.pdf
 参考例 3 (p.28～)及び参考例 8 (p.39～)に幼稚園、幼保連携型認定こども園における日常的な点検やチェックリストの参考例が記載されています。
- 日本スポーツ振興センター 「固定遊具の事故防止マニュアル～学校(園)における安全教育・安全管理のポイント～」(令和 3 年 3 月)
https://www.jpnsport.go.jp/anzen/anzen_school/bousi_kenkyu/tabid/1962/Default.aspx

【コラム】学校施設における非構造部材等の耐震点検の重要性

学校施設は子供たちの学びの場であると同時に、災害時には地域住民の避難所としての役割も果たす場合が多いことから、その安全性の確保は極めて重要です。そのため、これまでも学校施設の耐震補強などが進められ、公立学校の耐震化率は99%を超えました（令和2年度）。

しかし一方で、近年の大規模な地震では、建物の柱・梁などの構造体以外の部位による被害が発生しています。例えば、平成23年3月の東日本大震災では学校施設でも屋内運動場の天井材が全面的に崩落して生徒が負傷、平成30年6月の大阪府北部を震源とする地震ではブロック塀の倒壊により人身被害が生じました。地震時の安全確保のためには、平時から計画的・継続的・効果的な点検を実施して、異常を早期に発見し対策を進めることが不可欠なのです。

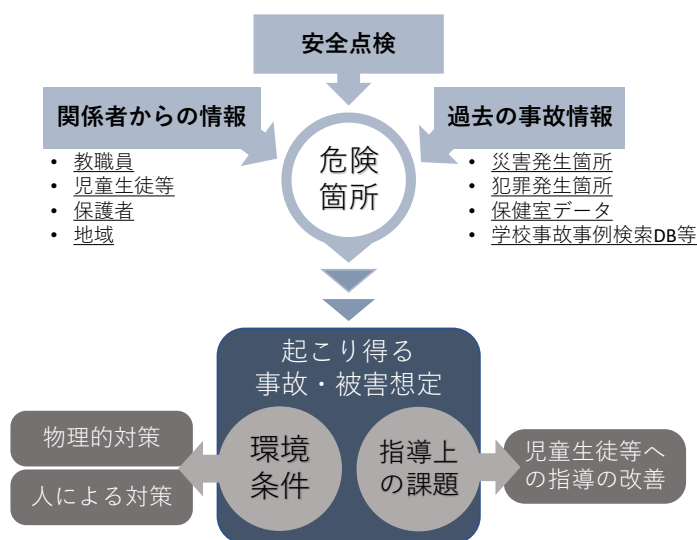
学校施設の非構造部材等の耐震点検は、施設の管理者である学校設置者が、学校、設計実務者等の専門家や関係部署と連携しつつ、責任をもって実施することが必要です。学校設置者と学校との役割分担等については、下表に示すとおりとなっています。学校は、こうした役割分担等を前提として、自校における点検体制・点検内容などを検討し、危機管理マニュアル等に定めるとともに、これを確実に実施していくことが求められます。

	学 校	学校設置者
役割	<ul style="list-style-type: none"> 施設を日常的に使用する者として異常を早期に発見するための点検を実施 	<ul style="list-style-type: none"> 施設の管理者として責任をもって点検全般を実施 点検方針や点検実施計画等を策定
観点	<ul style="list-style-type: none"> 主に目視により、異常個所の発見及びその進行状況について点検を実施 	<ul style="list-style-type: none"> 必要に応じて専門家に依頼しながら、専門的な見地から点検を実施
点検を踏まえた対応	<ul style="list-style-type: none"> 学校設置者へ点検結果の報告 学校で対応可能な対策の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 危険性及び対策の必要性について検討 改善計画の策定及び計画的な対策の実施

出典：文部科学省「学校施設の非構造部材の耐震化ガイドブック」（平成27年3月改訂版）

2-2-2-2 危険箇所の分析と管理

安全点検によって抽出された危険箇所に加えて、教職員、児童生徒等、保護者、地域から提供される情報、過去の事故等の発生情報を基に危険箇所を特定した後は、それらを分析することが必要です。実際にどのような事故や被害が生じるかを具体的に想定し、その発生要因・誘発要因となり得る環境条件、児童生徒等の行動特性を導き出します。この結果、明らかになった環境条件や指導上の課題等に対して、改善策を検討し、推進していきます。危機管理マニュアルには、こうした危険箇所の分析・管理の方法について具体的に記載しましょう。



危険箇所の分析と管理においては、関係者との連携が欠かせません。特に対応策の実施には予算を伴うものが多く、また専門家や関係者からの協力を得る必要もあるため、教育委員

会など学校設置者等や学校安全推進のための既存の各種協議会において、組織的に推進することを明記しておくことが望まれます。

また、点検項目や点検方法が適切であるか、定期的に評価・改善することも必要です。他校で発生した危機等からの教訓や、教育委員会の対応方針・通知等が適切に反映されているか、現状の点検方法が実態に沿ったものとなっているかなどを評価します。そのための視点として、例えば以下のような事項も危機管理マニュアルに記載しておきましょう。

【点検の適切性を評価・改善するための視点(例)】

- 確認する箇所や観点が明確になっているか
- 具体的な方法が明確になっているか(実施者によりバラツキが生じないか)
- 点検の内容について見直しの仕組みを構築しているか
 - 教職員からの意見や改善提案の受け入れ
 - 安全点検の内容について外部評価の受け入れ

記載の視点

- | | |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ● 危険箇所の分析・管理の方法 <ul style="list-style-type: none"> ● 校内で対応可能な箇所への速やかな対処 ● 校内で対応困難な箇所の分析・対処・管理の手順、実施主体(関係者との連携) | <ul style="list-style-type: none"> ● 点検の適切性の評価・改善の方法 <ul style="list-style-type: none"> ● 評価・改善の実施時期、実施主体 ● 評価・改善の視点 |
|---|--|

- ◆ 点検 ⇒ サンプル編 p.13
- ◆ 事故、ヒヤリ・ハット、気付き報告様式 ⇒ サンプル編 p.16

【コラム】 事事故例等の情報を活用しよう！

独立行政法人日本スポーツ振興センターの「学校事事故例検索データベース」では、同センターが行っている災害共済給付業務において給付した障害・死亡事例の情報を閲覧することができます。事故等による死亡・障害の内容や、発生した校種、被災者の学年・性別のほか、発生した場面(教科別、特別活動、学校行事等)、競技種目、通学方法、発生場所や遊具の種類などで検索できますので、必要な情報を絞り込んでみると、どのような状況でどのような事故等が起こり得るのかを知ることができます。

また、災害共済の申請等給付に用いる「災害共済給付オンライン請求システム」では、学校のIDでログインした後に「統計情報システム」へ進むと、自校で発生した過去の事例も検索・閲覧できます。 ※詳しくは「災害共済給付オンライン請求システム操作マニュアル」参照。

<https://www.jpnssport.go.jp/enzen/saigai/tabid/1387/Default.aspx>

これらの情報を活用することで、どのような場所・場面に、どのような危険が潜んでいるかを把握しながら安全点検を行うと、より効果的になるでしょう。

2-2-3 傷病者発生防止対策

2-2-3-1 傷病の基本的な防止対策

学校管理下での死亡事故の中では、いわゆる「突然死」と呼ばれる死亡が半数以上を占めています。また、これまで国内では、学校の校舎の天窓からの転落、倒れたサッカーゴールの下敷きなど、大きなケガが死亡につながる事故も発生しています。このような傷病の発生を未然に防止するための対策を取っておくことは、児童生徒等の安全確保の上で、非常に重要です。

突然死などを防止するためには、まず、定期健康診断の結果などを的確に把握し、それを活かすことが必要です。健康診断で健康上の問題が見つかった児童生徒等については、主治医や学校医、その他の医療機関と連携しつつ、学校生活管理指導表等に基づく指導や教育的配慮を行います。また、健康診断では把握することができない問題があることも少なくないことを踏まえ、健康観察を適切に行って、児童生徒等の健康状態の把握に努めます。さらに、児童生徒等にも、例えば運動前に「体調チェック表」を用いるなどして自らの体調変化に注意を払うよう、指導することも大切です。

ケガの防止に関しては、2-2-2 項で示した点検を通じて、危険箇所や危険な行為等を把握し、それを取り除くことが重要です。ハード面の対策には限りがありますので、児童生徒等に危険箇所・危険行為を周知し、安全のために取るべき行動等を指導することも必要です。

以上のような対応を確実に実施するために、誰がいつ、どのように対応するか、役割分担や実施方法、その留意点などを明確に定め、教職員間の共通認識としましょう。

記載の視点

- | | |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ● 健康管理の方法等 <ul style="list-style-type: none"> ● 健康診断結果の活用 ● 学校生活管理指導表による指導・配慮 ● 日常の健康観察（観察時期、観察主体、観察の観点・ポイント） ● 体育的行事における事前・当日のチェック 等 | <ul style="list-style-type: none"> ● 児童生徒等への指導内容 <ul style="list-style-type: none"> ● 自らの体調管理・体調チェック ● 危険箇所・危険行為、及び安全のために取るべき行動 等 |
|--|---|

◆ 運動前の体調チェック ⇒ サンプル編 p.17 

《参考資料》

- 独立行政法人日本スポーツ振興センター 「学校における突然死予防必携－改訂版－」（平成 23 年 2 月） <https://www.jpnsport.go.jp/anzen/?TabId=228>
「Ⅲ 突然死予防のための管理・指導」において具体的な健康観察の方法等が紹介されているほか、資料編に記載されている「学校生活管理指導表」では、指導区分に応じて実施可能な運動の強度や運動量等が具体的に記載されています。
- 内閣府・文部科学省・厚生労働省 「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン【事故防止のための取組】～施設・事業者向け～」（平成 28 年 3 月） https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/meeting/kyouiku_hoiku/pdf/guideline1.pdf
p.1～6 に、幼稚園、幼保連携型認定こども園において、安全な教育・保育環境を確保するための配慮点等が記載されています。

【コラム】教職員・児童生徒等による心肺蘇生の実施

一般に、救急車を呼んでから現場へ到着するまでには、全国平均で約 8.7 分かかるとされています（消防庁「令和 2 年版 救急・救助の現況」より）。一方で、心停止から 1 分ごとに救命率は 7～10%下がるとされており、救急車が到着するまでの間、いかに迅速・的確な救命処置（心肺蘇生）を行うかが命を救う上で重要となっています。

AED（自動体外式除細動器）の使用法をはじめ、心臓マッサージ（胸骨圧迫）、気道確保や人工呼吸など心肺蘇生法の手順については、定期的な研修などを通じて、全ての教職員が習得しておきましょう。単に手法を学ぶだけでなく、児童生徒等が突然倒れたという場面を想定したシナリオを基に、より実践的な訓練を行うことも必要です。また、安全教育の一環として、児童生徒等に心肺蘇生法や AED の使用方法などを身に付けさせることも有効です。

近年では、こうした取組が奏功して、学校その他で教職員や子供たちが心肺蘇生法を行って AED を使用したことによる救命事例なども報告されています。

2-2-3-2 頭頸部外傷の防止対策

頭頸部外傷は、競技者同士の接触や回転運動、飛び込みを伴う競技を行う場合、地面や畳などの床面に頭部を強打したり、脳が激しく揺さぶられたりすることにより引き起こされるものです。独立行政法人日本スポーツ振興センター学校災害防止調査研究委員会によると、体育活動（特に運動部活動）における頭頸部外傷事故は、男子に多くなっています。また学年別の傾向から、体格の発育や運動能力の向上に伴い受傷に関わる外力の大きさが増加することや競技経験の浅さ等がその発生に寄与する要因の可能性があるとしてされています。

そのため、指導に当たる教職員は、様々な観点から活動の危険要因を見極め、指導計画の作成段階であらかじめ未然防止の対処をしておくことが必要です。こうした手順や、危険要因抽出の観点などについては、具体的に危機管理マニュアルに記載しましょう。特に部活動の場合は、外部指導者、コーチ等と指導方針や指導内容について協議した上で、安全面での協力を得ることも必要になりますので、その旨も明記しておきます。

また、児童生徒等一人ひとりが安全に関する知識や技能を身に付け、積極的に自他の安全を守るようにすることも大切です。活動中の事故防止策として、教員による健康観察・体調確認はもとより、児童生徒等に自らの体調管理を実施させることや、周囲の児童生徒等が互いに状況を判断し、相互管理することができるよう指導することについても、危機管理マニュアルに定めておくといでしょう。

記載の視点

- 活動における危険要因の見極め
 - 危険要因抽出の観点
 - 外部指導者・コーチ、保護者等との連携
- 指導計画作成段階での危険要因への対処
- 児童生徒等への指導内容
 - 自らの安全管理
 - 児童生徒等による相互管理

◆ 運動部活動における頭頸部外傷等事故防止

⇒サンプル編 p.18

《参考資料》

- 独立行政法人日本スポーツ振興センター学校災害防止調査研究委員会 「(抜粋版)学校災害事故防止に関する調査研究 体育活動における頭頸部外傷事故防止の留意点」(平成25年3月)
https://www.jpnsport.go.jp/anzen/Portals/0/anzen/kenko/jyouthou/pdf/toukeibu/toukebu_bassui.pdf
- 文部科学省 体育活動中の事故防止に関する調査研究協力者会議 「学校における体育活動中の事故防止について(報告書)」(平成24年7月)
https://www.mext.go.jp/a_menu/sports/jyujitsu/_icsFiles/afieldfile/2016/06/23/1323968_1.pdf

2-2-3-3 熱中症の防止

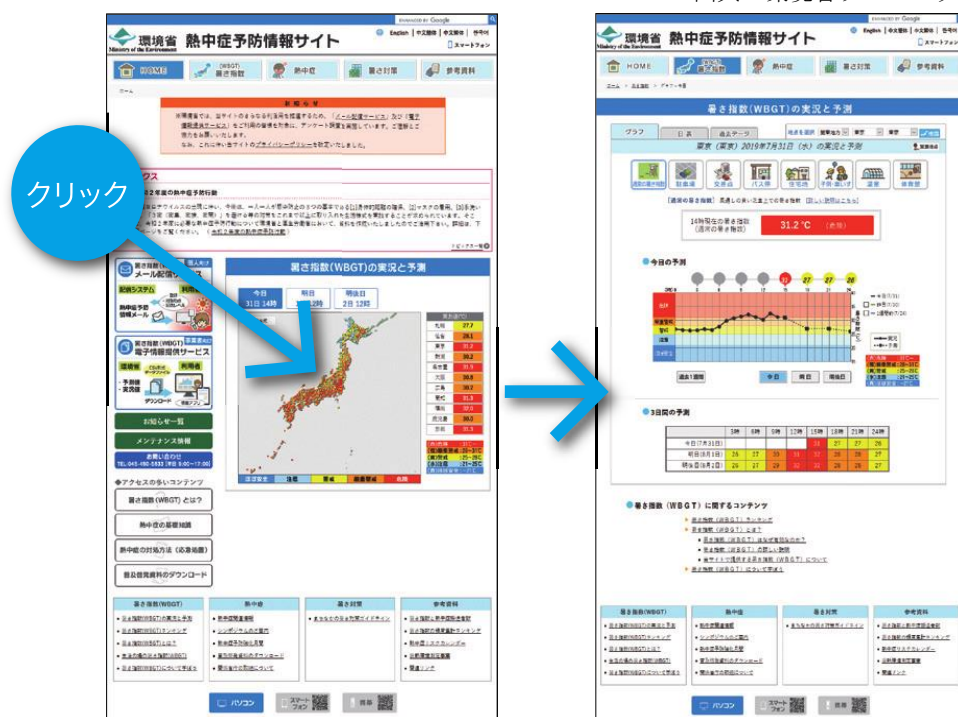
学校管理下での熱中症事故は、ほとんどが体育やスポーツ活動によるものですが、屋内での授業中、登下校中においても発生しています。また、それほど高くない気温(25~30℃)でも湿度が高い場合に発生することがあり、注意が必要です。

危機管理マニュアルには、熱中症防止のため各種活動を中止することを想定し、その判断基準と判断者を具体的に定めておきます。熱中症の危険性を判断する基準としては、暑さ指数(WBGT(湿球黒球温度):Wet Bulb Globe Temperature)を用いるとよいでしょう。

暑さ指数はWBGT計を使って測定するものですが、WBGT計が手元にない場合でも、環境省の「熱中症予防情報サイト」で、地域ごとの実況値・予測値を確認することができます(夏季期間中のみ)。また令和3年4月からは、暑さ指数が33を超えると予測された場合に、気象庁より「熱中症警戒アラート」が発表されます。こうした情報源を活用することも、危機管理マニュアルに記載しておきましょう。

環境省「熱中症予防情報サイト」イメージ <https://www.wbgt.env.go.jp/>

出典:環境省リーフレット「暑さ指数計の使い方」



熱中症の防止措置を適切に取ることができるよう、具体的な留意点を記載して、教職員間の共通認識としておくことも重要です。環境条件や個々人の特性、運動の種類などに応じた留意点をあらかじめ検討し、危機管理マニュアルに記載しておきましょう。例えば、空調設備等の整備状況等によってもどう対応すべきかが異なりますので、各学校の実状に応じた対応ができるようにしておくことが大切です。

また、熱中症を防止するためには、児童生徒等が自ら体調管理等を行うことができるよう、適切に指導する必要もあります。運動前に体調チェック表を基に自分の体調を確認することや、児童生徒等同士で互いに水分補給の声掛け等を行うこと、体調不良を感じた場合には躊躇なく教職員に申し出ることなど、児童生徒等への指導内容についても、危機管理マニュアルに記載しておきましょう。

記載の視点

- 活動中止の判断
 - 判断基準（暑さ指数（WBGT）の活用）
 - 判断者
- 熱中症防止の留意点
 - 環境に関する留意点
 - 主体別の留意点
 - 運動中の留意点
- 児童生徒等による体調管理の指導

◆ 熱中症の予防措置 ⇒ サンプル編 p.19

【コラム】日常生活の活動強度も理解しておきましょう。

熱中症は、決して激しい運動等をする場合だけ注意すべきものではありません。暑さ指数が28℃を超えるような状況下では、強度が軽いとされる日常生活の活動をしているだけでも、熱中症の危険性があることに留意しましょう。

そのためには、どのような活動がどの程度の強度であるかを理解しておくことも重要です。例えば下表などを参考にしつつ、暑さ指数と照らし合わせて判断しましょう。

軽い	中等度	強い
休息・談話	自転車（16km/時未満）	ジョギング
食事・身の回り	速歩（95～100m/分）	サッカー
楽器演奏	掃除（はく・ふく）	テニス
裁縫（縫い、ミシンかけ）	布団あげおろし	自転車（約20km/時）
自動車運転	体操（強め）	リズム体操
机上事務	階段昇降	エアロビクス
乗物（電車・バス立位）	床磨き	卓球
洗濯	垣根の刈り込み	バドミントン
手洗い、洗顔、歯磨き	庭の草むしり	登山
炊事（料理・かたづけ）	芝刈り	剣道
買い物	ウォーキング（107m/分）	水泳
掃除（電気掃除機）	美容体操	バスケットボール
普通歩行（67m/分）	ジャズダンス	縄跳び
ストレッチング	ゴルフ※	ランニング（134m/分）
ゲートボール※	野球※	マラソン

※野球やゴルフ、ゲートボールは、活動強度は低いですが運動時間が長いので要注意

出典：日本生気象学会「日常生活における熱中症予防指針」Ver.3 確定版

<http://seikishou.jp/content/files/news/shishin.pdf>

《参考資料》

- 文部科学省×学校安全 「熱中症・水難事故防止関連情報」
<https://anzenyouiku.mext.go.jp/heatillness/index.html>
- 公益財団法人日本スポーツ協会 「スポーツ活動中の熱中症予防ガイドブック」(令和元年5月)
https://www.japan-sports.or.jp/Portals/0/data/supoken/doc/heatstroke/heatstroke_0531.pdf
- 独立行政法人日本スポーツ振興センター 平成30年度スポーツ庁委託事業 学校における体育活動での事故防止対策推進事業 「熱中症を予防しようー知って防ごう熱中症ー」(平成31年3月)
https://www.jpnsport.go.jp/anzen/Portals/0/anzen/anzen_school/H30nettyuusyoubuPamphlet/h30nettyuusyoubu_all.pdf
- 環境省・文部科学省 「学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引き」(令和3年5月)
https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/1401870_00001.htm

2-2-3-4 食物アレルギー・アナフィラキシーの防止

アレルギー反応により、じんましんなどの皮膚症状、腹痛や嘔吐などの消化器症状、ゼーゼーという呼吸音、呼吸困難などの呼吸器症状が、複数同時にかつ急激に出現した状態をアナフィラキシーと言い、その中でも、血圧が低下して意識の低下や脱力を来すような場合を、特にアナフィラキシーショックと呼びます。アナフィラキシーショックは、直ちに対応しないと生命にかかわる重篤な状態であることを意味します。食物アレルギーの症状は、これまで全く症状がなかったり前兆がなかったりしても突然起こる場合があることから、全ての学校で、アレルギー疾患の理解といざというときの対応を整えておくことが不可欠です。また、アレルギー対策の取組は、学校全体で取り組む必要があります。

記載の視点

- アレルギー対策のための校内組織
- アレルギー対応に関する教職員の役割分担
- アレルギー疾患情報の収集・共有・管理方法
- 給食における対応
- その他配慮が必要な活動における対応
- 当事者以外の児童生徒等への指導

各学校の危機管理マニュアルには、文部科学省の「学校給食における食物アレルギー対応指針」を参考に、学校設置者が定めた食物アレルギーへの対応方針を踏まえた各学校及び共同調理場での対応を含め、全教職員が把握しておくべき予防的措置を定めておきましょう。例えば、個々の児童生徒等に関する詳細な情報の共有、誤食・誤配を防止するためのルール(教室での対応等)、児童生徒等に対する指導内容などが、これに該当します。

管理指導表には児童生徒等の健康に関わる重要な個人情報が記載されていますので、学校での管理には十分注意する必要があります。同時に、いつ、どのような状況で緊急の対応を要する事態が発生するかを予測することはできませんので、教職員全員がその情報を共有しておくことも重要です。あわせて学校は、以下の事項について保護者又は児童生徒等本人に書面で説明し、事前に同意を得ておきましょう。

- ① 管理指導表による保護者からの情報提供の目的が、該当する児童生徒等への日常の取組及び緊急時の対応に役立てることであること。
- ② 提供された情報を全教職員及び関係機関等で共有すること。

上記①、②と併せて、管理指導表を学校がどのように管理するのかを説明することも重要です。また、児童生徒等に異常があった場合には、速やかに教職員や保護者に連絡すること

も必要であり、危機管理マニュアルにはこうした手順や留意事項などについても具体的にしておきましょう。

◆ 食物アレルギー・アナフィラキシーの未然防止 ⇒ サンプル編 p. 21

《参考資料》

- 文部科学省 「学校給食における食物アレルギー対応指針」（平成 27 年 3 月）
https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afieldfile/2015/03/26/1355518_1.pdf
- 公益財団法人日本学校保健会 「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン（令和元年度改訂）」
https://www.gakkohoken.jp/book/ebook/ebook_R010060/R010060.pdf
- 「内閣府・文部科学省・厚生労働省「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン【事故防止のための取組】～施設・事業者向け～」（平成 28 年 3 月）
https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/meeting/kyouiku_hoiku/pdf/guideline1.pdf

【コラム】エピペン®の使用について

「エピペン®」は本人もしくは保護者が自ら注射する目的で作られたもので、注射の方法や投与のタイミングは医師から処方される際に十分な指導を受けています。

投与のタイミングとしては、アナフィラキシーショック症状が進行する前の初期症状（呼吸困難などの呼吸器の症状が出現したとき）のうちに注射するのが効果的であるとされています。

アナフィラキシーの進行は一般的に急速であり、「エピペン®」が手元にありながら症状によっては児童生徒等が自己注射できない場合も考えられます。「エピペン®」の注射は法的には「医行為」に当たり、医師でない者（本人と家族以外の者である第三者）が「医行為」を反復継続する意図をもって行えば医師法第 17 条に違反することになります。しかし、アナフィラキシーの救命の現場に居合わせた教職員が、「エピペン®」を自ら注射できない状況にある児童生徒等に代わって注射することは、緊急やむを得ない措置として行われるものであり、医師法違反にならないと考えられます。また、医師法以外の刑事・民事の責任についても、人命救助の観点からやむを得ず行った行為であると認められる場合には、関係法令の規定によりその責任が問われないと考えられます。ただし、事前に保護者と協議を行うことにより、緊急時の対応について共通認識を図っておくことは重要です。

児童生徒等が「エピペン®」の処方を受けている場合には、「エピペン®」に関する一般的な知識（使い方を含む）や処方を受けている児童生徒等についての情報を教職員全員が共有しておく必要があります。

学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）

出典：公益財団法人日本学校保健会「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン（令和元年度改訂）」
https://www.gakkohoken.jp/book/ebook/ebook_R010060/R010060.pdf

表 学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）

名前 _____（男・女） _____年 ____月 ____日生 _____年 ____組 提出日 _____年 ____月 ____日

※この生活管理指導表は、学校の生活において特別な配慮や管理が必要となった場合に医師が作成するものです。

アレルギー疾患	病型・治療	学校生活上の留意点	★保護者 電話： ★連絡医療機関 医療機関名： 電話：
	アナフィラキシー（あり・なし） 食物アレルギー	Ⅲ 食物アレルギー病型（食物アレルギーありの場合のみ記載） 1. 即時型 2. 口腔アレルギー症候群 3. 食物依存性運動誘発アナフィラキシー Ⅳ アナフィラキシー病型（アナフィラキシーの既往ありの場合のみ記載） 1. 食物（原因） 2. 食物依存性運動誘発アナフィラキシー 3. 運動誘発アナフィラキシー 4. 昆虫 5. 医薬品 6. その他 Ⅴ 原因食物・除去根拠 該当する食品の番号に○をし、かつ（ ）内に除去根拠を記載 1. 卵卵（ ） 2. 牛乳・乳製品（ ） 3. 小麦（ ） 4. ソバ（ ） 5. ピーナッツ（ ） 6. 甲殻類（ ） 7. 木の美類（ ） 8. 果物類（ ） 9. 魚類（ ） 10. 肉類（ ） 11. その他1（ ） 12. その他2（ ） Ⅵ 緊急時に備えた処方薬 1. 内服薬（抗ヒスタミン薬、ステロイド薬） 2. アドレナリン自己注射薬（「エピペン®」） 3. その他（ ）	
気管支ぜん息（あり・なし）	病型・治療 Ⅲ 症状のコントロール状態 1. 良好 2. 比較的良好 3. 不良 Ⅳ-1 長期管理薬（吸入） 薬剤名 投与量/日 1. ステロイド吸入薬 () () 2. ステロイド吸入薬/長時間作用性吸入ベータ刺激薬配合剤 () () 3. その他 () () Ⅳ-2 長期管理薬（内服） 薬剤名 1. ロイコトリエン受容体拮抗薬 () () 2. その他 () () Ⅳ-3 長期管理薬（注射） 薬剤名 1. 生物学的製剤 () () Ⅴ 発作時の対応 薬剤名 投与量/日 1. ベータ刺激薬吸入 () () 2. ベータ刺激薬内服 () ()	学校生活上の留意点 Ⅲ 運動（体育・部活動等） 1. 管理不要 2. 管理必要 Ⅳ 動物との接触やホコリ等の舞う環境での活動 1. 管理不要 2. 管理必要 Ⅴ 宿泊を伴う校外活動 1. 管理不要 2. 管理必要 Ⅵ その他の配慮・管理事項（自由記述）	記載日 _____年 ____月 ____日 医師名 _____ 医療機関名 _____

裏 学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）

名前 _____（男・女） _____年 ____月 ____日生 _____年 ____組 提出日 _____年 ____月 ____日

アレルギー疾患	病型・治療	学校生活上の留意点	記載日 ____年 ____月 ____日
	アトピー性皮膚炎（あり・なし）	Ⅲ 重症度のめやす（厚生労働科学研究班） 1. 軽症：面頬に限らず、軽度の皮膚のみ見られる。 2. 中等症：強い炎症を伴う皮膚が体表面積の10%未満に見られる。 3. 重症：強い炎症を伴う皮膚が体表面積の10%以上、30%未満に見られる。 4. 最重症：強い炎症を伴う皮膚が体表面積の30%以上に見られる。 ※軽度の皮膚：軽度の紅斑、乾燥、掻痒主体の病変 ※強い炎症を伴う皮膚：紅斑、丘疹、びらん、浸潤、苔癬化などを伴う病変 Ⅳ-1 常用する外用薬 1. ステロイド軟膏 2. タクロリム軟膏（「プロトピック®」） 3. 保湿剤 4. その他（ ） Ⅳ-2 常用する内服薬 1. 抗ヒスタミン薬 2. その他（ ） Ⅳ-3 常用する注射薬 1. 生物学的製剤	
アレルギー性結膜炎（あり・なし）	病型・治療 Ⅲ 病型 1. 通年性アレルギー性結膜炎 2. 季節性アレルギー性結膜炎（花粉症） 3. 春季カタル 4. アトピー性角結膜炎 5. その他（ ） Ⅳ 治療 1. 抗アレルギー点眼薬 2. ステロイド点眼薬 3. 免疫抑制点眼薬 4. その他（ ）	学校生活上の留意点 Ⅲ フール指導 1. 管理不要 2. 管理必要 Ⅳ 屋外活動 1. 管理不要 2. 管理必要 Ⅴ その他の配慮・管理事項（自由記述）	記載日 _____年 ____月 ____日 医師名 _____ 医療機関名 _____
アレルギー性鼻炎（あり・なし）	病型・治療 Ⅲ 病型 1. 通年性アレルギー性鼻炎 2. 季節性アレルギー性鼻炎（花粉症） 主な症状の時期： 春、夏、秋、冬 Ⅳ 治療 1. 抗ヒスタミン薬・抗アレルギー薬（内服） 2. 鼻噴霧用ステロイド薬 3. 舌下免疫療法（ダニ・スギ） 4. その他（ ）	学校生活上の留意点 Ⅲ 屋外活動 1. 管理不要 2. 管理必要 Ⅳ その他の配慮・管理事項（自由記述）	記載日 _____年 ____月 ____日 医師名 _____ 医療機関名 _____

学校における日常の取組及び緊急時の対応に活用するため、本票に記載された内容を学校の全教職員及び関係機関等で共有することに同意します。

保護者氏名 _____

2-2-4 犯罪被害防止対策

2-2-4-1 不審者侵入の防止

学校への不審者侵入を防止する上では、①校門、②校門から校舎入口まで、③校舎への入口、という3段階の観点を持つことが重要です。このうち、特に「②校門から校舎入口まで」は盲点となりますので、注意しましょう。

不審者侵入防止のための3段階の観点

段 階	具体的な方策(例)
①校門	校門の施錠、利用箇所・利用時間指定フェンス等の設置 等
②校門から校舎入口	通行場所の指定、死角の排除 等
③校舎への入口	入口の指定・施錠、受付管理 等

この3段階のチェック体制を具体化する対策としては、学校内外の施設設備・器具の安全点検と、校門・校舎入口の施錠管理、来訪者等の管理、校内巡回などがあります。これらのうち安全点検については、他の危機事態に関する点検と併せて「2-2-2 点検」にまとめて記載するとわかりやすいでしょう。

校門等の施錠管理については、時間帯別・利用者別に利用箇所を限定するとともに、校門等の解錠・施錠時刻やその担当者などを定めておき、児童生徒等や保護者に対し、これをしっかりと周知して遵守を呼び掛けることが大切です。

また、来訪者・保護者について、受付場所を明確化するとともに案内の掲示等を行うことや、名簿や受付票への記載などいわゆる入退管理の手順・方法、さらには来訪者・保護者であることが明確となるよう名札（胸章、保護者カード）などの識別方法も定めておきます。また、教職員は常に「ここは学校であり、自分たちがその管理を担っている」という心構えを持って、校内で部外者を見かけた場合等は躊躇することなく確実に確認・声掛けすることなども、共通認識としておきましょう。

さらに、教職員による校内の定期的な巡視や、教職員・保護者やボランティア等による校外の巡視・巡回など、学校への不審者侵入を防止するための取組についても、明記します。学校の状況によっては、警備員による警備や、防犯カメラの設置・運用を行っている例もあるでしょう。そのような場合には、警備員と教職員との役割分担や連携体制、防犯カメラの映像確認手順や役割分担などについても、事前に定めて、危機管理マニュアルに記載しておくことが必要です。

記載の視点

- 校門・校舎入口の管理・施錠手順
 - 時間帯別・利用者別の利用箇所
 - 解錠・施錠時間、施錠担当者
 - 児童生徒等、保護者への周知と遵守徹底
- 来訪者・保護者の管理方法
 - 来訪者向け案内・誘導
 - 来訪者受付の手順(名簿作成等)
 - 来訪者の識別方法(名札等)
 - 来訪者の確認、声掛け
- 学校内外の巡視・巡回活動

- ◆ 犯罪被害防止に関する日常管理 ⇒ サンプル編 p.25
- ◆ 来校者予定表様式 ⇒ サンプル編 p.26
- ◆ 来校者受付票様式 ⇒ サンプル編 p.27
- ◆ 保護者受付表様式 ⇒ サンプル編 p.27
- ◆ 校内巡視チェックリスト ⇒ サンプル編 p.28

2-2-4-2 インターネット上の犯罪

近年、児童生徒等を脅かす犯罪被害として、インターネットを介した事案が多く発生しており、特にSNSに起因する被害は多様化・深刻化しています。

こうした事案による被害を防止するためには、最新事例の動向を把握する必要があります。例えば、下記のようなウェブサイトを活用することができますので、危機管理マニュアルには、これらの活用などについて具体的に定めておきましょう。

記載の視点

- インターネット上のトラブルや犯罪に関する最新事例の把握方法
- 保護者との連携方策（児童生徒等が情報機器の使い方について共に考える機会の設定等）

- 警察庁「なくそう、子供の性被害。」
http://www.npa.go.jp/policy_area/no_cp/statistics/
- 公益財団法人警察協会「STOP! 子供の性被害～子供を性被害から守るために～」
<https://www.keisatukyukai.or.jp/pages/23/>
- 文部科学省「情報モラル教育の充実」
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/detail/1369617.htm
- 文部科学省「青少年を取り巻く有害環境対策の推進」
https://www.mext.go.jp/a_menu/sports/ikusei/1354754.htm
- 警察庁・文部科学省「守りたい 大切な自分 大切な誰か」
https://www.mext.go.jp/content/20210311-mxt_kyousei02-100003330_1.pdf
- 文部科学省・内閣府「生命(いのち)の安全教育」
https://www.mext.go.jp/a_menu/danjo/anzen/index.html

また、インターネット上の犯罪防止については、学校管理外の生活も重要ですので、保護者との連携方策についても、具体策を検討して記載しておくとい良いでしょう。

◆ インターネット上の犯罪被害防止対策 ⇒ サンプル編 p.29

2-2-5 火災予防対策

火災の予防に関しては、消防法第8条第1項に基づき、多くの学校で「消防計画」が定められています。学校で、火災予防のため消防計画に定めておくべき事項としては、例えば以下のような事項が挙げられます。

- 予防管理組織（防火管理者や火元責任者）
- 建物等の自主検査
- 教職員等の遵守すべき事項（火気管理・放火防止・避難管理）
- 消防用設備等の法定点検の実施
- 火災等の災害に対する自衛消防活動
- 教育訓練
- 消防機関への報告、連絡

危機管理マニュアルとは別に消防計画を策定してこれらを規定している場合には、危機管理マニュアル上は消防計画を参照する形とします（重複記載の必要はありません）。

消防計画の内容を危機管理マニュアルに盛り込んで一体化させる場合には、火災予防のために実施すべき事項について危機管理マニュアルに具体的な内容を記載しましょう。

記載の視点

- （別途、消防計画を定めている場合）火災予防対策について、消防計画を参照
- （別途、消防計画を定めていない場合）火災予防のために必要な事項
 - 防火管理の役割分担
 - 建物、消防用設備等の検査
 - 教職員等の役割（火気管理、放火防止、避難管理）
 - 火災発生時の自衛消防活動の体制（通信連絡担当、消火担当、避難誘導担当）
 - 防火及び火災発生時に備えた教育訓練
 - 消防機関との連携

2-2-6 教育活動の様々な局面における未然防止対策

2-2-6-1 各教科の学習時間・休み時間・クラブ活動等における対策

学校生活においては、各教科の学習時間、休み時間、クラブ活動等、全ての教育活動を対象として、危機の未然防止対策が必要です。こうした学校生活の安全管理を効果的なものにするために、安全管理の観点と方法を適切に定める必要があります。その際、自校のみならず、全国、地域における過去の事故統計や事故事例を基に事故の発生状況・原因を把握した上で、自校の児童生徒等の行動実態を踏まえた対策を取ることが大切です。

まず、各教科の学習時、特に理科、図画工作科、美術科、家庭科、技術・家庭科、体育科、保健体育科、及び高等学校の専門教育での実験、実習、実技などにおける事故は少なくないことから、こうした時間における危機の未然防止対策を指導要領にあらかじめ具体的に定めておきましょう。また、休み時間、クラブ活動時、学校給食や清掃活動等作業時にも、その場面特有のリスクが存在するため、様々な観点に留意した安全管理方法を具体的に定めておきましょう。

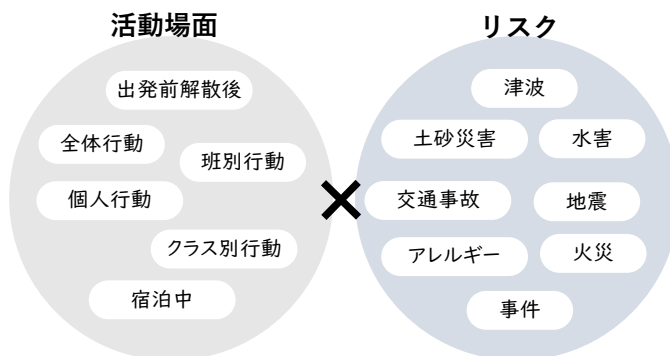
2-2-6-2 校外活動に際しての対策

校外活動では、危機の未然防止対策が十分になされ訓練も頻繁に実施されている校内での学習状況とは異なり、慣れない土地・状況での安全確保が求められます。そのため、校外活動先での危機管理には、特に周到な準備が必要です。

事前に校外活動計画等を作成する際に、当該地域のリスクについてしっかりと調査すること、万が一現地で被災した場合を想定した下見を行うことや、児童生徒等に対して地域リスクや被災想定、緊急時の行動に関する事前の教育指導を徹底すること等について、危機管理マニュアルに記載して、確実に実施できるようにしましょう。特に修学旅行や移動教室など

では、班別・クラス別行動中、宿泊中など様々な活動場面が考えられることから、事前検討の際には、校外活動の活動場面と様々なリスクの組み合わせを考慮することが大切です。

あわせて、訪問先等関係者との事前調整、引率教職員・学校との連絡方法、災害等発生時の避難場所・避難方法等に関する事前検討や対策、危機管理のため校外活動時に携行すべき物品、校外活動開始時に確認すべき事項なども、危機管理マニュアルに定めておきます。



記載の視点

- 校外活動全般における事前検討・対策
 - 校外学習先の地域のリスク調査
 - 事前の下見において確認すべき事項
 - 災害等発生時の避難場所等、近隣医療機関等の確認
 - 訪問先・宿泊先等関係者との事前調整
 - 各種連絡体制・連携方法
 - ・引率教職員間、引率教職員・学校間
 - ・個別活動中の児童生徒等と教職員との間
- 宿泊、食を伴う活動時における食物アレルギー関係の事前検討・対策
- 校外活動における携行品
- 校外学習開始時の確認事項

◆ 校外活動における危機未然防止対策 ⇒ サンプル編 p.30

2-2-6-3 校内行事に際しての対策

入学式、卒業式、運動会、学校開放等の校内行事は、保護者や来賓など多数の参加者が見込まれます。こうしたときには、通常なら厳密に実施される来訪者の管理や防犯の取組が手薄になりがちです。また、災害等が発生した場合には、児童生徒等・教職員のみならず、これら来訪者の安全確保も必要となります。

このように、通常時と異なる状況下でどのように対応するかについては、あらかじめ検討して危機管理マニュアルに記載し、教職員間の共通認識としておくことが重要です。

なお、多数の来訪者に関する危機管理の全てについて教職員のみで対応することは容易ではありません。必要に応じて保護者や地域ボランティア等の協力を得ることができるよう、事前に協議した上で、危機管理マニュアルにも明記しておくとい良いでしょう。

記載の視点

- 事前検討・準備
 - ・ 学校施設の開放部分／非開放部分の明確化と施錠（侵入防止策）
 - ・ 災害等発生時の避難計画（非常口、避難経路・避難場所等）確認
 - ・ 来訪者の識別方法（リボン・名札等活用）、受付体制（保護者等の協力含む）
 - ・ 行事中の防犯パトロール体制（保護者、地域ボランティア等の協力含む）
- 当日の対応
 - ・ 来訪者受付の手順
 - ・ 教職員による校内巡視
 - ・ 来訪者への必要事項（立入禁止範囲、災害発生時の対応等）周知

◆ 校内行事に際しての危機未然防止対策 ⇒ サンプル編 p.32

2-3 危機発生に備えた対策

2-3-1 緊急時の体制整備

2-3-1-1 教職員の非常参集体制の整備

夜間休日等の勤務時間外であっても、児童生徒等の安否確認などを的確に行うためには、災害等危機事態の大きさに応じて教職員が非常参集する必要があります。

このため、災害の種類に応じて、段階的な基準を設定し、校長等管理職と一般の教職員のうち誰がどの段階で参集するかについて、危機管理マニュアルに記載します。一部の教職員のみが参集する段階での参集者を設定する際には、教職員の居住地域、通勤手段、家庭の状況等を考慮しましょう。また、大規模地震などで電話回線など通信手段が途絶した場合に備えて、一定の震度以上の地震が発生した場合には参集要請の連絡がなくても「自動参集」することや、参集途上の安全を確保するため警報等の情報を入手すること、参集経路上の危険区域を避けて参集することなども明記して、教職員の共通認識とする必要があります。

勤務時間外の非常参集については、原則として自分自身及び家族の身の安全を優先することとします。その上で、教職員自身が被災して本人や家族の安全が確保できない、出勤することにより二次被害を誘発する危険性があるなど、どうしても参集できない事情が発生した場合には、かならず管理職等に連絡を入れるよう定めておきます。また学校としては、各教職員から入った情報を集約し、連絡がとれない教職員を把握するなど、教職員の安否確認を行うことが必要ですので、その体制も整備しておきましょう。

非常参集した後は、大規模災害になれば数日間帰宅できない可能性もあります。参集時の服装や携行品についても定めておき、各自がいつでも持ち出せるよう準備することもマニュアルに記載して、全ての教職員の共通認識としておきましょう。

記載の視点

- 災害種別・段階別の非常参集基準、参集者
- 参集できない場合の対応
- 参集途上の安全確保のための留意点
- 参集時の服装、携行品
- 教職員の安否確認の手順・方法

◆ 緊急時の非常参集体制 ⇒ サンプル編 p.33

2-3-1-2 対策本部体制の整備

事故・災害等が発生した際には、全教職員が連携・役割分担して、各種対応に当たる必要があります。避難誘導や初期消火、安否確認などの具体的な事故・災害対応に当たる役割に加えて、例えば、必要な情報を収集・整理する（情報収集・分析機能）、得られた情報を基に状況判断・意思決定を行って必要な指示を出す（指揮統制機能）、関係機関等との連絡・調整を行う（連絡調整機能）、報道機関などに対応する（広報渉外機能）など、学校として事故・災害発生時に行うべき対応は多岐にわたります。このため、学校として事故・災害等に対応するための組織（事故・災害対策本部など）を設置することとし、その設置基準などをあらかじめ危機管理マニュアルに定めておきましょう。

記載の視点

- 対策本部の設置基準
- 対策本部の体制と機能（業務内容）
- すべての教職員の役割分担
- 校長（本部長）不在の場合の代理順位

危機発生時の対策本部については、学校の規模や状況に応じて様々な体制が考えられます。事故・災害の種類に応じて異なるものとすることもできますが、複雑化を避けるためには、1種類の組織体制で様々な事故・災害に対応できるようにすると良いでしょう。各種事故・災害等で一般的に必要と考えられる下記の業務内容を参考に、起こり得る事故・災害等の想定や自校の状況に合った組織体制を定めて、危機管理マニュアルに記載しましょう。

[学校の事故・災害対策本部等における業務内容(例)]

- 全体統括（本部長・副本部長）
- 児童生徒等の安全確保（避難、応急救護等を含む）
- 児童生徒等・教職員の安否確認
- 事故・災害情報の収集・集約
- 保護者への連絡
- 学校施設の被害状況把握・応急対策
- 関係各所（主に学校の設置者）への状況報告・連携
- 記録の作成・保存
- 外部からの問い合わせ（報道等）への対応
- （指定避難所等に指定されている場合）避難所運営への協力 等

事故・災害等への対応組織を定める上では、すべての教職員の役割分担を明確化し、共通理解を図ることが大切です。毎年度初めには、全教職員による確認・周知を徹底しましょう。事故・災害等の発生時に不在であったり自宅等が被災したりして、事前に定めたとおりの役割分担を果たせない教職員が出てくる場合に備え、各自がそれぞれの役割を理解するだけでなく、他の教職員の役割も含めて理解しておくことも必要です。

また、校長（本部長）等管理職や災害対策の主要業務を担う担当者が、被災等のために不在となった場合にも、組織的な対応が行えるよう、代理者をあらかじめ指定して危機管理マニュアルに明記しておきます。さらに、代理者となりうる教職員はその業務内容を十分に把握しておくことが重要です。

◆ 事故・災害発生時の対策本部体制 ⇒ サンプル編 p.35

2-3-1-3 関係機関との連絡体制

保護者・教職員・関係機関等との緊急連絡体制を構築し、危機管理マニュアルに記載します。その際、一つの手段ではなく複数の多様な連絡手段を具体的に決めておきましょう。特に、大規模な地震や風水害の際には、停電も発生する可能性がありますので、その影響も考慮する必要があります。インターネットは災害等に比較的強いとされていますので、携帯電話・スマートフォンによるメールやSNSなどの活用も含め、様々な手段を検討します。

記載の視点

- 保護者との緊急連絡・通信手段
- 教職員間の緊急連絡・通信手段
- 関係機関の緊急連絡先一覧

保護者への緊急連絡手段としては、事前に登録したアドレスへの一斉メールのほか、学校のウェブサイトへの情報の記載なども有効です。また、学校からの情報伝達だけでなく、保護者から学校への連絡も含めた双方向のやり取りができるよう、準備しておくことが大切です。その方法も具体的に示しておきましょう。

【学校と家庭との連絡・通信手段の例】

情報の流れ	停電	連絡・通信手段
学校から家庭へ	なし	一斉メール、学校ウェブサイト
	あり	校門や公民館等施設での掲示板活用
家庭から学校へ	なし	メール、災害用伝言板（web171） 双方向の情報連絡システム
	あり	災害用伝言ダイヤル（171） 教職員による家庭訪問（避難所訪問）

【コラム】災害用伝言ダイヤル（171）、災害用伝言版（Web171）

地震などの災害発生時に、被災地内の人々の安否確認のため電話が殺到してつながりにくなると、災害用伝言ダイヤル、災害用伝言版のサービスが提供されます。平常時でも、定期的に体験サービスが実施されていますので、事前に使い方をマスターしておくといよいでしょう。

災害用伝言ダイヤル（171）	災害時に、「171」をダイヤルし音声ガイダンスに従って操作することで、固定電話、携帯電話・PHS等の電話番号を「登録番号」として安否情報（伝言）を音声で録音（登録）することができ、全国からその音声再生（確認）することができるサービス。
災害用伝言版（Web171）	災害時に、インターネットを経由して災害用伝言板（web171）にアクセスし電話番号をキーとして伝言情報（テキスト）を登録することができ、それを全国（海外含む）から確認したり追加の伝言を登録したりできるサービス。利用者登録することで、登録した伝言をあらかじめ設定した相手先にメール・電話（音声）で通知することもできる。

教職員間の緊急連絡には、一斉メール配信又は緊急連絡網（電話）を用いることが一般的です。しかし、メールや電話が通じない場合に備えて、上記と同様に複数の手段を確保して複線化しておきましょう。

事故・災害等発生時に連携を取るべき関係機関の連絡先は、いざというときに探さずに済むよう機関名、電話番号、担当者名を一覧にして危機管理マニュアルに記載しておきましょう。このうち主要な連絡先については、校長室・職員室・事務室等に掲示します。

【連絡先を整理する関係機関の例】

自治体	教育委員会の関係各課、近隣の学校、市町村防災担当部局（災害時には災害対策本部）、保健所
公的機関	消防署、警察署、交番
地域団体等	保護者会、自治会、自主防災組織、防災・防犯ボランティア団体
医療機関	学校医、救急医療機関（診療科目別）
公共交通機関	鉄道会社、バス会社（スクールバス運行主体）
その他	機械警備会社、ライフライン復旧の民間業者、放課後児童クラブの実施主体、近隣の商店や企業、高層住宅管理者

- ◆ 保護者への緊急連絡・通信手段 ⇒ サンプル編 p.38
- ◆ 教職員間の緊急連絡・通信手段 ⇒ サンプル編 p.38
- ◆ 関係機関の緊急連絡先一覧 ⇒ サンプル編 p.39

【コラム】 遠方から通う児童生徒等との連絡手段は...

大規模な地震等の災害が発生すると、公共交通機関の遅延・運休が発生する可能性があります。それが登下校中の時間帯に発生した場合、高等学校や国立・私立の小・中学校等、公共交通機関を使って遠方から通う児童生徒等がいる学校では、児童生徒等の安否確認をどのように行うかが課題と言えるでしょう。登下校中の児童生徒等の安否や居場所の確認方法について、保護者とともに事前に検討することが重要です。

また、登下校中に被災した場合に、自宅と学校のどちらに向かうのか、あるいはどこか別の場所に留まるのか等、どのような行動を取ることが安全なのかについて、保護者・児童生徒等とともに共通認識を図ることも必要です。

2-3-2 施設・設備・備品の整備

2-3-2-1 通信・情報収集手段

事故・災害等の発生時に適切に対応するためには、正確な情報を速やかに取得し、学校内で共有することが重要です。

特に大規模地震など災害発生の初期段階では、迅速な避難行動等につなげるため、災害に関する情報を的確に入手する必要があります。停電や通信回線の途絶、校庭への二次避難や校外への三次避難なども想定し、停電時にも利用できるか、屋外に持ち出して利用できるかなどを考慮した上で、複数の通信・情報収集手段と情報収集先を検討し、危機管理マニュアルに記載しておきましょう。

情報収集手段としてラジオを準備する際には、AM放送が入りにくい場所でも放送が聞こえるよう、ワイドFM（FM補完放送：難聴対策・災害対策のためFM放送用周波数でAM放送番組を放送するもの）に対応している機器を準備すると効果的です。ラジオの中には、FM・AM放送が聞けるだけでなく、自治体からの防災行政無線を聞くことができるものもありますので、これを備えておくことも一考です。インターネットを介して、スマートフォンなどでラジオ放送を聞くこともできますので、あらかじめアプリをインストールして備えておくことも検討しましょう。

情報の入手先も、様々なものを事前に検討してリストアップしておくことが望めます。特に、放送局のうちコミュニティFMやケーブルテレビなどは、地域に即した情報を発信するメディアとなるので、あらかじめ情報取得先として整理しておくといでしょう。

【通信・情報収集手段と収集先(例)】

通信・情報収集手段	<ul style="list-style-type: none"> ● 携帯型ラジオ（手回し充電式、電池）、車載ラジオ ● テレビ（携帯のワンセグ機能）、カーナビ機器のテレビ機能 ● インターネット（PC、スマートフォン） ● 電話、FAX ● 防災行政無線（受信機）、広報車
情報収集先	<ul style="list-style-type: none"> ● 市町村のウェブサイト、SNS、メールサービス ● 緊急速報エリアメールサービス ● テレビ・ラジオ各局放送、データ放送、ケーブルテレビ ● 都道府県の防災気象情報に関するポータルサイト ● 民間の気象情報提供サイト

情報を入手する手段だけでなく、校内の児童生徒等や教職員に情報を伝達するための手段についても検討して危機管理マニュアルに明記しておく必要があります。停電対応の校内放送等を整備するとともに、万一校内放送が使えない場合を想定して、拡声器やトランシーバーなどをいつでも取り出せる場所に備えておくなど、校内放送の代替手段を講じておくことが重要です。

さらに、学校と学校設置者等や市町村災害対策本部など、外部との双方向のやり取りを確実にすることも必要です。このため、関係機関とも協議した上で、例えば次ページのような機器等を整備して、情報伝達手段として危機管理マニュアルに明記しておくことが望まれます。

【災害時の双方向情報伝達手段(例)】

- 停電対応電話機(予備電源を持つなど、停電時にも利用可能な電話機)
- 災害時優先電話(災害時に回線が輻輳しても優先的につながる電話回線)
- 相互通信可能な無線設備(防災行政無線の端末等)

場合によっては、災害対策本部などとの連絡に教職員の携帯電話を使わざるを得ないことも考えられますので、その旨は事前に教職員間でも共有しておきます。また、停電や通信手段の途絶により、人が相手先へ赴く「伝令」などの直接的な行動が必要な場合も想定しておくといでしょう。

記載の視点

- | | |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ● 災害状況等に関する情報収集方法 <ul style="list-style-type: none"> ・ 停電、通信回線の輻輳・途絶、屋外での使用等も想定した複数・多様な手段 ・ 情報収集先 | <ul style="list-style-type: none"> ● 校内の情報伝達・共有方法 <ul style="list-style-type: none"> ・ 停電等を想定した複数・多様な手段 ● 外部との相互通信手段 <ul style="list-style-type: none"> ・ 停電対応電話機 ・ 災害時優先電話 等 |
|--|--|

◆ 通信・情報収集手段 ⇒ サンプル編 p.41

【コラム】災害時のための様々な通信手段

避難所などに指定されている学校には、以下の通信手段が整備されている場合があります。自校にある設備・機器を確認し、いざという時に使えるようにしておきましょう。

- 防災行政無線：市町村などが防災用に整備している無線。屋外拡声器などから音声を流す「同報系」と、車載型・携帯型の子機と双方向通信のできる「移動系」がある。
- 衛星携帯電話：人工衛星を基地局とする携帯電話。地上での災害の影響を受けにくい（ただし屋内では利用できず、悪天候下では通信が安定しにくい）。
- 災害時優先電話：災害時に電話回線が混みあった場合でも、通信制限を受けず優先的につながる電話回線。優先されるのは発信のみで、受信は通常回線と同じ。
- 災害時用公衆電話（特設公衆電話）：災害時の避難施設等で、被災者や帰宅困難者に無償提供される公衆電話。早期に通信手段を確保すること等を目的に「事前配備」が進められており、事前配備された施設では、施設管理者が「非常用電話機」を保管・管理して、災害時に電話機を設置する。

2-3-2-2 緊急時持ち出し品・文書等の整備・管理

災害等発生直後に必要となる、教職員・児童生徒の名簿（緊急連絡先を含む）、引渡しカードや救急用品などは、緊急時持ち出し品として管理しておきます。なお、この緊急時持ち出し品は必要最小限のものとし、すぐに持ち出せるようパッケージ化しておきましょう。名簿情報は児童生徒等のプライバシーに関わる書類であるため、取扱いは厳重にしなければなりません。緊急時持ち出し品の保管場所と持ち出し担当者をあらかじめ決めるほか、持ち出し担当者が不在の場合の代理者についても必ず決めておき、危機管理マニュアルに記載します。

記載の視点

- 緊急時持ち出し品
 - 持ち出し品の内容（最小限に限定）
 - 保管場所
 - 持ち出し担当者（代替者）
- 重要書類の管理
 - 重要書類の内容
 - 保管場所（被災しにくい場所等）
- 学校図面等の整備
 - 災害対応に必要な設備等の配置図
 - 校地・校舎平面図（白図）
 - 事故・災害等対応の記録様式

また、学校運営における重要書類等は、災害による損失・滅失を防止することが必要です。このため、例えば耐火・防水キャビネットに保管することを検討します。特に津波や土砂災害、水害の被害が想定される学校では、重要書類等は水没・流出・埋没を防ぐために上階に位置付けるなど、保管場所をよく検討しましょう。

事故・災害等の発生時には、外部の関係機関等と連携して対応に当たることが多いものです。学校内の施設や設備の配置を図面に落として整理しておくことで、関係機関等との事前協議にも活用することができ、いざというときのスムーズな連携も可能となります。また、校地・校舎平面図（白図）も、災害対応の際に関係機関と連携して対応策を検討する際や、避難者の収容計画をたてたり避難者向けの案内を作成したりする際に役立ちますので、すぐに使えるようにあらかじめ所在を確認し、可能な範囲で複数準備しておくとい良いでしょう。

【準備・確認しておくとい図面（例）】

- 各種防災設備の配置図（消火器、消火栓、防火扉、AED、避難用具、防犯用品等）
- 避難所としての学校施設の利用方法（開放区域と非開放区域の明示）
- 電気配線図（施設内の電気室や高圧受電設備から配電盤、各教室等への配線経路、コンセントの位置、容量等）
- 水道配管図（元栓の位置、各施設への止水弁の位置と機能、水道水の流れ）
- 電話配線図（災害時優先電話の所在を含む）

さらに、事件・事故・災害を問わず、学校としての対応の記録は時系列に沿って必ず残しておく必要があります。これを確実に実施するために、記録様式をあらかじめ準備して、危機管理マニュアルにまとめておくとい良いでしょう。

- ◆ 緊急時持ち出し品の内容、保管場所、担当者 ⇒ サンプル編 p.43
- ◆ 重要書類等の保管・整備 ⇒ サンプル編 p.44
- ◆ 事件・事故・災害等発生時の情報整理様式 ⇒ サンプル編 p.45
- ◆ 事故・事件対応記録様式 ⇒ サンプル編 p.46

《参考資料》

- 文部科学省 「台風等の風水害に対する学校施設の安全のために」 (令和2年3月) p.7
https://www.mext.go.jp/content/20200331-mxt_bousai-000005440_01.pdf
 水害に備えた重要書類等の保管場所について記載されています。

2-3-2-3 備品・備蓄品

事故・災害等の発生時には、児童生徒等と教職員の身の安全などを確保するため、様々な物品が必要となります。緊急的に生命・身体を守る上で必要な救命救急・応急手当用品、消火活動や人員点呼を行うために必要な物品のほか、安全確保のため学校に待機する場合の生活・宿泊に必要な物品など、場面・状況に応じて必要となる物資・資器材は多種多様です。

学校としては、様々な場面を想定して、必要な物資・資器材を準備しておくとともに、それを適切に維持・管理することが必要です。危機管理マニュアルには、備品・備蓄品を一覧にしておくとともに、その保管場所や管理担当責任者を明記しておきます。

記載の視点

- 事故・災害等に備えた備品・備蓄品
 - 一覧表を用いた整理・管理
 - 保管場所の工夫(災害等による被災の可能性や利用時の利便性等に配慮)
- 備品・備蓄品の定期的な確認・更新
- (市町村等の備蓄倉庫が設置されている場合)倉庫内の物資等の利用可否等
- 学校待機・宿泊に備えた備蓄

【事故・災害等に備えた備品・備蓄品(例)】

(1) 学校全体としての備品・備蓄品
<ul style="list-style-type: none"> ○救命救急、応急手当用品 <ul style="list-style-type: none"> ・ AED ・ 応急手当セット ・ 担架 ○避難用品 <ul style="list-style-type: none"> ・ 防護用品 (ヘルメット 等) ・ 誘導・人員点呼用備品 (ハンドマイク、ホイッスル 等) ○情報通信機器 <ul style="list-style-type: none"> ・ 携帯型ラジオ ・ トランシーバー ・ 携帯テレビ (ワンセグ) ・ 防災行政無線移動系端末 ・ 衛星携帯電話 ・ 災害時用公衆電話 ○防犯・防火用品 <ul style="list-style-type: none"> ・ 消火器 ・ 防犯カメラ ・ さすまた ○停電対応用備品 <ul style="list-style-type: none"> ・ 乾電池、非常用電源、乾電池式充電器、モバイルバッテリー 等 ・ 懐中電灯、ろうそく、電池式ランタン 等 ○上下水道被災時の備品 <ul style="list-style-type: none"> ・ 簡易トイレ、携帯トイレ 等 ・ 衛生用品 (ウェットティッシュ 等) ○学校待機・宿泊のための備蓄品 <ul style="list-style-type: none"> ・ 毛布、寝具 ・ 防寒・避暑用品 等
(2) 児童生徒等・教職員個々人の備蓄品等
<ul style="list-style-type: none"> ○食料、飲料 (アレルギー対応食等も含む) ○個人的に必要な医薬品等 (エピペン®、その他)

備品・備蓄品の保管場所を決める上では、学校で想定される災害リスクについても配慮が必要です。職員室や保健室が建物の1階にあり、津波や水害・土砂災害等で被災する可能性がある場合などは、保管場所を見直すなどの対応を取りましょう。一方で、応急手当などに必要な物品は、「救急セット」など簡易に持ち運びできるような形で複数用意し、校内の関係各所（体育館などケガ等が発生しやすい場所）に配備したり、校外活動時に持ち出せるようにしておいたりすると効果的です。このように、何をどこに保管しておくかについては、様々な観点から検討して工夫を重ねておくことが望まれます。

また、備品・備蓄品は、いざというときに使えなければ意味がありません。訓練時に合わせるなどして定期的に機能確認や更新を行うことが重要ですので、そうした点についても危機管理マニュアルに定めておきましょう。

なお、学校が地域の避難所等に指定されている場合には、市町村などの備蓄倉庫が設置されていることがあります。しかし一般に、備蓄倉庫の物資・資器材は、避難所運営や地域住民の災害対応に用いることが想定されていますので、学校に待機する児童生徒等が備蓄倉庫内の物資等を利用することができるかどうかは、事前に市町村などと協議しておく必要があります。その上で、必要に応じて、児童生徒等や教職員が学校に待機・宿泊する場合に備えて、食料などをどのように備蓄しておくか、具体的に定めておきましょう。

- ◆ 校内の備品・備蓄品 ⇒ サンプル編 p.47
- ◆ 備品・備蓄物資整理一覧表様式 ⇒ サンプル編 p.48

2-3-3 家庭・地域・関係機関等との連携

2-3-3-1 家庭との連携

事故・災害が発生した際に円滑に対応を進めるためには、家庭との事前の連携が重要になります。

事故・災害等の発生時などにおける学校からの情報伝達方法、学校と家庭との連絡方法、学校における安全確保の措置等について、保護者と共通認識を持つことが必要ですので、その共有・伝達すべき内容や、その方法、タイミングなどについて、危機管理マニュアルに明確に定め、これを確実に実行するようにしましょう。基本的な事項の共有・伝達は、少なくとも毎年度の初めに行うなど、定例的に実施する必要があります。加えて、校外活動時など特別な状況下での留意事項等はその都度共有することも、マニュアルに記載します。

記載の視点

- 家庭(保護者)に共有する基本事項
 - 事故・災害等発生時の学校からの情報発信の方法、保護者との相互の連絡方法
 - 児童生徒等の一斉下校、引渡し、学校待機の基準
 - 引渡しカードの提出・更新等の運用方法
 - 引渡しの場所(校内・校外)と引渡し方法
 - 危機発生が予測される場合の臨時休業の判断基準・判断タイミング
 - 危機発生時の対応として事前に家庭で話し合うべき内容
- 家庭(保護者)への共有の方法、タイミング
- 校外活動時などに備えた共有事項・共有方法等

特に、引渡しを確実にかつ効率的に実施するために、その運用方法などを周知徹底することも大切です。引渡し事前登録カードは年度の初めにはかならず提出してもらうこと、引取り者として登録した者以外には引渡さないことを確認することなど、引渡しに関して共有すべき事項を整理して危機管理マニュアルに記載しておきます。

また、学校や通学路、地域の状況によっては、以下のような留意事項もあります。児童生徒等や保護者自身の安全確保が最優先であることを十分に説明し、理解を得ましょう。

【引渡しに関して保護者と共有すべき留意事項(例)】

- 通学路に危険箇所がある場合は、そこを避けて安全な経路で来校し引渡しを受けること。
- 保護者自身の身の安全が確保できない場合には迎え(引取り)に来ないこと。
- 学校に迎えに来た段階で周囲に危険が迫っている場合には、児童生徒等を引き渡さず保護者とともに学校に留まる、もしくはともに避難すること。

さらに、事故・災害等への備えとして、例えば以下のように、事前に家庭で話し合っておくことを求める事項もあります。各家庭において様々な想定での事前検討を促すことも、危機管理マニュアルに記載して、実践していきましょう。

【家庭での話し合い・事前検討を促すべき事項(例)】

- 登下校中に危機事態が発生した場合の対応(安全確保、避難先等)
- 自宅で保護者が不在のときに危機事態が発生した場合の対応
- 公共交通機関が途絶し両親が勤務先から戻ることができない場合の対応

- ◆ 家庭との共有事項 ⇒ サンプル編 p.49
- ◆ 引渡し事前登録カード ⇒ サンプル編 p.51
- ◆ 引渡し控えカード ⇒ サンプル編 p.51

2-3-3-2 地域・関係機関等との連携

児童生徒等の安全確保のためには、地域、関係機関等との連携を密にし、日常的に危機等の未然防止に関する協力・連携を図ることが重要です。こうした連携は、児童生徒等の安全確保に寄与するとどまらず、各種活動を通して地域の防災力・防犯力が向上し、最終的には安全・安心なまちづくりにもつながっていきます。また、いざ災害や事件・事故等、危機事態が発生したときにも、地域・関係機関等との連携が欠かせません。

記載の視点

- 協力・連携する関係機関(相手先)
- 協力・連携する事項
 - 事前の危機管理(未然防止及び発生への備え)
 - 発災時の危機管理
 - 事後の危機管理
- 連携・協議の方法
- 学校を避難所として開設する際の運営方法や教職員の関わり方

各学校の実情を踏まえ、想定される危機事態に応じた協力・連携事項について、地域学校安全委員会、学校保健委員会、学校支援地域本部、学校運営協議会等、学校を中心とした既

存の組織をベースに、地域・関係機関等と協議・調整を行います。危機管理マニュアルには、連携する関係機関（相手先）と、事前・発生時・事後のそれぞれの段階における協力・連携の内容や、その事前協議の方法などについて記載しましょう。

特に、災害時の避難所等として指定されている学校にとっては、避難所の開設の段取りや運営方法、教職員の関わり方に関する事前の協議・調整は非常に重要です。災害時における教職員の第一義的役割は児童生徒等の安全確保・安否確認、教育活動の早期正常化であり、避難所開設・運営は市町村や地域の自主防災組織が主体となることが前提となります。しかし災害規模が大きな場合には、市町村が直ちに十分な体制を整えることができず、担当者が全ての避難所に配置されない状況も考えられます。被災後に早期の学校再開を目指すためには、市町村の防災担当部局や地域住民等関係者・団体と以下のような点についてあらかじめ十分に協議し、学校側の役割等を明確化しておくことが必要です。

【避難所開設・運営に関する協議事項（例）】

- 学校が避難所となった場合の開設（安全点検）方法や組織の立ち上げ方法
- 教育活動の円滑な再開を見据えた、避難所としての学校施設の利用方法
 - ・ 地域住民への開放区域と非開放区域の明示
 - ・ 児童生徒等の安全確保や授業再開時の混乱防止のため、避難所エリアと教育活動エリアを分離するとともに、児童生徒等と避難者の動線を区分
 - ・ 災害種別や状況によって異なる可能性があることに留意
- 勤務時間外に災害が発生した場合の開設（解錠、安全点検）方法
- 学校による支援内容（施設管理者としての役割、避難所運営組織の会議参加等）
- 防災担当部局等や教育委員会、地域の自治組織、ボランティア等との連絡・調整の在り方

- ◆ 地域・関係機関等との連携 ⇒ サンプル編 p.52
- ◆ 校門・体育館の鍵の管理票 ⇒ サンプル編 p.54
- ◆ 校内の非開放区域 ⇒ サンプル編 p.54
- ◆ 避難所としての学校施設の利用方法 ⇒ サンプル編 p.55

《参考資料》

- 学校施設の在り方に関する調査研究協力者会議 「災害に強い学校施設の在り方について～津波対策及び避難所としての防災機能の強化～」(平成 26 年 3 月)
https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shisetu/013/toushin/1344800.htm

【コラム】避難所として指定されていない学校でも..

市町村により避難所として指定されていない学校であっても、発災時に避難所開設が必要となる可能性は否定できません。住民が「災害時の避難先は近隣の学校」と考えて指定外にもかかわらず避難してきたり、大規模災害で急きょ市町村から避難所開設を依頼されたりすることもあります。そうなる前から慌てないよう、平常時から自治体を含めた地域の組織や関係機関とのつながりを持ち、災害時における学校の立場を事前に明確化した上で対応を協議しておくことで、いざというときの混乱を最小限にするよう備えることも必要です。

2-3-4 避難計画・避難訓練

2-3-4-1 避難計画

児童生徒等や教職員の安全を確保するためには、事故・災害等の状況等に応じて、適切に避難することが必要です。これを実現するためには、様々な事態を想定して、あらかじめ避難計画を策定しておきます。

火災、地震、火山災害は突発的に発生し避難に時間的余裕がないこと、台風や原子力災害は時間的余裕が比較的にあること、地震は様々な二次災害を想定すべきであることなど、災害現象には様々な特徴があります。避難計画を検討する上では、その特徴に応じて、一次避難（その場で身を守る行動）、二次避難（校庭や校舎の上階などでの安全確保）、三次避難（二次避難場所など校内の避難先に危険が迫った場合のさらなる避難）の在り方を考えなければなりません。例えば、同じ一次避難であっても、地震の場合は「落ちてこない・倒れてこない・移動してこない」場所を見つけて頭を守る、竜巻や弾道ミサイル発射情報の場合は建物の中に入り窓を閉めカーテンを引き窓ガラスから離れるなど、災害現象に応じて取るべき対応が異なりますから、あらかじめしっかりと整理しておきましょう。

記載の視点

- 避難を想定するリスク
- 避難場所
- 避難経路
- 情報収集及び伝達的手段と内容
- 避難の判断基準・判断体制
- 避難誘導
- 避難誘導のための備品

【避難を想定する現象別の一次避難・二次避難・三次避難(例)】

事象	想定される状況等	一次避難 (その場で身を守る)	二次避難 (校庭・上階等へ)	三次避難 (校外へ)
火災	調理室・家庭科室・理科室等からの出火、近隣地域からの延焼	—	○	○
地震	地震動による備品の落下、液状化、学校施設の損壊・倒壊	○	○	○
一二次災害としての火災	調理室・家庭科室・理科室等からの出火	—	○	○
一津波	津波被害、浸水	—	○	○
風水害	台風、〇〇川の氾濫、高潮、ゲリラ豪雨、内水氾濫	—	○	○
土砂災害	△△地域の土砂災害	—	○	○
突風、竜巻、雷	突風、竜巻による施設・設備の損傷、落雷による外傷	○(屋内退避)	—	—
火山災害	〇〇山の噴火(火砕流、火山灰等)	—	○	○
原子力災害	原子力発電所からの放射性物質漏洩	○(屋内退避)	○	○
弾道ミサイル発射	Jアラートによる情報伝達	○(屋内退避)	—	—

校庭や校舎の上階等へ移動する二次避難、さらに危険な場合に校外へ移動する三次避難についても、リスクに応じた避難場所及び避難経路を策定しておきます。さらには、避難方法も具体的に想定し、危機管理マニュアルに定めておきましょう。

【コラム】一次避難・二次避難・三次避難

一般に、学校における地震の際の避難は、次の3段階に区分することができます。

- ①まず机の下などで身体の安全を確保する「一次避難」
- ②揺れが収まった後に校庭など安全な場所へ移動する「二次避難」
- ③二次避難先に危険が迫った場合に校外など別の場所へ移動する「三次避難」

学校によっては、①を一次避難ととらえず、校庭などから別の場所への移動を二次避難と呼ぶこともあります。本ガイドラインでは上記の区分で統一して表現しています。

二次避難の避難先（二次避難場所）としては、通常、校庭としている学校が多く見られます。しかし、液状化や地割れの可能性、悪天候（極寒・酷暑を含む）の場合などを考慮すると、必ずしも校庭が最も適切な避難先とは限りません。校舎等の耐震性も考慮した上で、より適切な屋内の二次避難場所を設定したり、状況に応じて選択できるような複数の二次避難場所を設定したりしておくことも大切です。

また、校外への三次避難に関しては、避難先のみならず避難経路の安全確保も重要となります。平時から経路上の安全点検を行うほか、代替の経路を確保しておくことも望まれます。

二次避難・三次避難の避難場所及び避難経路や避難方法を策定する際の主な留意点は以下のとおりです。

【避難先・避難経路検討上の留意点】

- 市町村等の作成したハザードマップ等を確認して、安全が確保できる避難先を決定すること（必要に応じて、市町村の防災担当部局等と調整・協議）
- 市町村等の作成したハザードマップ等をベースとして、避難先・避難経路を記入し、避難経路図を作成すること（川、海、土地の高さがわかるような図とすることが望ましい）
- 移動にかかる時間を考慮すること（津波などの想定来襲時間との関係等）
- 避難経路上にあるリスクを把握し考慮すること（必要に応じて代替となる経路も複数想定）
- その場所からさらなる避難をする可能性を考慮すること

【避難方法検討上の留意点】

- 移動時の隊列、教員の配置（児童生徒等を見失わないように）を検討すること
- 保護者や学校に避難してきた地域住民とともに避難する可能性を検討すること
- バス・自家用車等を用いた避難の場合の具体的な手順・方法（火山災害・原子力災害など広域避難が想定される場合）
- 天候や季節により防寒具（上着）を持参しての避難を検討すること

なお、本編 p.2 のコラムに記載したように、学校の立地状況によっては、様々な法令に基づいて複数の避難計画を定めることが求められる場合があります。それぞれについて作成のためのガイドライン等が公表されています（次ページ参考資料参照）。しかしその内容には共通する部分も多いので、必ずしも個別に避難計画を作る必要はありません。一つの避難計画の中で、情報収集・伝達の手段や避難誘導などについては各種災害共通の事項とし、避難の判断基準や避難場所・避難経路など想定する災害現象等により異なる事項を的確に定めるという形で整理すれば、より簡潔でわかりやすい計画とすることも可能です。

また、避難計画については、一度作成した後も、教職員だけでなく行政の防災担当部局や防災の専門家・アドバイザー等の意見も参考にしつつ、定期的に見直す必要があります。見直しの体制、方法について、具体的に危機管理マニュアルに記載しましょう。

◆ 津波避難計画 ⇒ サンプル編 p.56

《参考資料》

- 【水防法・土砂災害防止法・津波防災地域づくり法】「避難確保計画作成の手引き」
国土交通省水管理・国土保全局 河川環境課水防企画室（令和2年6月）
https://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/jouhou/jieisuibou/bousai-gensai-suibou02.html#hinan_tebiki
- 【活火山法】「避難確保計画作成の解説資料」
内閣府（防災担当）（令和3年5月）
<http://www.bousai.go.jp/kazan/tebikisakusei/kakuhokeikaku/index.html>

【コラム】令和3年の災害対策基本法改正に伴う避難情報等の変更

令和元年台風19号等の教訓を基に、令和3年5月、災害対策基本法が改正され、市町村が発令する避難情報のうち「避難勧告」が廃止されて「避難指示」に一元化されました。あわせて、大雨等に関する5段階の警戒レベルに基づく避難に関する情報等も変更されています。各学校における避難計画等では、このような変更点も反映させましょう。

警戒レベル	新たな避難情報等		これまでの避難情報等
5	 災害発生 又は切迫	きんぎゅうあんぜんかくほ 緊急安全確保 ※1	災害発生情報 (発生を確認したときに発令)
~~~~<警戒レベル4までに必ず避難！>~~~~			
4	 災害の おそれ高い	ひなんしじ <b>避難指示</b> ※2	・避難指示(緊急) ・避難勧告
3	 災害の おそれあり	こうれいしゃとうひなん <b>高齢者等避難</b> ※3	避難準備・ 高齢者等避難開始
2	 気象状況悪化	大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁)	大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁)
1	 今後気象状況悪化のおそれ	早期注意情報 (気象庁)	早期注意情報 (気象庁)

※1 市町村が災害の状況を確実に把握できるものではない等の理由から、警戒レベル5は必ず発令される情報ではありません。  
 ※2 避難指示は、これまでの避難勧告のタイミングで発令されることになります。  
 ※3 警戒レベル3は、高齢者等以外の人も必要に応じ普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、危険を感じたら自主的に避難するタイミングです。

出典：内閣府「避難情報に関するガイドラインの改定（令和3年5月10日）」  
[http://www.bousai.go.jp/oukyu/hinanjouhou/r3_hinanjouhou_guideline/](http://www.bousai.go.jp/oukyu/hinanjouhou/r3_hinanjouhou_guideline/)

## 【コラム】「避難確保計画」と学校の危機管理マニュアルとの関係

関連各法で作成が義務付けられている「避難確保計画」に記載すべき事項と、学校の危機管理マニュアルに記載する事項との関係は、おおむね下表のように整理できます。危機管理マニュアルですでに定めている事項については、避難確保計画として別途定める必要はありませんので、必要な事項を十分に検討し、危機管理マニュアルの中に「避難計画」として記載しましょう。

記載すべき事項※1		学校の危機管理マニュアル等との関係※2
1	計画の目的	○マニュアル全体の目的 ○マニュアルの根拠法
2	計画の報告	▲避難確保計画の作成・修正時の市町村長への報告
3	計画の適用範囲	○学校の現状（児童生徒等、教職員の人数） ○マニュアルの見直し・改善 ○事前の臨時休業の判断
4	防災体制	○教職員の非常参集基準・体制 ○警戒本部、対策本部の基準・体制
5	情報収集・伝達	○情報収集の内容、収集手段 ○教職員間、保護者等への情報伝達手段
6	避難誘導	▲避難場所、移動距離、避難手段 ▲避難経路 ▲避難に要する時間
7	避難の確保を図るための施設の整備	○備品・備蓄品一覧 (内、避難に関連する資器材等)
8	防災教育及び訓練の実施	○教職員の研修、訓練 ○児童生徒等への安全教育
9	防災教育及び訓練の年間計画	○学校安全計画
10	利用者緊急連絡先一覧表	○児童生徒等（保護者）の緊急連絡先一覧
11	緊急連絡網	○教職員の緊急連絡網
12	外部機関等の緊急連絡先一覧表	○関係機関連絡先一覧
13	対応別避難誘導一覧表	○児童生徒等名簿（点呼用） ▲要支援児童生徒等個別避難計画
14	防災体制一覧表	○警戒本部、対策本部の体制
15	施設周辺の避難地図	▲避難経路図

※1 水防法・土砂災害防止法・津波防災地域づくり法に基づく避難確保計画についての解説・様式等を示した国土交通省「避難確保計画作成の手引き」（令和2年6月）による。番号欄が青色網掛けとなっている項目（No.1～8、15）は、各法に基づき、市町村長への報告が求められる事項。  
なお、活火山法に基づく避難確保計画については、別途、内閣府より作成の手引が示されているが、記載すべき事項はおおむね上記と同様である。

※2 ○印：危機管理マニュアル（避難計画以外の箇所）又は関連計画が該当する事項  
▲印：危機管理マニュアルで「避難計画」として記載すべき事項

## 2-3-4-2 避難訓練

災害は、授業中だけでなく休憩時間中や清掃中、登下校中にも発生する可能性があります。同じ授業中であってもふだん使っている机等がない特別教室、体育館や校庭にいるときに発生する場合も考えられます。

このような中でも児童生徒等や教職員が適切に身の安全を確保するためには、様々な災害の種類・発生状況等を想定した避難訓練を行うことが必要です。避難訓練は、児童生徒等が自らの身の安全を守るために必要な知識等を身に付けるための教育的要素と、学校として児童生徒等の安全を確保するための管理的要素という2つの側面を持っていることに留意しましょう。

訓練の実施時期や想定は、基本的なものだけでなく、時間・場所・季節・天候等、様々なパターンを経験できるよう応用的な視点・工夫も盛り込むことが望まれます。このように様々な条件を加えてより実効性のある訓練を実施していくため、危機管理マニュアルには、訓練実施計画を策定する上で必要な訓練の想定（災害）と発生時間・状況の設定等を記載しておきましょう。また、避難計画と同様に、避難訓練も様々な法令によってその実施が求められていますから、取りこぼしのないよう訓練計画を策定しておくことが大切です。

### 記載の視点

- 訓練計画の策定
  - 学校のもつリスクに応じた避難訓練
  - 様々な場面想定をもつ応用的な訓練
  - リアリティ、臨場感のある訓練にするための工夫
- 家庭・地域と連携した訓練
- 訓練実施後の指導及びその留意点
- 訓練の振り返りの方法
  - 振り返りシート
  - 参加者アンケート

応用の視点		工夫
学校の持つリスク		<b>【学校の要素】</b> 学校種別、校舎の耐震化の状況 <b>【地域の要素】</b> 木造住宅密集地域、海岸地域、埋め立て地域、造成地域等
場面想定	時間設定	<b>【授業中】</b> 普通教室、特別教室、体育館、運動場、プール等 <b>【授業中以外】</b> 登下校中、授業前、放課後、休憩時間、清掃中、委員会活動、部活動中等
	状況設定	＊管理職の不在 ＊電話の不通、停電（校内放送使用不可） ＊避難経路が使用不可 ＊児童生徒等・教職員の負傷 ＊校内での児童生徒等の行方不明 ＊複合災害（地震の後に津波、火災、液状化、原子力災害等）

出典：東京都「学校・園における震災等に対する避難訓練等の改善について」を基に作成

訓練実施後には、反省事項等についてもよく指導し、訓練の効果が高められるように配慮することも必要です。特に弾道ミサイル発射情報や不審者侵入などを想定した訓練については、必要以上に不安にさせることのないよう、適切な対応をすれば身を守ることができることを事前にしっかりと伝えることが重要です。訓練の内容によっては訓練後に不安な気持ちをもつ児童生徒等がいる場合もありますので、スクールカウンセラー等と連携し、個別対応することが求められます。これらについても、事前に検討して危機管理マニュアルに定め、適切に対応できるようにしておきましょう。

また、訓練は学校だけで実施するのではなく、地域の関係機関や保護者と連携して行うことも必要です。机上の取り決めだけでなく顔を合わせて訓練として経験してみることで、いざというときの連携を円滑に進めることができるようになります。具体的には、例えば以下のような連携が考えられます。これら、保護者や関係機関・地域と連携した訓練についても実施することを検討し、危機管理マニュアルに記載しておくことが望まれます。

**【関係機関・地域・保護者等と連携した訓練(例)】**

- 警察署員、消防署員や専門家による訓練の講評や講話
- 市町村・地域住民の訓練への学校としての参画など、地域住民、近隣の学校と連携した訓練
- 保護者の引率による集団登下校訓練や保護者への引渡し訓練

なお、避難訓練の目的には、想定される危険から「命を守るための行動」を取るための避難行動を児童生徒等や教職員の身に定着させることのみならず、その避難行動を規定する避難計画が適切なものとなっているかどうかを評価することも含まれます。訓練がすべて順調に進むことを前提に実施すると、訓練のマンネリ化につながりますから、避難計画に潜む課題を浮き彫りにできるような訓練を目指し、訓練実施後の振り返りに重点をおくことが大切です。そのためには、危機管理マニュアルに振り返りの視点を記載した振り返りシート等の様式を備えておくとい良いでしょう。児童生徒等を含む参加者からアンケート等によるフィードバックを得るほか、教職員の振り返り結果を共有し、避難計画及び訓練そのものにおける課題を明らかにしてその後の改善につなげていきましょう。

**◆ 避難訓練の実施 ⇒ サンプル編 p.59**

**2-3-5 教職員研修**

学校安全を推進し、児童生徒等や教職員の安全を確保する上では、教職員が必要な知識・技能を身に付けることが不可欠です。

そのためには、教職員を対象とした研修・訓練等を計画的に実施する必要があります。危機管理マニュアルには、教職員向けの校内研修計画を策定し、研修等を実施することについて明確に規定しておきましょう。

校内研修では、まず、基本的な知識として、危機管理マニュアルに定めている事項や各教職員の役割等を学ぶことが重要です。得られた知識を基に、実際に行動できるようになるためには、実働を伴う実践的な訓練も必要となるでしょう。その実施に当たっては、例えば児童生徒等が校庭などで運動部活動中に突然倒れた場合を想定するなど、状況想定に基づき具体的な対応を行う状況想定型訓練の手法を取り入れることが望まれます。また、事故や災害への対応は必ずしもマニュアルどおりにはなりませんので、事前に定められたことを実施するだけでなく、応用力をもって臨機応変

**記載の視点**

- 教職員向け校内研修
  - 校内研修計画の策定と実施
  - 基本から応用までの段階を踏んだ研修
  - 状況想定型訓練など実践的な訓練
  - 地域における防災訓練等との連携
  - 定期的な話題提供の機会設定
- 校外研修の活用
  - 担当教職員の校外研修への派遣
  - 担当教職員からの伝達・共有

に対応することのできる能力も身に付けることが求められます。校内研修のカリキュラムでは、基礎知識の習得から実践力の向上、さらには応用力の獲得まで、段階を踏んで教職員の能力向上を図るように配慮しましょう。

地域で実施される各種防災訓練に、学校から管理職など一部教職員が参加することも有効です。例えば、市町村の防災部局や地域の自主防災組織等が行う避難所開設運営訓練に学校から管理者等が参加することで、学校が避難所となった場合の運営の在り方や課題について理解を深めることができる一方で、学校側の立場や体制について理解を得ることも可能となるでしょう。このように、地域の防災訓練等を活用して、教職員の災害対応に関する知識・能力を向上させることも、危機管理マニュアルに記載しておくとい良いでしょう。

また、教職員の学校安全に対する意識の維持・向上のためには、日常的に教職員の間で連情報を話題にすることも大切です。危機管理マニュアルに、こうした定期的な話題提供の機会についても定めておくとい効果的です。

さらに、安全に関する教職員の資質・能力を向上させるためには、各地域の学校安全研修など、校外研修を活用することも大切です。学校安全の中核となる教職員を各種校外研修に派遣し、そこで得られた最新情報などを全ての教職員に伝達・共有することが望まれます。危機管理マニュアルには、このような校外研修の活用についても、明確に位置付けておくとい良いでしょう。

◆ 教職員研修 ⇒ サンプル編 p.61

## 2-3-6 安全教育

安全教育については、各教科や総合的な学習の時間、特別活動等において、年間を通じて指導すべき内容を体系的に整理し、学校安全計画に位置付けることが求められます。危機管理マニュアル、その他の学校安全に係る諸計画には、学校が目指す安全教育の目標や、学校安全計画の位置付け、生活安全・交通安全・災害安全の各領域の教育内容などを記載しましょう。

また、児童生徒等に対する安全教育を実施する上では学校の資源には限りがありますし、教職員がいない場であっても児童生徒等が主体的に生命を守る行動を取り、家庭や地域に貢献できる力を養う必要があります。そのために、危機管理マニュアルには、平常時の家庭、地域、関係機関等との連携の枠組みの中で、人的資源、教材や学習の場などを具体的に記載しましょう。

学校での安全教育をよりよい内容・方法にしていくためには、教育目標・ねらいの達成状況を評価して学校安全計画の検証を行い、次年度への改善を図ることが重要です。加えて、指導の方法・内容が適切であったかなど、指導計画の評価も行って改善につなげます。

### 記載の視点

- 安全教育の目標設定
- 学校安全計画への位置付け
- 生活安全・交通安全・災害安全の各領域における教育内容
- 家庭や地域社会と連携した教育
- 安全教育の評価
  - 学習評価
  - 指導計画の評価

評価の方法、評価項目については、例えば次表のようなものが考えられます。危機管理マニュアルには、こうした安全教育の評価と指導計画の評価・見直しの具体的な方法について定めておきましょう。

<p>評価方法</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 学習への取組状況の観察や成果物</li> <li>● 児童生徒等へのアンケートやグループでの話し合いの結果</li> <li>● 保護者へのアンケート（学校公開時、家庭学習時のフィードバック）</li> <li>● 関係機関・専門家からの講評（安全教室等での講師の方より）</li> </ul>
<p>学習評価項目 ※生活安全、交通安全、災害安全それぞれに対して</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 日常生活における事故の現状、原因及び事故の防止について理解できたか</li> <li>● 現在及び将来に直面する安全の課題に対して、的確な思考・判断に基づく意思決定や行動選択ができるようになったか</li> <li>● 日常生活の中に潜む様々な危険を予測し、自主的に安全な行動を取るとともに、自ら危険な環境を改善できるようになったか</li> <li>● 自他の生命を尊重し、安全な社会づくりの重要性を認識して、学校、家庭及び地域社会の安全に進んで参加・協力できるようになったか</li> </ul>
<p>指導計画の評価項目</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 全校的な指導体制が確立されているか</li> <li>● 教職員間の連携が図れているか</li> <li>● 訓練等の日程や時間、実施回数は適切であるか</li> <li>● 安全管理との連携が図れているか</li> <li>● 児童生徒等の実態、地域の特性を反映しているか</li> <li>● 指導の内容や方法に課題はないか</li> <li>● 指導に必要な教材・教具、資料等が整備されているか</li> <li>● 保護者や地域諸機関の協力や理解が得られているか</li> </ul>

出典：文部科学省「『生きる力』をはぐくむ学校での安全教育」（平成31年3月）

◆ 安全教育 ⇒ サンプル編 p.62

《参考資料》

- 平成25年度文部科学省委託事業 「防災教育の体系的な指導に関する調査研究」報告書（平成26年2月）  
<https://anzenkyouiku.mext.go.jp/mextshiryou/data/saigai04.pdf>

【コラム】 安全教育と安全管理の一体的な推進

一般に、学校安全の活動は、「安全教育」と「安全管理」、そしてこの両者を円滑に進めるための「組織活動」という3つの主要な活動で構成されると言われています。このため、ともすれば安全教育と安全管理は独立した別々の活動ととらえがちですが、実際は、両者は密接なかかわりを持っています。

例えば、安全管理の一環で行った点検で判明した児童生徒等の危険な行動については、安全教育の中で指導して改善につなげることが必要です。また、児童生徒等が避難行動を実践する避難訓練は、消防法をはじめとする関連各法で安全管理上の実施が義務付けられたものですが、同時に、児童生徒等に避難方法等を習得させる安全教育の側面も持ち合わせており、その評価も安全教育・安全管理の両面で行って改善を図る必要があります。

このように、安全教育と安全管理は、常に一体的に推進していくことが重要です。

## 3 発生時（初動）の危機管理

### 3-1 傷病者発生時の対応

#### 3-1-1 傷病者発生時の基本の対応

事故・災害等により傷病者が発生した場合には、教職員等が連携して、迅速・的確な応急手当、緊急連絡・救急要請などを行うことが重要です。

このための基本の対応については、次ページの例に示すように、1枚のフロー図などの形で簡潔・具体的にまとめておくことが望まれます。その際には、特に以下のような点を明確にして、フロー図の中に記載しておきましょう。

#### 【傷病者発生時の基本対応フローに盛り込むべき事項（例）】

- 発見者の役割（状況把握、症状確認、応急手当、協力要請・指示等）
- 救命処置の優先（管理職への報告よりも優先する）
- 複数の教職員等による対応（応急手当、救急車要請、AED手配、保護者への連絡、周囲の児童生徒等の管理、救急隊誘導、記録などの役割分担）
- 119番、110番の通報者（必要な場合は発見者など管理職以外も通報）
- 管理職・養護教諭はじめ校内の情報共有・連絡・指示
- 保護者への連絡（第一報、第二報の連絡）
- 学校設置者等への第一報
- 学校医への連絡

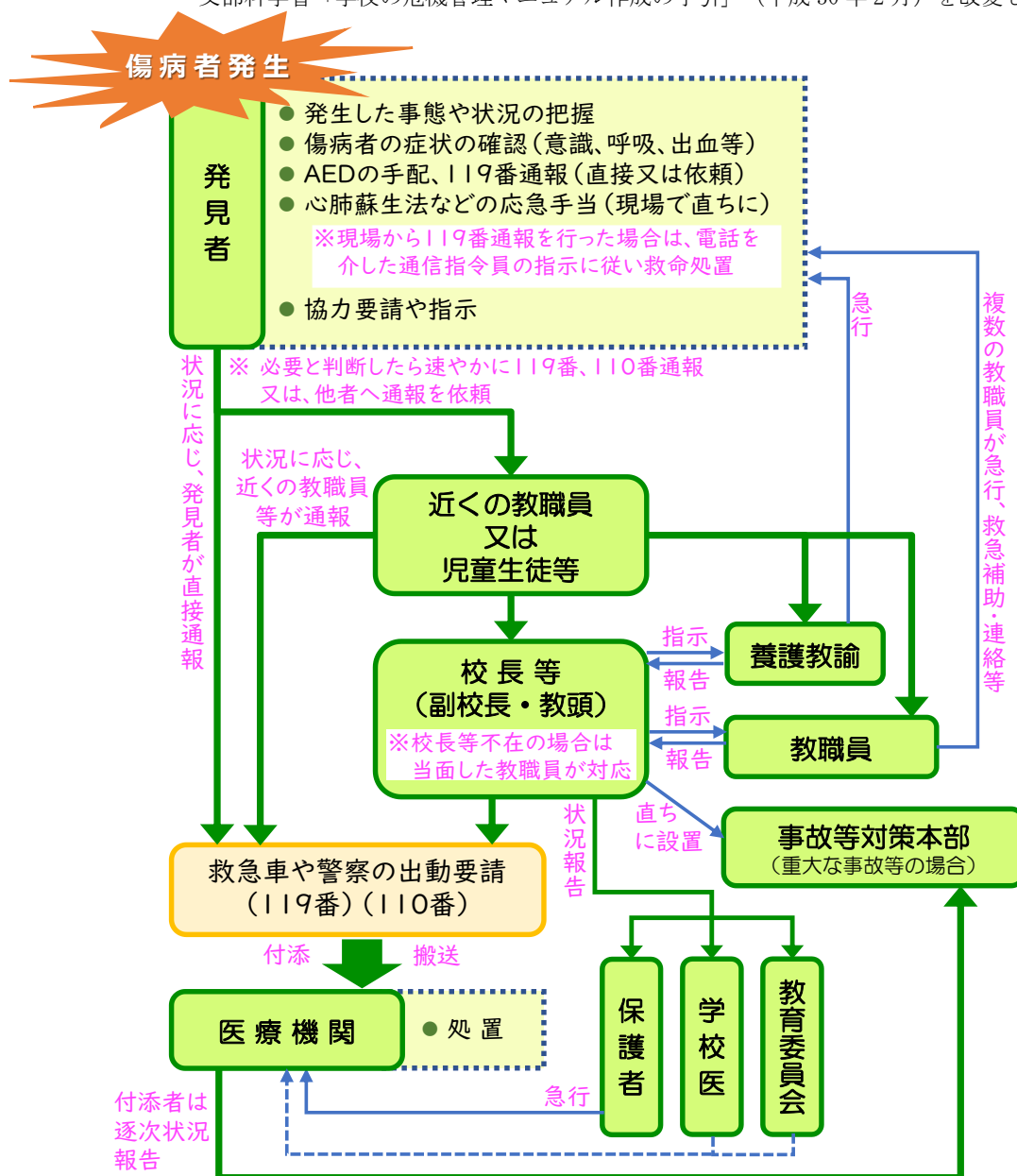
傷病者の状況によっては、救急車が到着するまでの間、その場で心肺蘇生等の一次救命処置を行うことも必要です。その手順についても簡潔なフロー図等が公表されていますので、それを危機管理マニュアルに引用するなどして、教職員がいざというときに活用できるようにしておきます。あわせて、一次救命処置を行う上での留意点も明記しておくことが有効です（p.53 コラム参照）。特に、運動部活動中の重大事故としては突然死も多いことから、危機管理マニュアルには運動部活動中に突然生徒が倒れたことを想定することも重要です。

#### 《参考資料》

- 公益財団法人日本AED財団 「学校での緊急時対応計画：EAP」  
[https://aed-zaidan.jp/user/media/aed-zaidan/files/download/School_EAP.pdf](https://aed-zaidan.jp/user/media/aed-zaidan/files/download/School_EAP.pdf)
- さいたま市「A S U K Aモデル」 <https://www.city.saitama.jp/003/002/013/index.html>
- 独立行政法人日本スポーツ振興センター、令和2年度スポーツ庁委託事業 学校における体育活動での事故防止対策推進事業 「スポーツ事故防止ハンドブック（解説編）」 「スポーツ事故対応ハンドブック（フローチャート編）」（令和2年12月）  
[https://www.jpnsport.go.jp/anzen/anzen_school/bousi_kenkyu/tabid/1956/Default.aspx](https://www.jpnsport.go.jp/anzen/anzen_school/bousi_kenkyu/tabid/1956/Default.aspx)
- 内閣府・文部科学省・厚生労働省 「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン【事故発生時の対応】～施設・事業者・地方自治体共通～」（平成28年3月）  
[https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/meeting/kyouiku_hoiku/pdf/guideline3.pdf](https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/meeting/kyouiku_hoiku/pdf/guideline3.pdf)
- 環境省・文部科学省 「学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引き」（令和3年5月）  
[https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/1401870_00001.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/1401870_00001.htm)

事故等発生時の対処、救急及び緊急連絡体制の一例

文部科学省「学校の危機管理マニュアル作成の手引」（平成30年2月）を改変して作成



記載の視点

- 傷病者発生時の救急・緊急連絡フロー(下記を盛り込む)
  - 発見者の役割
  - 救命処置の優先
  - 複数で役割分担しての対応
  - 119番、110番通報者
  - 校内の情報共有・連絡・指示系統
  - 保護者への連絡
  - 学校設置者等への報告
  - 学校医への連絡
- 一次救命処置フロー
  - 一次救命処置の手順
  - 処置を実施する上での留意点



## 【コラム】一次救命処置の手順と留意点

一次救命処置の手順については、例えば下記の簡潔なフロー図が公表されています。以下の留意点と併せて手順を整理しておくとともに、訓練等を通じて身に付けておきましょう。

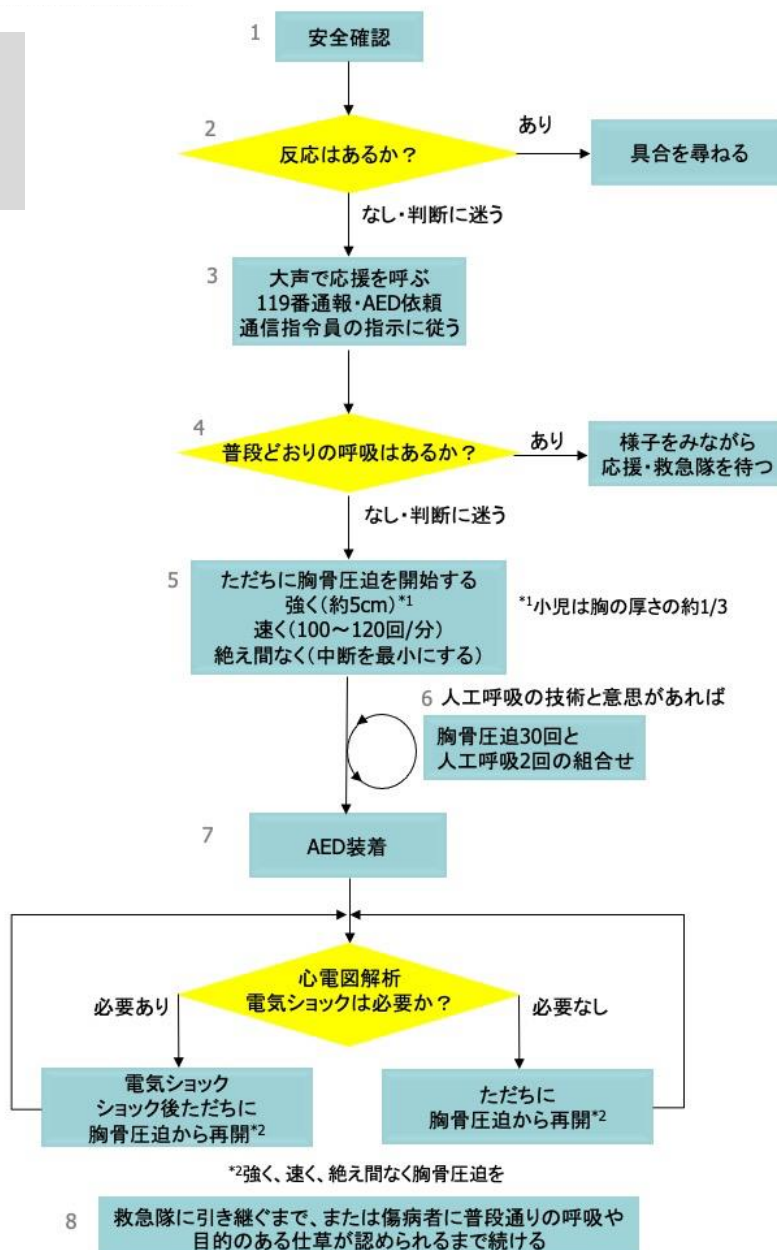
### 【一次救命処置を行う上での留意点】

- 意識や呼吸の有無がわからないときはない場合と同じ対応を取ること
- 突然の心停止後には「死戦期呼吸」がみられる場合があること
- 119番通報の電話口で指示・指導が受けられるので、必要な場合は電話を切らずに指示を仰ぐこと
- 新型コロナウイルスなどの感染症への対応のために配慮が必要なこと
- AEDの「小児用電極パッド」や「小児用」切替スイッチは、未就学児以下の子供が対象であるため、小学生以上は成人用を用いること

### 市民におけるBLS(一次救命処置)アルゴリズム

出典：一般社団法人日本蘇生協議会「JRC蘇生ガイドライン2020」

注)本図はドラフト版として公開されたものです。最新版は日本蘇生協議会ウェブサイト(<https://www.japanresuscitationcouncil.org/>)を確認してください。



### 3-1-2 頭頸部外傷発生時の対応

ラグビー、柔道、サッカー等のコンタクトスポーツや、回転運動、飛び込みを伴う競技では、転倒や投げ技で投げられて頭部を強打したり脳が激しく揺さぶられたりすることにより、脳しんとうその他の頭頸部外傷を引き起こす場合があります。

転倒などで頭部を打撲した場合の対応についても、意識障害の有無や、頸髄・頸椎損傷の可能性について適切に判断できるよう、フロー図などの形で整理しておきましょう（次ページ図参照）。特に頭部打撲の場合、その後6時間ほどは急変の可能性があることから、帰宅後の家庭での観察が必要なことにも留意します。

また、下記の注意事項も併せて記載しておくことで、より適切な対応が可能となるでしょう。

#### 記載の視点

- 頭頸部外傷発生時の対応フロー
  - 重症度の判断方法（意識障害、頸髄・頸椎損傷の疑い・脳しんとう症状の有無等）
  - 緊急通報、応急処置（一次救命処置等）
  - 保護者への連絡方法・内容

#### 〔頭頸部外傷を受けた（疑いのある）児童生徒等に対する注意事項〕

出典：独立行政法人日本スポーツ振興センター、令和2年度スポーツ庁委託事業 学校における体育活動での事故防止対策推進事業「スポーツ事故対応ハンドブック（フローチャート編）」（令和2年12月）

- 意識障害は脳損傷の程度を示す重要な症状であり、意識状態を見極めて、対応することが重要である。^{※1}
- 頭部を打っていないからといって安心はできない。意識が回復したからといって安心はできない。^{※2}
- 頸髄・頸椎損傷が疑われた場合は動かさないで速やかに救急車を要請する。^{※3}
- 練習、試合への復帰は慎重に。^{※4}

※1 まったく応答がないときも、話し方や動作、表情がふだんと違うときも、意識の障害です。意識障害が続く場合はもちろん、意識を一時失うことや、外傷前後の記憶がはっきりしない、頭痛、吐き気、嘔吐、めまい、手足のしびれや力が入らない等の症状があれば、脳神経外科専門医の診察を受ける必要があります。頭の怪我は、時間が経つと症状が変化し、目を離しているうちに重症となることがあります。外傷後、少なくとも24時間は観察し、患者を1人きりにしてはいけません。

※2 脳の損傷は、頭が揺さぶられるだけで発生することがあります。意識が回復した後でも、急性硬膜下血腫等の重大な出血が脳に起きている場合があります。

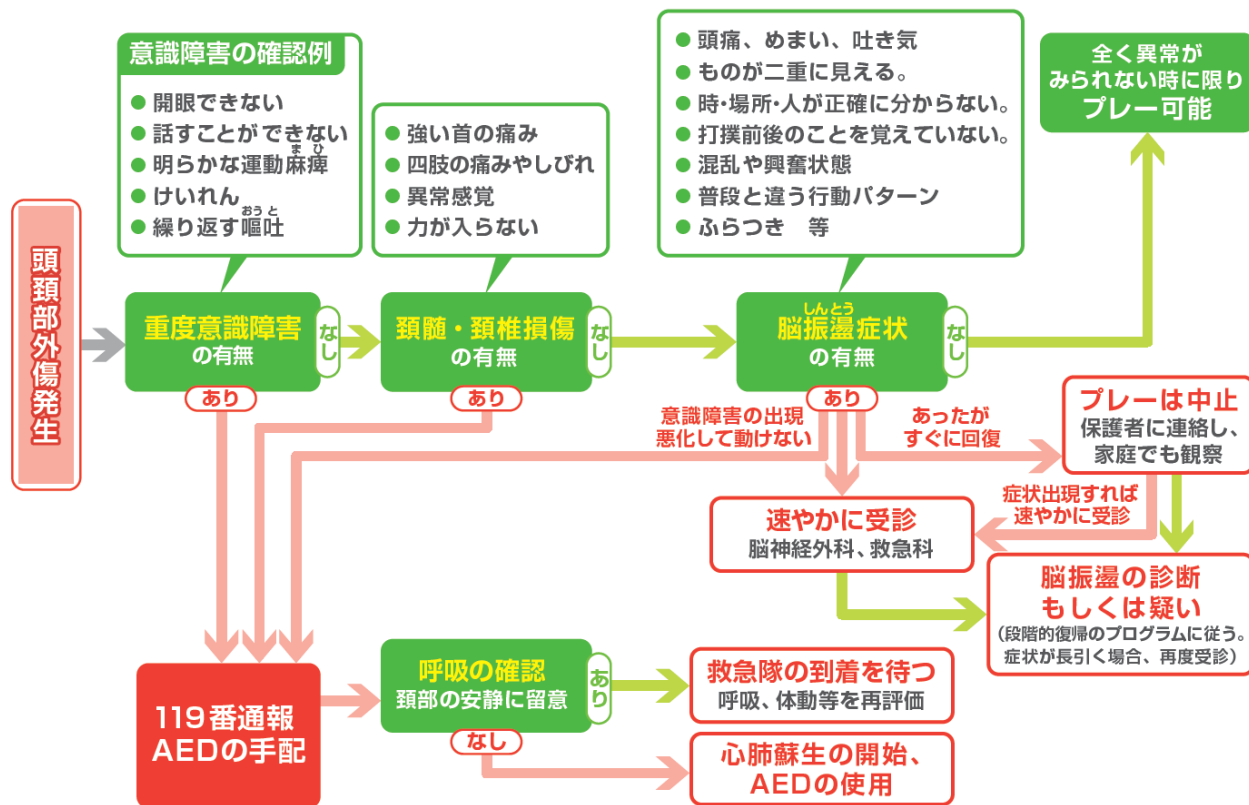
※3 頸部に痛みを訴える、手足の動きが悪い、感覚がない又はしびれる、呼吸がしづらい等の症状がある場合、頸椎や頸髄損傷を起こしている可能性があります。これらの場合、速やかに救急要請をかけます。生命の維持には気道確保が最優先であり、意識がない場合は、まず、そのままの位置で呼吸を確認します。うつ伏せに倒れている場合は、人手が揃うまでそのままの位置で観察します。仰向けの場合は、以下のイラストを参考に、頭側に回り両手で頭部を支えるようにして固定します。



※4 繰り返し頭部に衝撃を受けると、重大な脳損傷が起こることがあります。スポーツへの復帰は慎重にし、段階的競技復帰(G RTP; Graduated Return to Play)のプロトコルに沿って運動を開始します。完全に症状が消失してから24時間経過(ステップ1)したのち、ステップ2の軽い有酸素運動の開始ができます。そこで再発がなければステップ3に進みます。症状が再発した場合は一旦ステップ1に戻り、症状が出現しなかったステップから再開します。このように段階的に運動強度を上げながら、最終的にステップ6まで経たのちに完全な復帰が可能となります。ここでは詳細を解説しきれないため、各競技団体がホームページで公開している情報を御参照ください。また、必要に応じて脳神経外科医の判断を仰ぎましょう。

### 頭頸部外傷への対応

出典：独立行政法人日本スポーツ振興センター、令和2年度スポーツ庁委託事業 学校における体育活動での事故防止対策推進事業「スポーツ事故対応ハンドブック（フローチャート編）」（令和2年12月）



#### 《参考資料》

- 独立行政法人日本スポーツ振興センター学校災害防止調査研究委員会 「(抜粋版) 学校災害事故防止に関する調査研究 体育活動における頭頸部外傷事故防止の留意点」(平成25年3月)  
[https://www.jpnsport.go.jp/anzen/Portals/0/anzen/kenko/jyouhou/pdf/toukeibu/toukebu_bassui.pdf](https://www.jpnsport.go.jp/anzen/Portals/0/anzen/kenko/jyouhou/pdf/toukeibu/toukebu_bassui.pdf)
- 独立行政法人日本スポーツ振興センター 令和2年度スポーツ庁委託事業 学校における体育活動での事故防止対策推進事業 「スポーツ事故防止ハンドブック(解説編)」 「スポーツ事故対応ハンドブック(フローチャート編)」(令和2年12月)  
[https://www.jpnsport.go.jp/anzen/anzen_school/bousi_kenkyu/tabid/1956/Default.aspx](https://www.jpnsport.go.jp/anzen/anzen_school/bousi_kenkyu/tabid/1956/Default.aspx)

### 3-1-3 熱中症発生時の対応

熱中症は、迅速・適切な対応をしなければ、死に直結することもある疾病です。このため、その兆候となる症状が現れた場合には、迅速・的確な対応をとらなければなりません。

熱中症が疑われる場合の応急処置などの対応手順については、下図などを参考に、わかりやすいフロー形式で整理して、危機管理マニュアルに記載しておきましょう。

その際、以下のような情報も併記しておくこと、より迅速・的確な対応が可能となります。

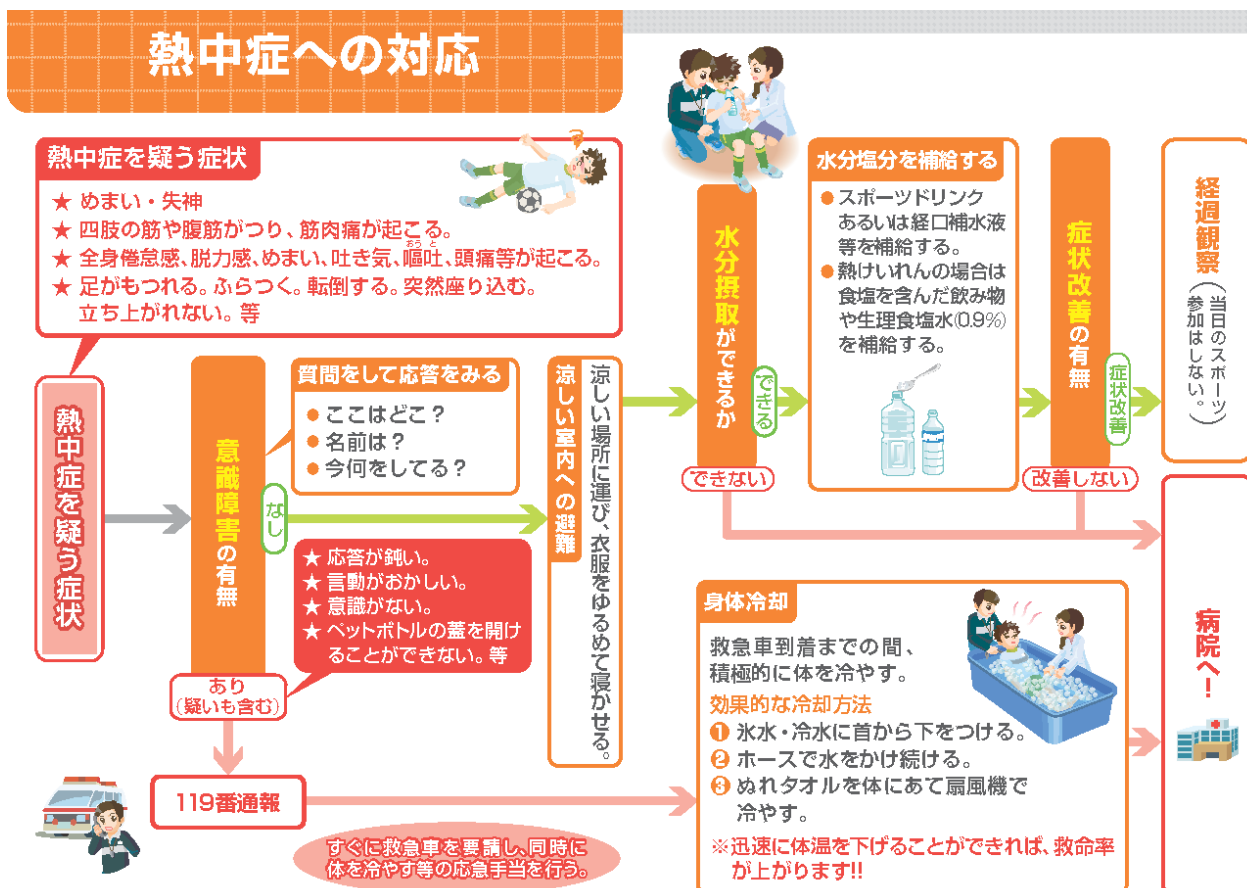
- 処置に必要な物品（水分補給用の飲料、身体冷却用の冷却剤・氷のう等）の保管場所
- 複数人での対応を想定した役割分担（被災者対応担当、救急車要請・連絡等担当、救急搬送付添者等）
- 対応上の留意点（救急車到着前から身体冷却すること、意識障害がある場合は無理に飲料を飲ませないこと、身体の効果的な冷却方法等）

#### 記載の視点

- 熱中症の応急処置フロー
  - 判断・処置の手順、判断基準
  - 応急処置に必要な物品の種類、保管場所
  - 複数での対応を想定した役割分担
  - 対応上の留意点
- 発症時状況伝達様式

#### 熱中症の応急処置フロー（例）

出典：独立行政法人日本スポーツ振興センター、令和2年度スポーツ庁委託事業「学校における体育活動での事故防止対策推進事業「スポーツ事故対応ハンドブック（フローチャート編）」（令和2年12月）」



熱中症は、症例によっては急速に進行し重症化するため、救急搬送先の医療機関で迅速に検査・治療を開始することが望まれます。救急搬送の付添者は、発症までの経過や発症時の状況などを伝える必要がありますので、次表などを参考にした「発症時状況伝達様式」を定め、これを用いて医療機関に情報提供するとよいでしょう。

### 熱中症の疑いがある患者について医療機関が知りたいこと

出典：環境省「熱中症環境保健マニュアル 2018」を一部改変

#### 熱中症の疑いがある患者について医療機関が知りたいこと（分かる範囲で記入して下さい）

##### ①様子がおかしくなるまでの状況

- ・食事や飲水の摂取（十分な水分と塩分補給があったか） 無 有
- ・活動場所 屋内・屋外 日陰・日向
- ・気温（ ）℃ 湿度（ ）% 暑さ指数（ ）℃
- ・何時間その環境にいたか（ ）時間
- ・活動内容（ ）
- ・どんな服装をしていたか（熱がこもりやすいか）（ ）
- ・帽子をかぶっていたか 無 有
- ・一緒に活動・労働していて通常と異なる点があったか（ ）

##### ②不具合になったときの状況

- ・失神・立ちくらみ 無 有
- ・頭痛 無 有
- ・めまい（目が回る） 無 有
- ・のどの渇き（口渇感） 無 有
- ・吐き気・嘔吐 無 有
- ・倦怠感 無 有
- ・四肢や腹筋のこむら返り（痛み） 無 有
- ・体温（ ）℃ [腋下温、その他（ ）]
- ・脈の数 不規則 速い 遅い（ ）回/分
- ・呼吸の数 不規則 速い 遅い（ ）回/分
- ・意識の状態 目を開けている ウトウトしがち 刺激で開眼 開眼しない
- ・発汗の程度 極めて多い（だらだら） 多い 少ない ない
- ・行動の異常（訳のわからない発語など） 無 有
- ・現場での緊急措置の有無と方法 無 有（方法： ）

##### ③最近の状況

- ・今シーズンいつから活動を始めたか（ ）日前（ ）週間前（ ）月前
- ・体調（コンディション・疲労） 良好 平常 不良
- ・睡眠が足りているか 充分 不足
- ・風邪を引いていたか 無 有

##### ④その他

- ・身長・体重（ ）cm（ ）kg
- ・いままでに熱中症になったことがあるか 無 有
- ・いままでにした病気【特に糖尿病、高血圧、心臓疾患、その他】  
病名（ ）
- ・現在服用中の薬はあるか 無 有  
種類（ ）

#### 《参考資料》

- 環境省 「熱中症環境保健マニュアル 2018」  
[https://www.wbgt.env.go.jp/heatillness_manual.php](https://www.wbgt.env.go.jp/heatillness_manual.php)
- 環境省・文部科学省 「学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引き」（令和3年5月）  
[https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/1401870_00001.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/1401870_00001.htm)

### 3-1-4 食物アレルギー発生時の対応

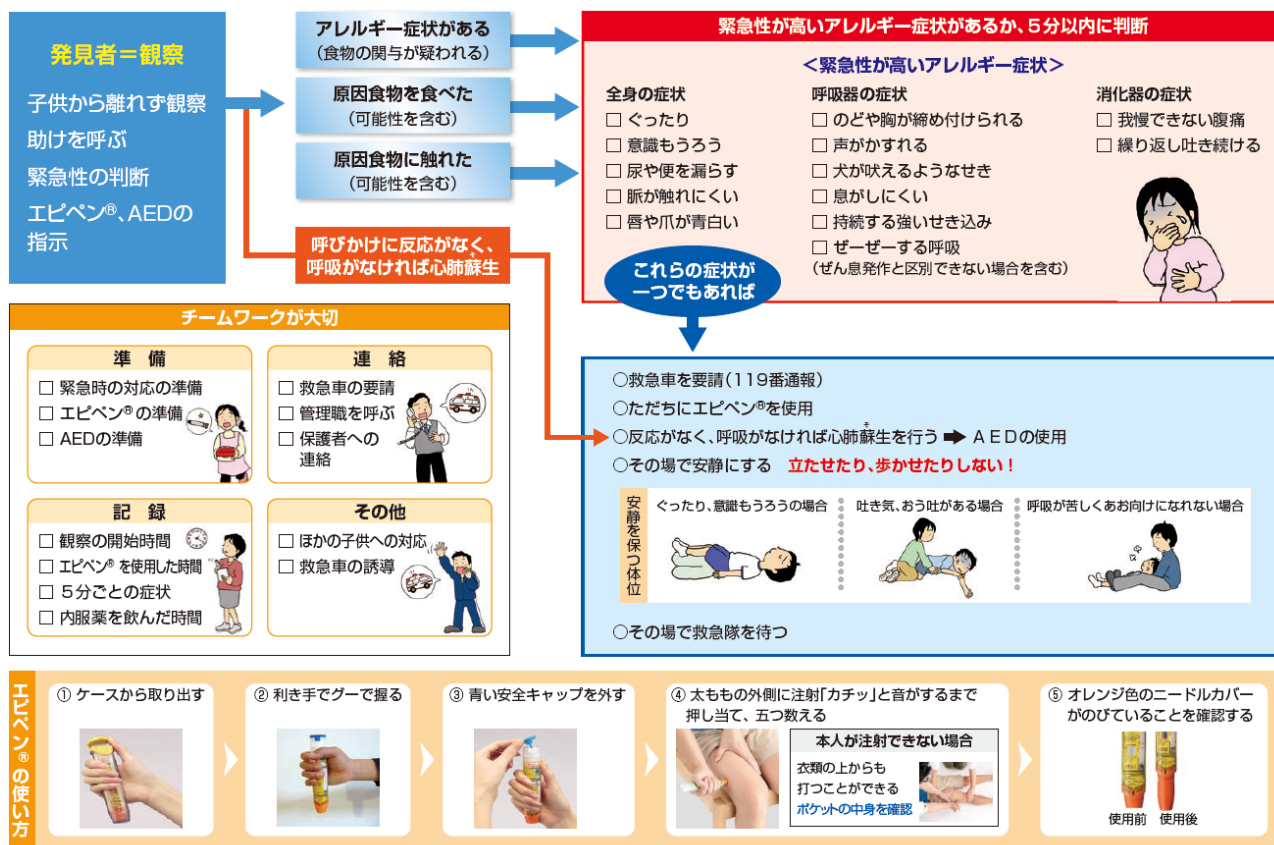
学校生活の様々な場面で、アレルギー疾患により、緊急の対応を要する症状が現れることがあります。特に、アナフィラキシーは非常に短時間のうちに重篤な状態に至ることがあり、迅速かつ適切な対応が求められます。いざというときに、誰が発見者になった場合でも適切な対応が取れるようにするため、エピペン®の使い方など、日頃から実践的な研修や訓練を実施し、学校全体として取り組む体制を構築する必要があります。あわせて、緊急時の対応をフロー形式で整理し、危機管理マニュアルに記載しましょう。

#### 記載の視点

- アレルギー疾患による緊急時の対応フロー、緊急性の高い症状(判断基準)
- エピペン®の使用法

#### 緊急時の対応フロー(例)

出典：文部科学省・他「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン要約版」(平成27年2月)



※アドレナリン自己注射薬をエピペン®と表記

#### 《参考資料》

- 公益財団法人日本学校保健会「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン(令和元年度改訂)」  
<https://www.gakkohoken.jp/books/archives/226>

## 3-2 犯罪被害発生時の対応

### 3-2-1 不審者侵入事案発生時の対応

正当な理由なく校地や校舎に立ち入ったり、立ち入ろうとしたりする人がいた場合には、不審者とみなして、児童生徒等の安全を最優先に対応することが必要です。

危機管理マニュアルには、校地・校舎内で校内関係者以外の人を見かけた場合の対応について、具体的に記載します。不審者かどうかを判断する方法や、不審者であることが判明した場合の初期対応（退去を求める等）、退去要請に応じなかった場合の通報をはじめとする対応手順について、フロー図などの形で整理しておきましょう。

不審者への対応には、下記のような注意点があります。これらについても、フロー中に留意事項として記載するとともに、訓練により教職員全員が身に付け、的確な対応ができるようにしておくことが望まれます。

#### 記載の視点

- 不審者立ち入りへの対応フロー
  - 不審者か否かの判断方法
  - 応援教職員の集め方（緊急ブザー等）
  - 不審者への初期対応（退去を求める等）
  - 110番通報、学校設置者等への緊急連絡
  - 児童生徒等の避難判断・指示、避難誘導
  - 不審者の隔離・抑止
  - 安否確認、負傷者等の応急手当
- 不審者侵入に関する情報共有・対応指示するための具体的方法（校内緊急放送文案等）

#### 【不審者対応の留意事項(例)】

- 原則として一人では対応せず、応援を得て二人以上で対応する。
- 手を伸ばしても届かないよう、相手との距離を保つ。
- 児童生徒等から不審者をできるだけ遠ざける。
- 相手に背を向けない。相手が持っている荷物等から目を離さない。
- 別室へ案内する場合は、相手を部屋の奥へ案内し、教職員は入口付近に位置して、出入口を開放する（避難経路の確保）。
- 警報ブザー・ホイッスルの使用、110番通報などをためらわない。
- 目の前の状況だけで判断しない（すでに校内の別の場所で事件発生の可能性もある）。
- 防御は、不審者の取り押さえを目的とせず、児童生徒等に近付けずに、警察の到着を待つ。

また、特に、不審者が校内に侵入してしまった場合には、不審者本人に気付かれないようにしつつ、校内の他の教職員に情報共有したり、児童生徒等に対応を指示したりすることも必要となります。そのための手順として、特定の用語を用いた緊急放送の文案等をあらかじめ決めておくことも必要です。

#### 《参考資料》

- 文部科学省 「学校の危機管理マニュアル作成の手引」（平成30年2月）p.24～31  
[https://anzenkyouiku.mext.go.jp/mextshiryou/data/aratanakijisyuu_all.pdf](https://anzenkyouiku.mext.go.jp/mextshiryou/data/aratanakijisyuu_all.pdf)

### 3-2-2 登下校時の不審者事案

学校の近隣で事件・不審者が発生したという情報や、登下校中の児童生徒等に危害が加えられたという情報が寄せられたりした場合には、警察等の関係機関や保護者と連携し、これに適切に対応することが必要です。


不審者等に関する情報は、現在進行中の出来事から数日前の出来事、重大事件から誤報事案まで、様々な情報がありますので、学校は、第一報が入った時点で緊急に対応が必要な事案かどうかを確認し、適切に対応することが必要です。危機管理マニュアルには、そのための判断体制、判断基準について記載しておきます。

犯罪被害の可能性は、いつ、どのような事態が発生するかによっても異なります。不審者が凶器等を持っているかなど、情報を得たタイミングが登校前なのか、在校中なのか、登下校中かなど、その状況によって取るべき対応が異なりますので、様々なケースを想定して、具体的な対応を危機管理マニュアルに記載します。その際、例えば学校への爆破予告など脅迫行為については、いたずらや嫌がらせの可能性があったとしても、最悪の事態を想定し、児童生徒等・教職員の安全を第一に考えて対応するよう定めておきます。

また、こうした対応は、学校単独で行えることには限りがあり、警察などの関係機関や、近隣校、保護者・地域との連携が不可欠です。このため、連携の相手先や情報共有・協力依頼する内容などについて、事前に検討し、危機管理マニュアルに記載しておきましょう。

#### 記載の視点

- 第一報を踏まえた緊急対応要否の判断
  - 判断者
  - 判断基準
- 犯罪被害の危険度、情報を得たタイミング等に応じた具体的な対応
  - 危険度によるケース分け(危害発生、凶器を所持した不審者、その他の不審者)
  - 情報を得たタイミング(登校前、在校中、登下校中 等)
  - 教職員・児童生徒等のそれぞれが取るべき対応
- 関係機関等との連携
  - 連携すべき関係機関等
  - 関係機関別の、情報共有・協力依頼の内容

◆ 近隣で犯罪被害につながる事案が発生した場合の対応 ⇒ サンプル編 p.64 

### 3-2-3 学校への犯罪予告等への対応

学校に対して爆破予告などの犯罪予告・脅迫が寄せられたり、校内で不審物が発見されたりした場合にも、これに適切に対応し、児童生徒等に危害が及ぶことを防止する必要があります。



犯罪予告などは電話で寄せられる場合も少なくありませんので、不信な電話があった場合の対応や留意点についても、あらかじめ整理してまとめておきましょう。これは、校内で所有者・内容物のわからない不審物が発見された場合の対応についても同様です。児童生徒等を遠ざけるなど、その場で取りうる安全確保策も事前に検討し、危機管理マニュアルに記載するとともに、教職員全員が身に付けておくようにします。

犯罪予告や不審物発見等を基に緊急対応の要否を判断する際には、たとえいたずらや嫌がらせの可能性が高くとも、最悪の事態を想定して、児童生徒等・教職員の安全を第一に対応することが必要です。迷わず警察に通報するとともに学校設置者等にも報告することや、情報を得たタイミングに応じて児童生徒等・教職員へ指示する事項などを、危機管理マニュアルに記載しておきます。また、爆発物等の捜索、不審物対応などは教職員では行わず、警察をはじめとする専門機関に委ねることも、あらかじめ定めておきましょう。

犯罪予告や不審物への対応は、緊急性が高く早急な対応が必要となる場合も少なくありません。危機管理マニュアルには、その対応をわかりやすくフロー図などの形で整理しておくとい良いでしょう。

#### 記載の視点

- 学校への犯罪予告、校内不審物発見時の対応フロー
  - 不審電話への対応方法、対応上留意点
  - 不審物発見時の緊急対応（児童生徒等の安全確保）、対応上の留意点（不審物には触らない等）
  - 警察への通報、学校設置者等への第一報報告
  - 発生タイミング（登校前、在校中、登下校中等）別の、教職員・児童生徒等が取るべき対応
  - 保護者への連絡

◆ 学校に犯罪予告・不審物等があった場合の対応フロー ⇒ サンプル編 p.66

### 3-3 交通事故発生時の対応

登下校中などで交通事故が発生した場合には、事故直後に学校に第一報が入る可能性があります。場合によっては、被害に遭った児童生徒等と行動を共にしていた児童生徒等が、あわてて学校へ駆け込んでくることもあるかもしれません。

このため、交通事故発生の第一報が入った場合には、その状況を聴き取るとともに、未通報であれば学校から119番・110番通報を行うことも必要です。また、学校設置者等や保護者へ第一報の報告をすることに加えて、事故現場に急行し、負傷者がいる場合にはその対応に当たったり、状況に応じて救急車へ同乗して搬送先に同行したりします。現場周辺に他の児童生徒等がいる場合には、その安全確保も行うことが必要ですので、事故現場には複数の教職員が向かうことが望まれます。このように様々な対応を並行・手分けして行うことができるよう、必要な事項をわかりやすくフロー図などで整理しておきましょう

#### 記載の視点

- 交通事故発生時の対応フロー
  - 第一報の聴き取り(聴き取り項目等)
  - (未通報の場合)119番、110番通報
  - 事故当事者となった児童生徒等の保護者への連絡
  - 学校設置者等への第一報報告
  - 事故現場又は搬送先への教職員派遣、派遣先での実施事項

◆ 交通事故発生時の対応フロー ⇒ サンプル編 p.67

#### 【コラム】交通事故の加害者となった児童生徒等への対応

自転車や自動二輪車で通学が認められている学校の場合は、児童生徒等が交通事故の被害者ではなく加害者となってしまう可能性もあります。そのような場合には、負傷者の救護や警察等への通報など、事故当事者として児童生徒等が取るべき対応があります。

しかし、発達段階や児童生徒等の理解不足、事故発生時の精神状態などにより、児童生徒等が自らの力で適切な対応が取れないこともありますので、事故後に児童生徒等が取った行動を確認し、対応が不十分な場合は、支援・指導を行うことが必要です。

## 3-4 災害発生時の対応

### 3-4-1 火災発生時の対応

多くの学校では、火災発生時に取りるべき対応については、危機管理マニュアルとは別に、消防計画の中で定めています。

火災発生時には、基本的にこの消防計画に定められた対応を取ることとなりますので、あらかじめ避難訓練や消火訓練などを通じて身に付けておきましょう。

消防計画のうち、特に火災発生の初期段階に取りるべき対応については、簡潔・具体的なフローの形で整理しておく、より効果的です。こうしたフロー図は、毎年行うことが義務付けられている消防訓練（通報・消火・避難の訓練）で利用することもできますので、訓練実施の機会などを活用して作成し、いざというときに使えるようにしておくとい良いでしょう。

#### 記載の視点

- 火災発生時の対応フロー
  - 火災報知器作動時の対応（火元確認 等）
  - 火災発見者の取るべき対応（大きな声で知らせる、火災報知ボタンを押す 等）
  - 初期消火（実施方法、初期消火の限界の判断基準 等）
  - 消防への通報
  - 避難指示（判断者、指示内容文案 等）
  - 避難誘導・避難行動（授業中、休憩時間中など発生タイミングに応じて取るべき行動）
  - 避難の際の留意点（姿勢は低く、ハンカチ等で鼻と口を覆う 等）
  - 非常持ち出し品、担当者
  - 避難場所

### 3-4-2 気象災害時の対応

#### 3-4-2-1 大雨等が予想される場合の事前の臨時休業等の措置

大雨など気象災害のおそれがある場合、事前に様々な防災気象情報（注意報・警報等）が発表されます。気象庁では、「重大な災害が発生するよう警報級の現象が概ね3～6時間先に予想される時」に警報を、また「警報級の現象が概ね6時間以上先に予想されているとき」には、警報の発表に先立って、警報に切り替える可能性が高い注意報を発表することとしています。さらに近年では、「今後、特別警報を発表する可能性がある」などというように、予告的に注意が呼び掛けられることもあります。

学校の立地環境により、大雨等による水害・土砂災害などの危険がある場合は、こうした情報を的確に収集し、臨時休業や始業時刻の繰り延べ、授業打ち切りなどの措置を取ることが必要です。児童生徒等の中には近隣校に通う兄弟姉妹がいる場合もあることから、近隣校

#### 記載の視点

- 登校前の臨時休業・始業時刻変更、及び在校中の授業打ち切り等についての
  - 判断のために収集する情報、収集方法
  - 判断基準
  - 近隣学校、学校設置者等との連絡調整
  - 保護者等への連絡方法
- 授業打ち切り後の引渡し等の判断基準

との連携も必要でしょう。学校設置者等、放課後児童クラブなどとも密な連携をとって、判断することが大切です。また近年では、大雨や台風の来襲が予想されている場合に、公共交通機関が早い段階で運休を決定・公表することもあります（計画運休）。私立・株立の小中学校や高校、特別支援学校など、遠方から通学する児童生徒等がいる場合には、各交通機関の対応についても考慮することが必要です。

危機管理マニュアルには、そのために収集すべき情報の種類、臨時休業等の判断基準、近隣校等との連携や、保護者への連絡方法などについて、具体的に定めておきます。特に、児童生徒等の在校中に、その後の天候悪化が見込まれて授業打ち切りを行う場合には、慎重な判断が大切です。下校中の安全を確保するため、必要に応じて学校への待機を選択することなども、危機管理マニュアルに定めておきましょう。

◆ 大雨等が予想される場合の事前の臨時休業等の措置 ⇒ サンプル編 p.68

3-4-2-2 突発的な気象災害等の発生時の対応

大雨・強風がもたらす洪水・浸水害や土砂災害などは、災害をもたらすような気象状況が予想された段階で注意報・警報などの防災気象情報が発表されるため、あらかじめそれらの情報に基づいて対応できる場合が少なくありません。しかし近年は、突発的なゲリラ豪雨など、事前に予測されていないような急激な気象状況の変化が災害をもたらす例も数多く報告されています。また、雷や竜巻・突風などは、局地的に発生するため予測が非常に難しいことから、防災気象情報のみに頼らずに身近な前兆現象を基に判断する必要もあります。

このため危機管理マニュアルでは、事前の対応（臨時休業等）がない中で、突然これらの災害等が発生した（又は発生する可能性が高い状況となった）場合も想定して、対応を考えておくことが必要です。

「危機発生に備えた対策」の一環として、それぞれの事象に応じて避難の判断基準、避難場所、避難経路、避難手段などをとりまとめた「避難計画」の内容を、わかりやすく簡潔なフロー図等にまとめておくと、いざというときに円滑に対応することができます。授業中のほか、休憩時間中、放課後など、児童生徒等の活動状況や所在場所が異なる様々なタイミングに応じた対応をそれぞれフロー図にしておくといでしょう。

記載の視点

- 児童生徒等在校時の突発的な気象災害等の発生時の対応フロー  
（授業中、休憩時間中、放課後・休日の部活動時など、様々な状況を想定）
  - 警戒本部等の設置
  - 必要な気象情報の収集
  - 避難判断の基準（市町村による避難情報発令、各種事象の前兆現象等）
  - 事象別の避難場所・避難経路
  - 避難経路等の安全確認
  - 避難指示の方法（使用する機器、文案等）
  - 保護者への連絡（連絡手段）
  - 学校設置者等への報告

◆ 突発的な気象災害等の発生時の対応フロー（授業中） ⇒ サンプル編 p.69

### 3-4-3 地震発生時の対応

地震発生時には、次のように段階的な避難行動を取ることが必要です。

- 地震感知(揺れを感知、緊急地震速報を受信)と同時に身の安全を確保する「一次避難」
- その後、校内のより安全な場所(校庭等)へ避難する「二次避難」
- 津波や延焼火災その他の二次災害の危険が学校に迫った場合に校外の安全な場所へ避難する「三次避難」

一次避難では、児童生徒等がどこにいるか(普通教室、特別教室、校庭等)によって取るべき行動が異なります。また、二次避難や三次避難の避難場所も、当日の天候や学校・周辺地域の被災状況に応じて、複数ある候補の中から選択する必要が出てくるかもしれません。

発災時に、こうした対応を円滑に行うためには、教職員が実施すべき事項や児童生徒等の対応、避難に関する判断などを簡潔・具体的にフロー図などの形で整理しておくことが望まれます。この地震発生直後のフロー図は、授業中に地震が発生した場合の他、休み時間中、部活動中などいくつかのパターンを考えておくことも必要です。

#### 記載の視点

- 地震発生時の対応フロー  
(授業中、休憩時間中、放課後・休日の部活動時など、様々な状況を想定)
  - 一次避難(身を守る行動)
  - 各種手段による地震・災害状況の情報収集
  - 二次避難の意思決定、避難場所、避難誘導とその留意事項
  - 三次避難の意思決定(判断基準)、避難場所、避難誘導とその留意事項
  - 保護者への連絡(連絡手段)
  - 学校設置者等への報告

◆ 地震発生直後の対応フロー(授業中)

⇒サンプル編 p.70

#### 【コラム】南海トラフ地震に関連する情報

駿河湾から遠州灘、熊野灘、紀伊半島の南側の海域及び土佐湾を経て日向灘沖までの区域は、フィリピン海プレートとユーラシアプレートが接して、海底に溝状の地形が形成されています。この区域は「南海トラフ」と呼ばれ、過去に繰り返し巨大地震が発生しています。

気象庁は、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合に、「南海トラフ地震臨時情報」を発表します。南海トラフ地震の地震防災対策推進地域や地震津波避難対策特別強化地域に指定されている地域の学校では、こうした情報が発表された場合の対応についても、市町村の防災担当部局などと協議の上、あらかじめ定めておく必要があります。

### 3-4-4 火山災害発生時の対応

気象庁は、全国に 111 ある活火山を対象として、噴火警報^{※1)}を公表しています。また、活火山のうち周辺に住民や登山者が存在する 49 火山については噴火に伴う火山現象の影響を受ける範囲の市町村が「火山災害警戒地域」に指定されており、内 48 火山については「噴火警戒レベル」^{※2)}の導入とそれを活用した避難計画の策定が進められています。

- ※1) 生命に危険を及ぼす火山現象（大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流など、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない現象）の発生や、その拡大が予想される場合に、「警戒が必要な範囲」を明示して発表される警報。
- ※2) 火山活動の状況に応じて「警戒が必要な範囲」と防災機関や住民等の「取るべき防災対応」を 5 段階に区分して発表する指標。

火山噴火のハザードマップで示される火山現象の影響範囲内に立地している学校は、市町村の地域防災計画で避難促進施設に指定されている場合（本編 p. 2 コラム参照）はもちろんのこと、まだ指定されていない場合でも、市町村等の避難計画に基づいて火山災害発生時の避難計画を作成することが必要です。その際には、噴火警戒レベルの引上げ、市町村による避難情報の発令のほか、突発的に噴火が発生した場合も想定しておくことが望まれます。また、積雪期のみ考慮しなければならない融雪型火山泥流など、火山現象によって留意すべき点が異なりますので、そうした事項も考慮しなければなりません。

事前の危機管理の一貫として、上記のような「避難計画」をまとめた上で、発災時の対応のために、必要な事項を簡潔・具体的に示すフロー図などの形で整理しておく、いざというときに役立つでしょう。

#### 記載の視点

- 火山災害発生時の対応フロー
  - 噴火警戒レベルの発表、避難情報の発令、突発噴火など様々な場合を想定した
    - 情報収集・伝達
    - 関係機関（市町村災害対策本部等）との連携
    - 火山活動の状況（噴火警戒レベル等）に応じた避難場所の決定
    - 避難経路等の安全確認
    - 避難指示の方法（使用する機器、文案等）
    - 保護者への連絡（連絡手段）
    - 学校設置者等への報告

◆ 火山噴火対応フロー ⇒ サンプル編 p.71

### 3-4-5 原子力災害発生時の対応

原子力発電所をはじめとする原子力施設の周辺では、万が一、原子力施設で事故が発生した場合に備えて、以下の2種類の「原子力災害対策重点区域」が設定されています。

- **予防的防護措置を準備する区域 (PAZ:Precautionary Action Zone)** :原子力施設から概ね半径 5km の区域。放射性物質が放出される前の段階から、予防的に避難等を行う。
- **緊急防護措置を準備する区域 (UPZ:Urgent Protective action planning Zone)** :PAZ の外側の原子力施設から概ね半径30kmの区域。段階的に屋内退避、避難、一時移転を行う。

これらの区域では、原子力施設で発生した事故等の重大性を基に設定する3段階の緊急事態区分に応じて、下表のように段階的に避難等を行うこととなっています。避難先は、原則としてUPZの範囲外(原子力施設から30km以上離れた場所)となるため、場合によっては他の市町村や県外までの「広域避難」となることも、原子力災害の特徴です。

緊急事態区分	原子力災害対策重点区域	
	PAZ(約5km圏内)	UPZ(約30km圏内)
警戒事態 (所在市町村で震度6弱以上、等)	● 施設敷地緊急事態要配慮者 [※] の避難準備を開始	—
施設敷地緊急事態 (原子力発電所で全交流電源喪失、等)	● 住民の避難準備を開始 ● 施設敷地緊急事態要配慮者 [※] の避難を開始	● 住民の屋内退避準備を開始
全面緊急事態 (原子力発電所で冷却機能喪失、等)	● 住民の避難を開始 ● 住民は安定ヨウ素剤服用	● 住民は屋内退避 (状況に応じ、段階的に予防的に避難等を行う場合あり)
緊急時モニタリングで空間放射線量が一定値以上と特定された区域	—	● 住民は避難、又は一時移転

※施設敷地緊急事態要配慮者とは、以下のいずれかに該当するものこと。

- 災害対策基本法に規定する要配慮者(高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者。妊婦、授乳婦及び乳幼児の保護者等を含む。)のうち、避難の実施に通常以上の時間がかかり、かつ、避難の実施により健康リスクが高まらないもの。
- 要配慮者以外の者のうち、次のいずれかに該当し、かつ、早期の避難等の防護措置の実施が必要なもの。  
(a) 安定ヨウ素剤を服用できないと医師が判断したもの。 (b) 安定ヨウ素剤を事前配布されていないもの。

PAZやUPZ内に立地する学校では、原子力施設で事故等が発生した場合に備えて、上記の緊急事態区分に応じた対応を検討し、あらかじめ避難計画として整理しておくことが必要です。市町村が原子力災害に係る広域避難計画などを作成しており、その中で学校の対応についても基本的な事項が定められている場合が多いので、市町村の防災担当部局等に確認してみましょう。

その上で、各段階で学校としてどのような対応を取るか、簡潔なフロー図等にまとめておくといでしょう。

#### 記載の視点

- 原子力災害時の対応フロー
  - 緊急事態区分ごとの学校の対応(学校での引渡し、屋内退避、避難先での保護者引渡し等)

◆ 原子力災害対応フロー(UPZ内の場合)

⇒サンプル編 p.72

## 3-5 その他の危機事象の発生時の対応

### 3-5-1 弾道ミサイル発射等への対応

弾道ミサイルが発射され日本に飛来するおそれがある場合には、全国瞬時警報システム（Jアラート）を介して、市町村の防災行政無線（屋外スピーカー等）や携帯電話のエリアメール・緊急速報メールで、特殊な警報サイレン音とともにメッセージが流されます。

※ 我が国に対する外部からの武力攻撃が発生した事態、又は発生する明白な危険が迫っている事態を「武力攻撃事態」といい、「国民の保護に関する基本指針」では、着上陸侵攻、弾道ミサイル攻撃、ゲリラ・特殊部隊による攻撃、航空攻撃の4類型を想定しています。

例えば弾道ミサイルは発射から10分足らずで到達する可能性もありますので、警報が出されたときには、直ちに行動を取る必要があります。管理職は、テレビやラジオ、インターネット等で迅速・正確な情報を入手するとともに、校内放送を通じて教職員・児童生徒等に対応を指示しなければなりません。事前に検討する避難計画の中で、授業中（屋内・屋外）の場合、登下校中の場合など、様々なケースを想定して、具体的な避難場所・避難方法を定めておくとともに、発生時の対応として簡潔なフロー図にまとめておくことが望まれます。

#### 記載の視点

- 弾道ミサイル発射情報など、国民保護情報が出された場合の対応フロー
  - 情報収集(手段等)
  - 取るべき行動とその指示
  - 被害発生(ミサイル落下等)時の対応
  - 学校外への避難が必要な場合の対応
  - 対応解除の条件

#### 〈弾道ミサイル発射情報・避難の呼び掛けがあった際の基本的な対応〉

屋内にいる場合	屋外(校庭等)にいる場合
<ul style="list-style-type: none"> <li>● できるだけ窓から離れ、できれば窓のない部屋・廊下等へ移動</li> <li>● カバンなどで頭部を守る、机の下にもぐるなどして、低い姿勢で身を伏せる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● できるだけ頑丈な建物（校舎など）の中に入る</li> <li>● 建物内に避難する余裕のない場合は、物陰に身を隠す、又は地面に身を伏せて頭部を守る</li> </ul>
【付近にミサイルが落下した場合】	
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 換気扇を止める、窓に目張りをするなど室内を密閉する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 口・鼻をハンカチ等で覆い、密閉性の高い建物の中、又は風上方向へ避難</li> </ul>

#### 《参考資料》

- 内閣官房 「国民保護ポータルサイト」 <http://www.kokuminhogo.go.jp/>
- 文部科学省 「学校の危機管理マニュアル作成の手引」（平成30年2月）p.42～44  
弾道ミサイル発射時を想定した情報伝達と学校の対応（例）のフロー等が記載されています。  
[https://anzenkyouiku.mext.go.jp/mextshiryou/data/aratanakijisyu_all.pdf](https://anzenkyouiku.mext.go.jp/mextshiryou/data/aratanakijisyu_all.pdf)



## 3-6 校外活動中・校内行事開催中における事故災害等発生時の対応

### 3-6-1 校外活動中に発生した場合の対応

校外活動中に事故・災害等が発生した場合には、引率教職員を中心とした限られた人員でその対応に当たらなければなりません。また、事故・災害の渦中では、学校に残る管理職等と連絡を取り、その判断の下で対応できるとは限らず、連絡が取れない状況の中で引率教職員が判断を下さざるを得ない場合もあるでしょう。このため、万が一の場合に的確に対応できるよう、具体的な対応を定めて危機管理マニュアルに記載しておくことが必要です。

校外活動の実施前に行った事前検討により、想定される様々な事故・災害等に応じて、その発生等に関する情報をどのように、どこから入手するか、発生した場合に児童生徒等や教職員が身の安全を確保するために取るべき行動（一次避難）や、その後の避難場所・避難経路・避難手段などについて整理し、教職員や児童生徒等の共通認識としておきましょう。校外活動の行き先に応じて、想定する事故・災害、取るべき行動や避難場所等は異なりますので、それらの情報を記入するフロー図などの様式を定め、校外活動の都度、その内容を事前に記載して引率教職員らが携帯する形を取ると有効です。また、例えば修学旅行などでは、児童生徒等がグループ別に個別行動を取っていることもありますので、そのような場合に児童生徒等とどのように連絡をとり、安否等を確認するかについても定めて記載しましょう。

学校との連絡手段や、保護者との連絡体制についても、明確化しておくことが必要です。校外活動先で多くの児童生徒等が被災する事故・災害等に見舞われた場合には、学校から応援教職員を派遣することも必要となりますので、そうした学校側の対応についても危機管理マニュアルに明記しておきましょう。

#### 記載の視点

- 校外活動中に事故・災害等が発生した(又は、そのおそれがある)場合における引率教職員・児童生徒等の対応
  - 事故・災害等の発生等に関する情報の入手方法(入手手段・入手先)
  - 身の安全を確保するために取るべき行動、避難場所・避難経路・避難手段等(想定される事故・災害等の種類別にそれぞれ定める)
  - 児童生徒等との連絡・安否確認方法(グループ別行動時を含む)
  - 学校への連絡(連絡手段、連絡責任者等)
- 帰校・帰宅・引渡しの方法、その判断者・判断基準(学校と連絡がつかない場合を含む)
- 校外活動中に事故・災害等が発生した(又は、そのおそれがある)場合における学校の対応
  - 保護者への連絡(連絡手段、連絡担当者等)
  - 学校設置者等への第一報
  - (必要に応じた)応援教職員の派遣

### 3-6-2 校内行事開催中に発生した場合の対応

保護者や来賓などが参加する校内行事の開催中に、事故・災害等が発生した場合には、来訪者に対し、身の安全を確保するための行動などをとってもらうことが必要となります。日頃から校内の状況を熟知し、訓練等を行っている教職員・児童生徒等とは異なり、来訪者の多くはどのように行動すべきかを十分に理解していない場合も少なくありませんので、その場で具体的な行動を明確に指示することが大切です。

危機管理マニュアルには、事故・災害等の種類に応じた来校者の取るべき行動、避難場所等について定めるとともに、具体的な対応指示の方法・担当者なども定めておきましょう。

また、多くの来校者が校内にいる場合でも、教職員が優先すべきは児童生徒等の安全確保です。限られた人数では、保護者や来賓に個別対応することは困難ですので、事前に代表者などに窓口となって対応していただくことを依頼し、来校者の安否確認とりまとめ、その他の対応などを担当していただくことも有効です。

#### 記載の視点

- 校内行事の開催中に事故・災害等が発生した場合について、
  - 来校者が身の安全を確保するために取るべき行動、避難場所・避難経路・避難手段等
  - 来校者への行動指示の方法、担当者
  - 来校者代表による安否確認とりまとめ等の対応

## 4 事後の危機管理

### 4-1 事後（発生直後）の対応

#### 4-1-1 児童生徒等の安否確認

事故・災害等の発生後には、速やかに児童生徒等の安全を確認する必要があります。

安否確認を行うべき事態かどうかについては、あらかじめ判断基準を明確に定め、これを教職員間の共通認識としておきましょう。また、事故・災害等の発生タイミングによって、誰がどのように安否確認を行うかも異なります。在校中に起きた場合、登下校中に起きた場合、児童生徒等が自宅等にいる夜間・休日等に起きた場合など、様々な場合を想定し、そのそれぞれについて安否確認の役割分担や実施方法を定めましょう。

事故・災害時には、通信回線の輻輳・途絶や停電の影響で、通常用いている連絡手段（電話・メールなど）が利用できないこともあります。そのような場合に備え、安否確認の手段には複数の方法を考えておきます。ときには「貼り紙」や「伝言」を活用するなど、様々な手段を用意して、確認方法は多様性を持たせておくことも大切です。ただし、通学路をたどっての確認、家庭訪問や避難所巡回など、教職員が出かけて行って安否確認を行う際には、事故・災害等の被害や二次災害に巻き込まれないよう、安全確保対策も同時に行わなければなりません。単独行動を避ける、連絡手段を用意して連絡を途絶えさせないようにするなど、安全確保のための基本的なルールも事前に検討して、危機管理マニュアルに記載します。

安否確認で、どのような情報を把握すべきか、把握した情報をどのように整理し、誰に報告するかなども、あらかじめ明確化しておくことが必要です。事前に「事故・災害用児童生徒等安否確認様式」などを定めておくとともに、安否情報の集約担当者に確認結果を伝えることなど、一連の情報集約・報告の手順も整理しておく有効です。

#### 記載の視点

- 在校中・登下校中・在宅時（学校管理外）別安否確認実施の判断基準
- 在校中・登下校中・在宅時（学校管理外）別安否確認の役割分担、実施方法
- 停電・通信途絶等発生時の安否確認方法（複数・多様な代替手段）
- 安否確認に当たる教職員の安全確保策
- 安否確認で把握すべき情報（「安否確認様式」など）
- 安否確認結果の情報集約・報告手順

◆ 安否確認 ⇒ サンプル編 p.73

◆ 災害用児童生徒等安否確認様式 ⇒ サンプル編 p.75

## 4-1-2 集団下校・引渡しと待機

事故・災害等が発生した後は、児童生徒等の登下校の安全を確保するため、集団下校をさせるか、保護者等へ引渡しを行うか、学校で待機するかなど、児童生徒等の安全を第一に考えた判断を下す必要があります。

危機管理マニュアルには、地域の様子や被害の状況、今後の見通しなどの情報を収集することや、そのための複数の手段について記載するとともに、判断の基準・判断者についても定めておきましょう。

また、集団下校や引渡しの具体的な手順や役割分担、保護者への連絡方法も定めておきます。連絡方法は複数の手段を用意するほか、具体的な文例も準備しておくとうよいでしょう。学校で待機する場合に備え、待機場所、必要物資・食料等の確保方策についても、事前に検討してマニュアルに定めておくことも必要です。さらに、校外活動を実施している場合に事故・災害等が発生した場合を想定して、情報収集・判断や引渡し等の手順等も検討し、教職員はもとより保護者等へも共通の認識としておきましょう。

### 記載の視点

- |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>● 集団下校・引渡し・待機の判断を下すための下記事項                     <ul style="list-style-type: none"> <li>● 情報収集手段(複数の多様な手段)</li> <li>● 判断基準(引渡し後の安全が確保できない可能性がある場合の判断を含む)</li> <li>● 判断者</li> </ul> </li> <li>● 集団下校、引渡し、待機についての下記事項                     <ul style="list-style-type: none"> <li>● 保護者への連絡方法、連絡文例</li> <li>● 具体的な手順</li> <li>● 教職員間の役割分担</li> </ul> </li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 学校で待機する場合についての下記事項                     <ul style="list-style-type: none"> <li>● 待機場所(災害時に避難所として利用される場所とは別に設定)</li> <li>● 必要な物資・食料等の調達方法(備蓄、その他)</li> </ul> </li> <li>● 校外活動中に事故・災害等が発生した場合を想定した下記事項                     <ul style="list-style-type: none"> <li>● 活動中止、引渡しの判断基準、判断者</li> <li>● 引渡し場所(現地、学校)の判断</li> <li>● 保護者への連絡方法</li> <li>● 具体的な手順</li> <li>● 教職員間の役割分担</li> </ul> </li> </ul> |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

◆ 集団下校・引渡しと待機 ⇒ サンプル編 p.76

## 4-1-3 保護者等・報道機関への対応

### 4-1-3-1 被災児童生徒等の保護者への説明と支援

被災児童生徒等の保護者への対応・支援にあたっては、その心情に十分に配慮することが必要です。

まず、事故・災害等の発生直後に第一報を入れ、続いて第二報を入れるなど、速やかな連絡を取ることが重要ですので、その旨を危機管理マニュアルに定めるとともに、発生時の対

応フロー等にも記載しておきます。また、対応窓口となる教職員を定めて一本化することも必要ですので、その指名方法や指名にあたっての留意点も記載しておきましょう。

被災児童生徒等の保護者への対応には、「事実を迅速に伝える」ことを始め、様々な留意点があります。スクールカウンセラーなど専門家による相談・支援の紹介、事故・災害等発生後の各段階における支援・対応の内容、事故・災害等についての情報を公表する際の事前の確認・承諾など、重要な事項はあらかじめ整理して危機管理マニュアルに記載することで、いざというときに円滑かつ的確な対応ができます。

### 記載の視点

- 発生時の連絡（第一報、第二報の時期、内容等）
- 担当窓口の一本化
  - 窓口担当予定者
  - 担当者指名上の留意事項
  - （必要に応じ）学校設置者等への支援要請
  - 継続的支援のための引継ぎ
- 対応上の留意点
  - 心情への配慮、「事実」の迅速・正確な伝達
  - 心のケア対応（専門家・専門機関などによる相談・支援の紹介など）
  - 事故・災害発生後の段階に応じた支援・対応
  - 在校児童生徒等・他の保護者への説明、報道機関等への公表に際しての配慮・留意事項
  - 死亡事故の場合の葬儀等への対応、その後の学校との関わりなどに関する配慮
  - 被災児童生徒等の兄弟姉妹へのサポート

## ◆ 被災児童生徒等の保護者への対応

⇒ サンプル編 p.80

### 《参考資料》

- 文部科学省 「学校事故対応に関する指針」（平成28年3月）p.33～34

[https://anzenkyouiku.mext.go.jp/mextshiryou/data/jikotaiou_all.pdf](https://anzenkyouiku.mext.go.jp/mextshiryou/data/jikotaiou_all.pdf)

【参考資料7】遺族等への関わり

（文部科学省「子どもの自殺が起きたときの緊急対応の手引き」（平成22年3月）から引用）

### 4-1-3-2 児童生徒等、保護者への説明

学校管理下（登下校を含む）で事故・災害等が発生すると、憶測に基づく誤った情報や不安等の拡大が懸念されることもあります。このような事態を防ぐためには、必要に応じて、在校児童生徒等やその保護者に対する説明の機会を設けることも重要です。

どのような場合に児童生徒等や保護者への説明を行うかについては、あらかじめ検討し、目安とする判断基準を危機管理マニュアルに定めておくことが望まれます。また、説明等の中で公表する情報について、あらかじめ被災児童生徒等の保護者に確認し承諾を得ておくことも改めて記載し、確実に実施できるようにしておきましょう。

さらに、児童生徒等・保護者への説明について、その方法や内容、留意点などを記載しておくことで、円滑に対応できます。その際、児童生徒等への説明に関しては、心のケアについても記載しておきましょう。また保護者への説明については、発生した事故・災害等の概要だ

けでなく、学校の対応状況や、今後の見通し、保護者への協力依頼なども併せて伝える必要がありますので、それらを取りこぼすことのないよう、文書や説明会での情報提供内容について、あらかじめ基本的な事項を洗い出しておく有効です。

#### 記載の視点

- 児童生徒等、保護者への説明実施の判断基準
- 被災児童生徒等の保護者への配慮（説明内容の確認・承諾）
- 児童生徒等への説明
  - 説明方法（全校集会、学年・学級ごとの説明等）
  - 説明内容（事故・災害等の概要等）
  - 心のケアへの配慮（専門家の支援・助言等）
- 保護者への説明
  - 説明方法（報告文書、緊急保護者会等）
  - 説明内容（事故・災害等の概要、学校の対応状況、保護者への依頼事項等）

### ◆ 児童生徒等、保護者への説明 ⇒ サンプル編 p.82

#### 4-1-3-3 報道機関への対応

事故・災害等の発生後には、報道機関等から取材を求められることもあります。これに適切に対応することは、無用な混乱、誤解や不信を招かないためにも重要です。

報道関係者への対応窓口は、原則として一本化することが必要です。学校設置者等と協議することや、学校で対応する場合には管理職（校長等）を充てることについて、危機管理マニュアルに定めておきます。

また、報道関係者への対応には、様々な留意点があります。被災児童生徒等やその保護者の心情に配慮しつつ正確な事実情報を提供する上で留意すべき事項や、報道関係者との信頼関係を構築する上での留意点、学校現場に混乱を引き起こさないために報道機関に要請すべき事項、取材対応で注意すべき点などは、事前に検討した上で危機管理マニュアルに記載しておきましょう。

#### 記載の視点

- 対応窓口（学校設置者等又は管理職への一本化）
- 対応上の留意点
  - 正確な事実情報の提供（関係機関の情報による事実確認、公表情報についての被災児童生徒等の保護者の確認・承諾など）
  - 誠意ある対応、公平な対応
  - 正常な学校活動を維持するための報道機関への要請
  - 取材者の確認・記録
  - 質問への回答上の留意点
  - 記者会見の設定手順・配慮事項 等

### ◆ 報道機関への対応 ⇒ サンプル編 p.83

#### 4-1-4 教育活動の継続

児童生徒等の安全が一旦確保された後も、事故・災害等の状況によっては、しばらくの間、休校措置が必要となることもあります。事前に臨時休業の判断基準などをできるだけ具体的に定めておくほか、保護者や児童生徒等への連絡方法なども危機管理マニュアルに記載しておきます。休校措置がある程度の期間続く場合には、途中で臨時登校日を設けることも望まれますので、その実施についても記載しておくといでしょう。

事故・災害等の発生後、学校は、教育活動の継続について検討・決定し、学校機能の早期回復を図ることが求められます。そのためには、まず、児童生徒等・教職員の被災状況や、学校の施設・設備等の被害状況、通学路・通学手段の状況などについて把握し、その状況を踏まえた応急教育計画を作成することが必要です。危機管理マニュアルには、被害状況等を把握して必要な応急措置等を実施することや、応急教育計画を作成する上で検討すべき事項（教育の場の確保、教育課程等の再編成など）について、具体的に記載しておきます。応急教育について検討する上では、オンライン授業の活用など、最近の学校を取り巻くICT環境の進展なども考慮するとよいでしょう。

また、被災した児童生徒等の教科書・学用品等や就学機会の確保を支援することも、学校の果たすべき重要な役割です。支援を要する状況であるかどうかについて把握し適切な支援につなげるため実施すべき事項については、危機管理マニュアルに記載しておきましょう。事故災害等によって避難・移動や転出を余儀なくされる児童生徒等への配慮事項について、事前に検討して危機管理マニュアルに記載し、教職員間の共通認識としておくことも望まれます。

##### 記載の視点

- |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>● 臨時休業等の措置                     <ul style="list-style-type: none"> <li>● 臨時休業の判断基準</li> <li>● 保護者等への連絡手段（予備の連絡手段の確保）</li> </ul> </li> <li>● 学校教育再開に向けた下記の対応                     <ul style="list-style-type: none"> <li>● 児童生徒等・教職員の被害調査</li> <li>● 校舎等の施設・設備等の被害状況把握、応急措置</li> <li>● 通学路・通学手段の被害状況把握と必要な措置</li> <li>● 臨時登校実施の判断方法、留意点等</li> </ul> </li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 応急教育に係る計画の作成                     <ul style="list-style-type: none"> <li>● 教育の場の確保方策</li> <li>● 教育課程等の再編成等の対応</li> <li>● 避難所運営との調整</li> <li>● 教育活動再開時期の決定・連絡</li> </ul> </li> <li>● 被災児童生徒等への支援                     <ul style="list-style-type: none"> <li>● 教科書・学用品等の確保</li> <li>● 就学の機会確保</li> <li>● 避難・移動又は転出する児童生徒等への対応</li> </ul> </li> </ul> |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

◆ 教育活動の継続 ⇒ サンプル編 p.84

#### 4-1-5 避難所運営への協力

災害時における避難所の開設・運営は、市町村の災害対策本部が地域の防災組織（自主防災組織等）などと連携して行うことが原則です。学校は、児童生徒等の安全確保や教育活動早期再開のための対応を優先しつつ、施設管理者として、避難所開設・運営に協力します。

事前に、避難所としての学校施設の利用計画や避難所開設・運営の役割分担などについて、市町村の防災担当部局や地域の防災組織と十分に協議して共通認識を構築した上で、学校の役割・体制等について、次のいずれかの形にとりまとめておくとよいでしょう。

- 危機管理マニュアルの中に項目を設けて記載
- 危機管理マニュアルとは別に、「避難所開設・運営支援マニュアル」などの形で整理
- 市町村や地域の防災組織などがとりまとめる「避難所運営マニュアル」の中で、学校側の役割等について記載

##### 記載の視点

###### 【危機管理マニュアルの中に記載する場合】

- 避難所開設・運営支援の体制
  - ・ 責任者、担当者
  - ・ 長期化した場合の交代体制
- 学校が行う支援
  - ・ 支援の範囲、支援方法
  - ・ 市町村、地域の防災組織等との役割分担、連携・連絡の方法
  - ・ 支援実施上の留意点

###### 【別途定める文書を参照する場合】

- 参照先文書名及び保管場所

◆ 避難所運営への協力 ⇒ サンプル編 p.88



## 4-2 心のケア

### 4-2-1 児童生徒等の心のケア

学校保健安全法第29条第3項では、学校は、事故・災害等で危害を受けた児童生徒等や心理的外傷など心身の健康に影響を受けた児童生徒等その他関係者について、心身の健康を回復するために必要な支援を行うものとされています。このため危機管理マニュアルでは、事後対応の一環として、心のケアに関する事項も明確にしておく必要があります。

心のケアの必要性などを判断する上で重要な児童生徒等の心身の健康状態を把握する方法・手順について、保護者との連携方法も含めて定めておきましょう。また、危機発生直後、強いストレスにさらされたことのある子供にトラウマ反応が現れたときの対応方法についても記載しておくこと、教職員がそれを目安に対応することができます。

さらに、具体的な心のケア体制についても、その体制の内容や立ち上げ手順などを定めておきます。学校で心のケアを実施するにあたっては、必要に応じて地域の医療機関、その他の関係機関との連携を図るよう努めることも求められています。心のケア体制については、必要に応じて専門家・専門機関等が加わることを可能としておくほか、地域の医療機関等との連携について別途明記しておくことも有効です。

#### 記載の視点

- 児童生徒等の心身の健康状態把握方法
  - 情報収集・分析の役割分担
  - 把握すべき項目（健康観察様式など）
  - 保護者との連携（保護者からの情報収集方法など）
- トラウマ反応への対応の基本
- 心のケア体制
  - 体制立ち上げの判断基準・判断者
  - 関係機関・専門家も含めた構成員
  - 主な検討事項

#### 《参考資料》

- 文部科学省 「子どもの心のケアのために―災害や事件・事故発生時を中心に―」（平成22年7月） [https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/1297484.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/1297484.htm)
- 文部科学省 「学校における子供の心のケア―サインを見逃さないために―」（平成26年3月） [https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/1347830.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/1347830.htm)

- ◆ 児童生徒等の心のケア ⇒ サンプル編 p.89
- ◆ 危機発生時の健康観察様式 ⇒ サンプル編 p.91
- ◆ 児童生徒等の身体状況等調査票様式 ⇒ サンプル編 p.92

## 4-2-2 教職員の心のケア

事故・災害等で被災した教職員や、事故・災害等の対応に当たる教職員などもまた、大きなストレスを抱えることが少なくありません。教職員間でこれを共通の認識にするとともに、教職員の相互支援を基盤とした措置を講じることができるよう、教職員の心のケアについても危機管理マニュアルに記載しておくことが望まれます。

### 記載の視点

- |                                                                                                                                                                        |                                                                                                                                            |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"><li>● 管理職の対応<ul style="list-style-type: none"><li>・ 被災教職員への配慮</li><li>・ 業務負担の調整、軽減</li><li>・ 心の健康対策(研修会、健康チェック等)</li></ul></li></ul> | <ul style="list-style-type: none"><li>● 各教職員の対応<ul style="list-style-type: none"><li>・ 自身の心の健康管理</li><li>・ 同僚への配慮、健康観察</li></ul></li></ul> |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

◆ 教職員の心のケア ⇒ サンプル編 p.93



## 4-3 調査・検証・報告・再発防止等

### 4-3-1 学校設置者等への報告、支援要請

学校は、死亡事故及び治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う場合など重篤な事故が起こった場合には、下表のとおり、学校の設置者等へ速やかに報告を行うことが求められています。

	報告先
公立学校	学校の設置者
国立学校	学校の設置者
私立学校・株立学校	(学校設置者を通じて) 都道府県私学担当課、地方公共団体の学校設置会社担当課
幼稚園・幼保連携型認定こども園	子ども・子育て支援新制度対象施設：市町村 上記以外の施設：都道府県

※幼稚園・幼保連携型認定こども園による報告は、内閣府・文部科学省・厚生労働省の通知「特定教育・保育施設等における事故の報告等について」（平成29年11月10日付）に基づく。

このため、報告の手順や報告先、報告内容（様式）などについては、あらかじめ危機管理マニュアルに明記しておきます。その際、第一報は正確さや詳細さよりも迅速性を重視すべきであるということも、併せて記載しておくといよいでしょう。

また、事故・災害等の規模が大きかったり、重大な事態が発生したりした場合には、学校単独で対応することには限界もあります。状況によっては、学校設置者等への報告と同時に、人員の派遣や助言等の支援を要請する必要がありますので、そうした判断についても記載しておきます。

#### 記載の視点

- 報告の判断者、報告基準、報告先
- 報告の内容（報告様式等）
- 迅速性の重視
- 支援要請の判断基準

### 4-3-2 調査

文部科学省の定める「学校事故対応に関する指針」（平成28年3月）では、事故を検証し今後の対策に生かすため、基本調査・詳細調査の2段階からなる調査の実施を求めています（次ページ表参照）。

このうち、原則として学校が実施する基本調査は、事実関係を整理するため、調査対象となる事案の発生後速やかに着手して、学校がその時点で持っている情報及び基本調査の期間中に得られた情報を迅速に整理するものです。危機管理マニュアルには、こうした対応を円滑に進めるために、あらかじめ必要な事項を定めておくことが必要です。

たとえば、基本調査の調査対象範囲、調査体制のほか、調査として実施する教職員や児童生徒等からの聴き取り方法、記録の取り方などを、具体的に定めておきましょう。また、聴き取り対象となる教職員・児童生徒等の心のケアや、記録等の取扱いなど、調査に際して留意すべき事項も明記しておきます。加えて、基本調査を受けて学校設置者等が行う詳細調査への対応についても記載しておけば、教職員間の共通認識とすることができます。

「学校事故対応に関する指針」に定める調査

	基本調査	詳細調査
調査対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 登下校中を含めた学校管理下において発生した死亡事故</li> <li>* 治療に要する期間が 30 日以上を負傷や疾病を伴う場合等重篤な事故のうち学校設置者が必要と判断した事故</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 基本調査の報告を受けて、学校設置者が判断</li> </ul>
調査主体	原則として学校が実施 (学校設置者が指導・助言)	下記の主体が中立的な立場の外部専門家で構成する調査委員会を設置して実施 <ul style="list-style-type: none"> <li>* 公立・国立学校：特段の事情がない限り、学校設置者</li> <li>* 私立・株立学校：学校設置者 ただし死亡事故等が発生した場合で、学校法人の求めに応じ、必要と認められる際は、都道府県等担当課</li> </ul>
位置付け	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 事実関係の整理</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 事故に至る過程や事故原因の解明</li> <li>* 再発防止・学校事故予防への提言</li> </ul>

記載の視点

- 基本調査の実施
  - ・ 調査対象の基準
  - ・ 死亡事故以外の事案(学校設置者等が調査実施を判断する事案)の発生直後の取扱い
  - ・ 調査体制(役割分担、及びその体制で調査が実施できない場合の代替手段)
  - ・ 調査における心のケアへの配慮(スクールカウンセラーの活用、聴き取り対象者への説明等)
  - ・ 教職員、児童生徒等(当該事案に関係した校外関係者を含む)からの聴き取り方法(記録様式含む)、聴き取りの際の配慮事項
  - ・ 得られた情報の整理方法(整理様式含む)、整理結果の報告
  - ・ 記録の保存期間
- 詳細調査への協力

【コラム】幼稚園・幼保連携型認定こども園における調査

幼稚園・幼保連携型認定こども園については、4-3-1 で実施する報告の後、基本調査にあたる事実関係の整理を行い、事故の要因分析や検証等と併せて原則1ヶ月以内程度に第二報として報告します。また、死亡事故等の重大事故については、市町村又は学校設置者において詳細調査にあたる調査を実施する*こととなります。

※子ども・子育て支援新制度の対象となる幼稚園及び幼保連携型認定こども園は、内閣府・文部科学省・厚生労働省の通知「教育・保育施設等における重大事故の再発防止のための事後的な検証について」(平成28年3月31日付)に基づき市町村が実施、その他の幼稚園は「学校事故対応に関する指針」に基づき学校設置者(学校法人の求めに応じ必要と認められる際は都道府県等担当課)が実施。

このため、危機管理マニュアルには、事実関係の整理と第二報の報告についての手順等を定めるとともに、市町村や学校設置者による調査への協力も明記しておくことが望まれます。

### 4-3-3 評価・検証、再発防止

基本調査・詳細調査等の結果は、今後の再発防止に活かすことが不可欠です。

学校設置者等による詳細調査が実施されない場合には、学校として自ら評価・検証し、再発防止策を実施することが必要となります。このため、危機管理マニュアルには、自校における評価・検証について、実施体制等を明記しておきましょう。その際に、評価・検証の視点などを具体的に記載しておくこと、実際に評価・検証を行う際に役立ちます。

また、事故等の教訓を確実に再発防止につなげるため、自校における評価・検証の結果や詳細調査の提言を基に、再発防止策を検討・実施することが必要です。危機管理マニュアルには、そのための具体的な手順などについても記載しておきます。

#### 記載の視点

- |                                                                                                                                                                      |                                                                                                                                                                         |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>● 評価・検証                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 評価・検証の体制(実施者)</li> <li>・ 評価・検証の視点</li> </ul> </li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 再発防止策の実施                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 再発防止策の検討手順</li> <li>・ 再発防止策の実施、確認</li> </ul> </li> </ul> |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

◆ 調査・検証・報告・再発防止等

⇒ サンプル編 p.94

